

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 規 則

- 長崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 長崎県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則
- 長崎県医学修学資金等貸与条例施行規則の一部を改正する規則
- 長崎県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則を廃止する規則
- 長崎県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則等の一部を改正する規則
- 長崎県漁港管理規則の一部を改正する規則
- 建築基準法施行細則の一部を改正する規則
- 長崎県財務規則の一部を改正する規則
- 長崎県証紙条例施行規則の一部を改正する規則
- 長崎県証紙条例施行規則を廃止する規則

所管課（室）名

スマート県庁推進課
市町村課
医療人材対策室

長寿社会課

障害福祉課
漁港漁場課
建築課
会計課

〃

〃

◎ 告 示

- ・区画漁業の免許
- ・令和6年長崎県内水面漁場管理委員会指示第1号に基づく水系の範囲等
- ・家畜伝染病予防法に基づく検査命令
- ・家畜伝染病予防法に基づく接種命令
- ・都市計画事業の事業計画の変更認可
- ・道路の区域変更（5件）
- ・道路の供用開始（3件）
- ・洪水浸水想定区域の指定の変更及び指定
- ・急傾斜地崩壊危険区域の指定（2件）
- 出納員の事務の再委任の一部改正
- 会計管理者の事務の委任の一部改正
- ・一般競争入札の参加者の資格等

漁業振興課

畜産課

都市計画課
道路維持課

河川課
砂防課
会計課

監査事務局

◎ 公 告

- ・大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（2件）
- ・土地改良区の解散に伴う清算人の退任
- ・測量の実施
- ・測量の終了
- ・都市計画の図書の縦覧（2件）
- ・一般競争入札の実施

経営支援課
農村整備課
建設企画課

〃

都市政策課
監査事務局

◎ 教育委員会告示

- ・県指定文化財の指定

学芸文化課

◎ 監査委員公表

- ・令和5年度普通会計定期監査（後期）、財政援助団体等監査及び行政監査の結果の公表

監査事務局

◎ 人事委員会規則

- 職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則
- 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

人事委員会事務局
"

◎ 人事委員会公告

- ・不服申立て事案の却下決定に係る公示送付

人事委員会事務局

◎ 対馬海区漁業調整委員会指示

- ・漁業法の規定によるあまだいはえ縄漁業及びあまだい立縄漁業の操業制限

対馬海区漁業調整委員会

◎ 長崎県内水面漁場管理委員会指示

- ・漁業法の規定に基づくコイヘルペスウイルス病まん延防止のための指示

長崎県内水面漁場管理委員会

規 則

長崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月22日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県規則第5号

長崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

長崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成27年長崎県規則第43号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
	<p><u>第6条 条例別表第1の4の項の規則に定める事務は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>療育手帳の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</u></p> <p>(2) <u>療育手帳の交付後に行う障害程度の再判定に関する事務</u></p> <p>(3) <u>療育手帳指導台帳の整備に関する事務</u></p> <p>(4) <u>療育手帳の交付を受けた者が氏名若しくは住所を変更したとき、保護者を変更し、若しくは保護者の氏名若しくは住所を変更したときその他記載事項に変更が生じたときの届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</u></p> <p>(5) <u>療育手帳の交付を受けた者が療育手帳を紛失し、若しくは破損したとき、記載欄に余白がなくなったとき等における療育手帳の再交付に関する事務</u></p> <p>(6) <u>療育手帳の交付を受けた者が知的障害のある状態に該当しなくなったとき、死亡したとき、県外に転出したと</u></p>

第6条 条例別表第1の4の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1)～(4) 略

第7条 条例別表第1の5の項の規則で定める事務は、特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和29年政令第157号）第2条の収入額及び需要額の算定に必要な資料の受理、当該資料に係る事実についての審査及び特別支援教育就学奨励費補助金の給付に関する事務とする。

第8条 条例別表第1の6の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1)～(5) 略

第9条及び第10条 略

第11条 条例別表第2の3の項事務の欄の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項特定個人情報の欄の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 第4条第1号に規定する事務 次に掲げる情報

ア～ウ 略

エ 外国人要保護者等に係る児童福祉法第19条の2第1項の小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報

オ 外国人要保護者等に係る児童福祉法第20条第1項の療育の給付の支給に関する情報

カ 外国人要保護者等に係る児童福祉法第24条の2第1項の障害児入所給付費の支給に関する情報

キ 外国人要保護者等に係る母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第13条第1項、第31条の6第1項若しくは第32条第1項又は附則第3条若しくは第6条の資金の貸付けに関する情報

ク 外国人要保護者等に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第6条の自立支援給付の支給に関する情報

ケ 外国人要保護者等に係る難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第5条第1項の特定医療費の支給に関する情報

ユ 外国人要保護者等に係る生活保護法第19条第1項の保護の決定及び実施、第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更、第25条第1項の職権による保護の開始若しくは同条第2項の職権による保護の変更又は第26条の保護の停止若しくは廃止に関する情報（以下「生活保護実施関係情報」という。）、生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給に関する情報又は同法第55条の5第1項の進学準備給付金の支給に関する情報

サ 外国人要保護者等に係る児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報

シ 外国人要保護者等に係る母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条（同法第31条の10において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給に関する情報

ス 外国人要保護者等に係る特別児童扶養手当等の支給

き、療育手帳の再交付を受けた後に亡失した療育手帳を発見したときその他療育手帳を必要としなくなったときの療育手帳の返還に関する事務

第7条 条例別表第1の5の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1)～(4) 略

第8条 条例別表第1の6の項の規則で定める事務は、特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和29年政令第157号）第2条の収入額及び需要額の算定に必要な資料の受理、当該資料に係る事実についての審査及び特別支援教育就学奨励費補助金の給付に関する事務とする。

第9条 条例別表第1の7の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1)～(5) 略

第10条及び第11条 略

第12条 条例別表第2の3の項事務の欄の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項特定個人情報の欄の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 第4条第1号に規定する事務 次に掲げる情報

ア～ウ 略

エ 外国人要保護者等に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）別表第2の26の項の第4欄に掲げる特定個人情報であつて知事が保有する情報

に関する法律（昭和39年法律第134号）第17条の障害児福祉手当、同法第26条の2の特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報
セ 外国人要保護者等に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第1項の特別児童扶養手当の支給に関する情報
ソ 外国人要保護者等に係る労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第18条第2号の求職者の知識及び技能の習得を容易にするための給付金の支給（都道府県知事が行うものに限る。）に関する情報
タ 外国人要保護者等に係る中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項及び第3項の支援給付の支給の実施、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号。以下「平成19年改正法」という。）附則第4条第1項の支援給付の支給の実施並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号。以下「平成25年改正法」という。）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成25年改正法による改正前の中中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下「旧法」という。）第14条第1項の支援給付、平成25年改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第3項の支援給付及び平成25年改正法附則第2条第3項の支援給付の支給の実施、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項（平成19年改正法附則第4条第2項において準用する場合を含む。）並びに平成25年改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第24条第1項の開始若しくは同条第9項の変更、同法第25条第1項の職権による開始若しくは同条第2項の職権による変更又は同法第26条の停止若しくは廃止に関する情報

(2)～(5) 略

第12条 条例別表第2の4の項事務の欄の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項特定個人情報の欄の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項の特定医療費の支給に関する事務 次に掲げる情報

ア 略

イ 指定難病の患者、その保護者又は支給認定基準世帯員に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第17条の障害児福祉手当、同法第26条の2の特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条

(2)～(5) 略

第13条 条例別表第2の4の項事務の欄の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項特定個人情報の欄の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第5条第1項の特定医療費の支給に関する事務 次に掲げる情報

ア 略

イ 指定難病の患者、その保護者又は支給認定基準世帯員に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第17条の障害児福祉手当、同法第26条の2の特別障害者手当又は国民年金法等の一部

第1項の福祉手当の支給に関する情報

ウ及びエ 略

(2)～(8) 略

第13条 条例別表第2の5の項事務の欄の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項特定個人情報の欄の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 児童扶養手当法第6条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務 当該請求に係る児童に係る療育手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

(2)～(4) 略

第14条及び第15条 略

第16条 条例別表第2の8の項事務の欄の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項特定個人情報の欄の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 第6条第1号に規定する事務 次に掲げる情報

ア 申請を行う者又は当該者の保護者等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号）第1条第2項の保護者等をいう。以下この条及び第27条において「保護者等」という。）に係る生活保護実施関係情報

イ～エ 略

(2) 第6条第2号に規定する事務 前号に掲げる情報

(3) 第6条第3号に規定する事務 第1号に掲げる情報

(4) 第6条第4号に規定する事務 第1号に掲げる情報

第17条 条例別表第2の9の項事務の欄の規則で定める事務は、第6条第1号に規定する事務とし、同項特定個人情報の欄の規則で定める情報は、学び直し支援金の審査及び給付に関する事務で取得した前条第2号に規定する情報とする。

第18条 条例別表第2の10の項事務の欄の規則で定める事務は、第7条に規定する事務とし、同項特定個人情報の欄の規則で定める情報は、特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）第5条の経費の算定に必要な資料に係る事実についての審査及び給付に関する事務で取得した次に掲げる情報とする。

(1)及び(2) 略

第19条 条例別表第2の11の項事務の欄の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項特定個人情報の欄の規則で定める情報は、同号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 第8条第1号に規定する事務 第16条第1号ウ及びエに掲げる情報

(2) 第8条第2号に規定する事務 前号に掲げる情報

(3) 第8条第3号に規定する事務 第1号に掲げる情報

(4) 第8条第4号に規定する事務 第1号に掲げる情報

(5) 第8条第5号に規定する事務 第1号に掲げる情報

を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報

ウ及びエ 略

(2)～(8) 略

第14条 条例別表第2の5の項事務の欄の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項特定個人情報の欄の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第6条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務 当該請求に係る児童に係る療育手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

(2)～(4) 略

第15条及び第16条 略

第17条 条例別表第2の8の項事務の欄の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項特定個人情報の欄の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 第7条第1号に規定する事務 次に掲げる情報

ア 申請を行う者又は当該者の保護者等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号）第1条第2項の保護者等をいう。以下この条及び第27条において「保護者等」という。）に係る生活保護法第19条第1項の保護の決定及び実施、第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更、第25条第1項の職権による保護の開始若しくは同条第2項の職権による保護の変更又は第26条の保護の停止若しくは廃止に関する情報（以下「生活保護実施関係情報」という。）

イ～エ 略

(2) 第7条第2号に規定する事務 前号に掲げる情報

(3) 第7条第3号に規定する事務 第1号に掲げる情報

(4) 第7条第4号に規定する事務 第1号に掲げる情報

第18条 条例別表第2の9の項事務の欄の規則で定める事務は、第7条第1号に規定する事務とし、同項特定個人情報の欄の規則で定める情報は、学び直し支援金の審査及び給付に関する事務で取得した前条第2号に規定する情報とする。

第19条 条例別表第2の10の項事務の欄の規則で定める事務は、第8条に規定する事務とし、同項特定個人情報の欄の規則で定める情報は、特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）第5条の経費の算定に必要な資料に係る事実についての審査及び給付に関する事務で取得した次に掲げる情報とする。

(1)及び(2) 略

第20条 条例別表第2の11の項事務の欄の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項特定個人情報の欄の規則で定める情報は、同号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 第9条第1号に規定する事務 第17条第1号ウ及びエに掲げる情報

(2) 第9条第2号に規定する事務 前号に掲げる情報

(3) 第9条第3号に規定する事務 第1号に掲げる情報

(4) 第9条第4号に規定する事務 第1号に掲げる情報

(5) 第9条第5号に規定する事務 第1号に掲げる情報

第20条 条例別表第2の12の項事務の欄の規則で定める事務は、第8条第1号に規定する事務とし、同項特定個人情報の欄の規則で定める情報は、長崎県立高等学校学び直し支援金及び長崎県市立高等学校学び直し支援金の支給の申請に係る事実についての審査及び給付に関する事務で取得した第16条第2号に規定する情報とする。

第21条～第24条 略

第25条 条例別表第3の4の項事務の欄の規則で定める事務は、第7条に規定する事務とし、同項特定個人情報の欄の規則で定める情報は、前条に規定する情報とする。

第26条 条例別表第3の5の項事務の欄の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項特定個人情報の欄の規則で定める情報は、同号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 第8条第1号に規定する事務 第16条第1号ア及びイに掲げる情報
- (2) 第8条第2号に規定する事務 前号に掲げる情報
- (3) 第8条第3号に規定する事務 第1号に掲げる情報
- (4) 第8条第4号に規定する事務 第1号に掲げる情報
- (5) 第8条第5号に規定する事務 第1号に掲げる情報

第27条 略

第28条 条例別表第3の7の項事務の欄の規則で定める事務は、児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付の支給に関する事務とし、同項特定個人情報の欄の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 児童手当法第7条第1項（同法第17条第1項（同法附則第2条第4項において準用する場合を含む。）及び同法附則第2条第4項において適用し、又は準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項の給付をいう。以下この条において同じ。）の受給資格及びその額についての認定の請求に係る事実についての審査に関する事務

ア 当該請求に係る一般受給資格者（児童手当法第7条第1項の一般受給資格者をいう。以下この条において同じ。）又はその者と生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）に係る市町村民税に関する情報

イ 当該請求に係る支給要件児童（児童手当法第4条第1項第1号に規定する支給要件児童をいう。）又は当該請求に係る一般受給資格者に係る住民票に記載された住民票関係情報

(2) 児童手当法第9条第1項（同法附則第2条第4項において準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付の額の改定の請求に係る事実についての審査に関する事務 前号イに掲げる情報

(3) 児童手当法第26条（同条第2項を除き、同法附則第2条第4項において準用する場合を含む。）の届出に係る事実についての審査に関する事務 第1号に掲げる情報（委任）

第29条 略

第21条 条例別表第2の12の項事務の欄の規則で定める事務は、第9条第1号に規定する事務とし、同項特定個人情報の欄の規則で定める情報は、長崎県立高等学校学び直し支援金及び長崎県市立高等学校学び直し支援金の支給の申請に係る事実についての審査及び給付に関する事務で取得した第17条第2号に規定する情報とする。

第22条～第25条 略

第26条 条例別表第3の4の項事務の欄の規則で定める事務は、第8条に規定する事務とし、同項特定個人情報の欄の規則で定める情報は、前条に規定する情報とする。

第27条 条例別表第3の5の項事務の欄の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項特定個人情報の欄の規則で定める情報は、同号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 第9条第1号に規定する事務 第17条第1号ア及びイに掲げる情報
- (2) 第9条第2号に規定する事務 前号に掲げる情報
- (3) 第9条第3号に規定する事務 第1号に掲げる情報
- (4) 第9条第4号に規定する事務 第1号に掲げる情報
- (5) 第9条第5号に規定する事務 第1号に掲げる情報

第28条 略

第29条 条例別表第3の7の項事務の欄の規則で定める事務は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）別表第2の74の項第2欄に掲げる事務とし、条例別表第3の7の項特定個人情報の欄の規則で定める情報は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第40条各号に定める情報とする。

（委任）

第30条 略

附 則

この規則は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）附則第1条本文に規定する施行の日から施行する。

長崎県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月22日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県規則第6号

長崎県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

第1条 長崎県住民基本台帳法施行細則（平成14年長崎県規則第45号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(本人確認情報等の開示請求書の提出) 第3条 法第30条の32第1項（法第30条の44の12において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による自己に係る本人確認情報及び法第30条の41第1項の規定による自己に係る附票本人確認情報（以下「本人確認情報等」という。）の開示請求（以下「開示請求」という。）は、本人確認情報等開示請求書（様式第2号）により行うものとする。	(本人確認情報の開示請求書の提出) 第3条 法第30条の32第1項の規定による自己に係る本人確認情報の開示請求（以下「開示請求」という。）は、本人確認情報開示請求書（様式第2号）により行うものとする。
2～4 略 (郵送による開示請求書の提出)	2～4 略 (郵送による開示請求書の提出)
第4条 開示請求をしようとする者は、郵送により本人確認情報等開示請求書を提出することができる。この場合においては、前条第3項及び第4項に規定する書類（これらの書類を複写機により複写したものを含む。）を提出しなければならない。	第4条 開示請求をしようとする者は、郵送により本人確認情報開示請求書を提出することができる。この場合においては、前条第3項及び第4項に規定する書類（これらの書類を複写機により複写したものを含む。）を提出しなければならない。
2 略 (開示請求に対する措置)	2 略 (開示請求に対する措置)
第5条 知事は、本人確認情報等を開示する旨の決定をしたときは、開示請求を行った者（以下「開示請求者」という。）に対し、本人確認情報等確認書（様式第3号）を交付することにより開示を行うものとする。ただし、開示請求者の同意があるときは、出力した帳票の提示又は当該本人確認情報等が表示されたディスプレイ（専用端末の画面の表示）の閲覧により本人確認情報等の開示を行うことができる。	第5条 知事は、本人確認情報を開示する旨の決定をしたときは、開示請求を行った者（以下「開示請求者」という。）に対し、本人確認情報確認書（様式第3号）を交付することにより開示を行うものとする。ただし、開示請求者の同意があるときは、出力した帳票の提示又は当該本人確認情報が表示されたディスプレイ（専用端末の画面の表示）の閲覧により本人確認情報の開示を行うことができる。
2 知事は、当該開示請求に係る本人確認情報等が存在しないときは、開示請求者に対して本人確認情報等不存在通知書（様式第4号）を交付する。	2 知事は、当該開示請求に係る本人確認情報が存在しないときは、開示請求者に対して本人確認情報不存在通知書（様式第4号）を交付する。
3 法第30条の33第2項（法第30条の44の12において準用する場合を含む。）に規定する通知は、本人確認情報等開示期限延長通知書（様式第5号）により行うものとする。 (本人確認情報等の訂正)	3 法第30条の33第2項に規定する通知は、本人確認情報開示期限延長通知書（様式第5号）により行うものとする。 (本人確認情報の訂正)
第6条 法第30条の35（法第30条の44の12において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づく開示に係る本人確認情報等の内容の全部又は一部の訂正、追加又は削除の申出（以下「本人確認情報等の訂正等申出」という。）は、本人確認情報等訂正等申出書（様式第6号）により行うものとする。	第6条 法第30条の35の規定に基づく開示に係る本人確認情報の内容の全部又は一部の訂正、追加又は削除の申出（以下「本人確認情報の訂正等申出」という。）は、本人確認情報訂正等申出書（様式第6号）により行うものとする。
2 第3条第2項から第4項まで及び第4条の規定は、本人確認情報等の訂正等申出において準用する。	2 第3条第2項から第4項まで及び第4条の規定は、本人確認情報の訂正等申出において準用する。
3 本人確認情報等の訂正等申出があった場合における法第	3 本人確認情報の訂正等申出があった場合における法第

30条の35に規定する通知は、本人確認情報等調査結果通知書（様式第7号）により行うものとする。

（知事以外の執行機関への本人確認情報等の提供方法）

第7条 条例第5条の規定による都道府県知事保存本人確認情報（住民票コードを除く。）及び都道府県知事保存附票本人確認情報（住民票コードを除く。）の提供は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法については、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準（平成14年総務省告示第334号）によるものとする。

条の35に規定する通知は、本人確認情報調査結果通知書（様式第7号）により行うものとする。

（知事以外の執行機関への本人確認情報の提供方法）

第7条 条例第5条の規定による知事保存本人確認情報（住民票コードを除く。）の提供は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法については、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準（平成14年総務省告示第334号）によるものとする。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号（第3条関係）

本人確認情報等開示請求書

年 月 日

長崎県知事

様

請 求 書	氏名	
	住所	(〒 —)
	連絡先 (電話番号)	

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の32第1項（法第30条の44の12において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により、自己に係る本人確認情報等の開示を請求します。

氏名		生年月日	年月日
性別		住民票コード	
住所	(〒 —)		
開示方法	ア 本人確認情報等確認書の交付 イ 出力された帳票の提示 ウ ディスプレイ（専用端末の画面の表示）の閲覧		
連絡先の電話番号	() —		

- 注 1 法定代理人が請求する場合は、下線部を「下記の者に係る」とする。
- 2 開示方法は、希望するものを○で囲んでください（複数でも可）。ただし、アの本人確認情報等確認書の交付は、1枚につき10円が必要となります。
- 3 請求には、本人であること（又は法定代理人自身であること）を確認するために必要な書類（個人番号カード、運転免許証、健康保険の被保険者証その他の書類。事前に下記の担当課までお問い合わせください。）の提示が必要です。
- 4 郵送で請求を行う場合には、3の書類（又は3の書類の写し）を提出してください。
- 5 法定代理人による請求の場合は、3の書類のほか戸籍謄本等本人との関係を証明するために必要な書類の提示（郵送の場合は提出）が必要です。

ここに証紙を貼ってください。

※担当課の名称

(電話番号)

様式第3号を次のように改める。

様式第3号（第5条関係）

本人確認情報等確認書

あなたの本人確認情報等は以下のように記録されています。

最新

住民票コード		生年月日		性別	
個人番号					
氏名					
住所					
区分・事由					
上記事由に対応する年月日					

住民票コード		生年月日		性別	
個人番号					
氏名					
住所					
区分・事由					
上記事由に対応する年月日					

住民票コード		生年月日		性別	
個人番号					
氏名					
住所					
区分・事由					
上記事由に対応する年月日					

年 月 日

長崎県
長崎県知事

印

様式第4号を次のように改める。

様式第4号（第5条関係）

本人確認情報等不存在通知書

第 年 月 日 号

長崎県知事 印

年 月 日付けで請求のあった本人確認情報等の開示については、当該本人確認情報等が存在しないので、住民基本台帳法第30条の32第2項（法第30条の44の12において準用する場合を含む。）の規定により通知します。

担当課	部 (電話番号)	課 —	班 (内線))
備考			

様式第5号を次のように改める。

様式第5号（第5条関係）

本人確認情報等開示期限延長通知書

第 号
年 月 日

長崎県知事 印

年 月 日付けで請求のあった本人確認情報等の開示については、住民基本台帳法第30条の33第2項（法第30条の44の12において準用する場合を含む。）の規定により次のとおり開示の期限を延長しますので、通知します。

法第30条の33第1項（法第30条の44の12において準用する場合を含む。）の規定による期間	年 月 日 から 年 月 日まで
上記期限内に開示することができない理由	
開示の期限	
担当課	部 課 班 (電話番号 — — (内線))
備考	

様式第6号を次のように改める。

様式第6号（第6条関係）

本人確認情報等訂正等申出書

年 月 日

長崎県知事

様

請求者	氏名	
	住所	(〒 ——)
	連絡先 (電話番号)	

住民基本台帳法第30条の35（法第30条の44の12において準用する場合を含む。）の規定による開示に係る本人確認情報等の訂正、追加又は削除について、次のとおり申し出ます。

開示を受けた内容	開示を受けた年月日	年 月 日
	住民票コード	
	個人番号	
	氏名	
	生年月日	
	性別	
	住所	
	区分・事由	
	上記事由に対応する年月日	
訂正申出の内容	住民票コード	
	個人番号	
	氏名	
	生年月日	
	性別	
	住所	
	区分・事由	
	上記事由に対応する年月日	
連絡先の電話番号	(電話番号 — — (内線))	

注 1 請求には、本人であること（又は法定代理人自身であること）を確認するために必要な書類（個人番号カード、運転免許証、健康保険の被保険者証その他の書類。事前に担当課までお問い合わせください。）の提示が必要です。

2 郵送で請求を行う場合には、1の書類（又は1の書類の写し）を提出してください。

3 法定代理人による請求の場合は、1の書類のほか戸籍謄本等本人との関係を証明するため必要な書類の提示（郵送の場合は提出）が必要です。

4 本人確認情報等確認書の写しを添付する場合は、「開示を受けた内容」欄の記載は省略しても差し支えありません。

様式第7号を次のように改める。

様式第7号（第6条関係）

本人確認情報等調査結果通知書

第 号
年 月 日

長崎県知事 印

年 月 日付けで申出のあった本人確認情報等の訂正については、住民基本台帳法第30条の35（法第30条の44の12において準用する場合を含む。）の規定により次のとおり調査結果を通知します。

訂正申出を受けた年 月 日	年 月 日
訂 正 の 有 無	有 (年 月 日 訂正実施) 無
調査結果の内容	
担当課	部 (電話番号) — — (内線)) 課 班

第2条 長崎県住民基本台帳法施行細則の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(本人確認情報等の開示請求書の提出)	(本人確認情報等の開示請求書の提出)
第3条 法第30条の32第1項（法第30条の44の13において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による自己に係る本人確認情報及び法第30条の41第1項の規定による自己に係る附票本人確認情報（以下「本人確認情報等」という。）の開示請求（以下「開示請求」という。）は、本人確認情報等開示請求書（様式第2号）により行うものとする。	第3条 法第30条の32第1項（法第30条の44の12において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による自己に係る本人確認情報及び法第30条の41第1項の規定による自己に係る附票本人確認情報（以下「本人確認情報等」という。）の開示請求（以下「開示請求」という。）は、本人確認情報等開示請求書（様式第2号）により行うものとする。
2~4 略 (開示請求に対する措置)	2~4 略 (開示請求に対する措置)
第5条 1~2 略	第5条 1~2 略
3 法第30条の33第2項（法第30条の44の13において準用する場合を含む。）に規定する通知は、本人確認情報等開示期限延長通知書（様式第5号）により行うものとする。	3 法第30条の33第2項（法第30条の44の12において準用する場合を含む。）に規定する通知は、本人確認情報等開示期限延長通知書（様式第5号）により行うものとする。
(本人確認情報等の訂正)	(本人確認情報等の訂正)
第6条 法第30条の35（法第30条の44の13において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づく開示に係る本人確認情報等の内容の全部又は一部の訂正、追加又は削除の申出（以下「本人確認情報等の訂正等申出」という。）は、本人確認情報等訂正等申出書（様式第6号）により行うものとする。	第6条 法第30条の35（法第30条の44の12において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づく開示に係る本人確認情報等の内容の全部又は一部の訂正、追加又は削除の申出（以下「本人確認情報等の訂正等申出」という。）は、本人確認情報等訂正等申出書（様式第6号）により行うものとする。
2~3 略	2~3 略

様式第2号を次のように改める。

様式第2号（第3条関係）

本人確認情報等開示請求書

年 月 日

長崎県知事

様

請 求 書	氏名	
	住所	(〒 —)
	連絡先 (電話番号)	

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の32第1項（法第30条の44の13において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により、自己に係る本人確認情報等の開示を請求します。

氏名		生年月日	年月日
性別		住民票コード	
住所	(〒 —)		
開示方法	ア 本人確認情報等確認書の交付 イ 出力された帳票の提示 ウ ディスプレイ（専用端末の画面の表示）の閲覧		
連絡先の電話番号	() —		

- 注 1 法定代理人が請求する場合は、下線部を「下記の者に係る」とする。
 2 開示方法は、希望するものを○で囲んでください（複数でも可）。ただし、アの本人確認情報等確認書の交付は、1枚につき10円が必要となります。
 3 請求には、本人であること（又は法定代理人自身であること）を確認するために必要な書類（個人番号カード、運転免許証、健康保険の被保険者証その他の書類。事前に下記の担当課までお問い合わせください。）の提示が必要です。
 4 郵送で請求を行う場合には、3の書類（又は3の書類の写し）を提出してください。
 5 法定代理人による請求の場合は、3の書類のほか戸籍謄本等本人との関係を証明するために必要な書類の提示（郵送の場合は提出）が必要です。

ここに証紙を貼ってください。

※担当課の名称 (電話番号)

様式第4号を次のように改める。

様式第4号（第5条関係）

本人確認情報等不存在通知書

第 年 月 日 号

長崎県知事 印

年 月 日付けで請求のあった本人確認情報等の開示については、当該本人確認情報等が存在しないので、住民基本台帳法第30条の32第2項（法第30条の44の13において準用する場合を含む。）の規定により通知します。

担当課	部 (電話番号)	課 —	班 (内線))
備考			

様式第5号を次のように改める。

様式第5号（第5条関係）

本人確認情報等開示期限延長通知書

第 号
年 月 日

長崎県知事 印

年 月 日付けで請求のあった本人確認情報等の開示については、住民基本台帳法第30条の33第2項（法第30条の44の13において準用する場合を含む。）の規定により次のとおり開示の期限を延長しますので、通知します。

法第30条の33第1項（法第30条の44の13において準用する場合を含む。）の規定による期間	年 月 日 から 年 月 日まで
上記期限内に開示することができない理由	
開示の期限	
担当課	部 課 班 (電話番号 — — (内線))
備考	

様式第6号を次のように改める。

様式第6号（第6条関係）

本人確認情報等訂正等申出書

年 月 日

長崎県知事

様

請求者	氏名	
	住所	(〒 ——)
	連絡先 (電話番号)	

住民基本台帳法第30条の35（法第30条の44の13において準用する場合を含む。）の規定による開示に係る本人確認情報等の訂正、追加又は削除について、次のとおり申し出ます。

開示を受けた内容	開示を受けた年月日	年 月 日
	住民票コード	
	個人番号	
	氏名	
	生年月日	
	性別	
	住所	
	区分・事由	
	上記事由に対応する年月日	
訂正申出の内容	住民票コード	
	個人番号	
	氏名	
	生年月日	
	性別	
	住所	
	区分・事由	
	上記事由に対応する年月日	
連絡先の電話番号	(電話番号 — — (内線))	

注 1 請求には、本人であること（又は法定代理人自身であること）を確認するために必要な書類（個人番号カード、運転免許証、健康保険の被保険者証その他の書類。事前に担当課までお問い合わせください。）の提示が必要です。

2 郵送で請求を行う場合には、1の書類（又は1の書類の写し）を提出してください。

3 法定代理人による請求の場合は、1の書類のほか戸籍謄本等本人との関係を証明するため必要な書類の提示（郵送の場合は提出）が必要です。

4 本人確認情報等確認書の写しを添付する場合は、「開示を受けた内容」欄の記載は省略しても差し支えありません。

様式第7号を次のように改める。

様式第7号（第6条関係）

本人確認情報等調査結果通知書

第 号
年 月 日

長崎県知事 印

年 月 日付けで申出のあった本人確認情報等の訂正については、住民基本台帳法第30条の35（法第30条の44の13において準用する場合を含む。）の規定により次のとおり調査結果を通知します。

訂正申出を受けた年 月 日	年 月 日
訂 正 の 有 無	有 (年 月 日 訂正実施) 無
調査結果の内容	
担当課	部 (電話番号) — — (内線)) 課 班

附 則

この規則中、第1条の規定は情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）附則第1条第10号に規定する施行の日から、第2条の規定は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）附則第1条本文に規定する施行の日から施行する。

長崎県医学修学資金等貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月22日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県規則第7号

長崎県医学修学資金等貸与条例施行規則の一部を改正する規則

長崎県医学修学資金等貸与条例施行規則（平成17年長崎県規則第37号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(医師確保推進重点医療機関等)	(辺地医療機関等)
第11条 条例第6条第1項第1号の規則で定める医師確保推進重点医療機関は、別表に掲げる県立の保健所、長崎県病院企業団の病院及び診療所（以下「病院等」という。）並びに知事が指定する医師の確保を図るべき医療機関とする。	第11条 条例第6条第1項第1号の規則で定める辺地医療機関は、別表に掲げる県立の保健所、長崎県病院企業団の病院及び診療所（以下「病院等」という。）並びに知事が指定する離島における市町立の医療機関とする。
2 略	2 略
別表（第11条関係）	別表（第11条関係）
略	略
長崎県病院企 業団 島原病院 五島中央病院 富江病院 五島 中央病院附属診療所奈留医療センター 上 五島病院 対馬病院 上対馬病院 上五島 病院附属診療所有川医療センター 上五島 病院附属診療所奈良尾医療センター 壱岐 病院	長崎県病院企 業団 五島中央病院 富江病院 五島中央病院附 属診療所奈留医療センター 上五島病院 対馬病院 上対馬病院 上五島病院附属診 療所有川医療センター 上五島病院附属診 療所奈良尾医療センター 壱岐病院
知事が指定す る医師の確保 を図るべき医 療機関 長崎県立こども医療福祉センター 地方 独立行政法人佐世保市総合医療センター (産婦人科) 国民健康保険平戸市民病院	

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

長崎県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和6年3月22日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県規則第8号

長崎県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則を廃止する規則

長崎県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成25年長崎県規則第22号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

長崎県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月22日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県規則第9号

長崎県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則等の一部を改正する規則
(長崎県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 長崎県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成25年長崎県規則第7号。以下、附則において「指定通所支援基準条例施行規則」という。）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>第4条 条例<u>第7条第4項</u>に規定する規則で定める同条第1項の指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）の従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 条例<u>第7条第4項</u>に規定する、規則で定める同条第2項の機能訓練を行う場合並びに日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合（同条第3項に規定する指定児童発達支援事業所における場合を除く。）の基準は、同条第2項の当該機能訓練担当職員等については、児童指導員及び保育士の総数に含めることができるとしている。</p> <p>3 前項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第2号アの児童指導員及び保育士の総数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。</p> <p>4 第1項第2号アの指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。</p>	<p>第4条 条例<u>第7条第5項</u>に規定する規則で定める同条第1項の指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）の従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 条例<u>第7条第5項</u>に規定する、規則で定める同条第2項の機能訓練を行う場合並びに日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合（同条第3項及び第4項に規定する指定児童発達支援事業所における場合を除く。）の基準は、同条第2項の当該機能訓練担当職員等については、児童指導員及び保育士の総数に含めることができるとしている。</p> <p>3 条例<u>第7条第5項</u>に規定する同条第3項の主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所における規則で定める基準は、第1項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数の従業者を置かなければならないこととする。この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。</p> <p>(1) 言語聴覚士 指定児童発達支援の単位ごとに4以上</p> <p>(2) 機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合に限る。）機能訓練を行うために必要な数</p> <p>(3) 看護職員（日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合に限る。）医療的ケアを行うために必要な数</p> <p>4 条例<u>第7条第5項</u>に規定する同条第4項の主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所における規則で定める基準は、第1項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数の従業者を置かなければならないこととする。この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。</p> <p>(1) 看護職員 1以上</p> <p>(2) 機能訓練担当職員 1以上</p> <p>5 第2項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第2号アの児童指導員及び保育士の総数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。</p> <p>6 第1項第2号ア及び第3項第1号の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。</p>

5 第1項（第1号を除く。）及び第2項に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項第3号の栄養士及び同項第4号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

6 条例第7条第3項に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

7 前2項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

(設備の基準)

第6条 条例第11条第3項に規定する規則で定める指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 発達支援室 次のとおりとする。

ア及びイ 略

(2) 略

(児童発達支援管理責任者の業務)

第9条 条例第29条第1項の規則で定める業務は、次に掲げるものとする。

(1)及び(2) 略

第16条から第19条まで 削除

7 第1項（第1号を除く。）から第4項までに規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項第3号の栄養士及び同項第4号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

8 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

(設備の基準)

第6条 条例第11条第2項に規定する規則で定める指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所又は主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあっては、この限りでない。

(1) 指導訓練室 次のとおりとする。

ア及びイ 略

(2) 略

(児童発達支援管理責任者の業務)

第9条 条例第29条の規則で定める業務は、次に掲げるものとする。

(1)及び(2) 略

(従業者の基準)

第16条 条例第64条第3項に規定する規則で定める指定医療型児童発達支援事業所の従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 医療法（昭和23年法律第205号）に規定する診療所として必要とされる従業者 同法に規定する診療所として必要とされる数

(2) 児童指導員 1以上

(3) 保育士 1以上

(4) 看護職員 1以上

(5) 理学療法士又は作業療法士 1以上

(6) 児童発達支援管理責任者 1以上

2 前項各号及び条例第64条第2項に規定する従業者は、専ら当該指定医療型児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

3 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定医療型児童発達支援事業所に通所している

障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

(利用者負担額の受領)

第17条 条例第68条第2項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

(1) 当該指定医療型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額

(2) 当該指定医療型児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療（食事療養（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第2項第1号に規定する食事療養をいう。）を除く。以下同じ。）に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額

2 条例第68条第3項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

(1) 食事の提供に要する費用

(2) 日用品費

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定医療型児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

3 前項第1項に掲げる費用については、食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針（平成24年厚生労働省告示第231号）によるものとする。

(運営規程に定める事項)

第18条 条例第71条の規則で定める重要な事項は、次に掲げるものとする。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 営業日及び営業時間

(4) 利用定員

(5) 指定医療型児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額

(6) 通常の事業の実施地域（当該指定医療型児童発達支援事業所が通常時に指定医療型児童発達支援を提供する地域をいう。）

(7) サービスの利用に当たっての留意事項

(8) 緊急時等における対応方法

(9) 非常災害対策

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) その他運営に関する重要な事項

(準用)

第19条 第8条、第9条及び第11条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第8条中「第28条第9項」とあるのは「第72条において準用する条例第28条第9項」と、第9条中「第29条」とあるのは「第72条において準用する条例第29条」と、同条第1号中「第30条」とあるのは「第72条において準用する条例第30条」と、第11条中「第55条第2項」とあるのは「第72条において準用する条例第55条第2項」と、同条第1号中「第22条第1項」とあるのは「第72条において準用する条例第22条第1項」と、同条第2号中「第28条第1項」とあるのは「第72条において準用する条例第28条第1項」と、

第20条の2 削除

同条第3号中「第36条」とあるのは「第70条」と、同条第4号中「第45条第2項」とあるのは「第72条において準用する条例第45条第2項」と、同条第5号中「第51条第2項」とあるのは「第72条において準用する条例第51条第2項」と、同条第6号中「第53条第2項」とあるのは、「第72条において準用する条例第53条第2項」と読み替えるものとする。

(評価事項)

第20条の2 条例第78条の2第3項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適正、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況
- (2) 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況
- (3) 指定放課後等デイサービスの事業の用に供する設備及び備品等の状況
- (4) 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況
- (5) 当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況
- (6) 緊急時等における対応方法及び非常災害対策
- (7) 指定放課後等デイサービスの提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況

(準用)

第23条 第8条、第9条、第10条、第11条、第14条、第15条及び第20条の2の規定については、基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第8条中「第28条第9項」とあるのは、「第82条において準用する条例第28条第9項」と、第9条中「第29条第1項」とあるのは「第82条において準用する条例第29条第1項」と、同条第1号中「第30条」とあるのは「第82条において準用する条例第30条」と、第10条中「第38条」とあるのは「第82条において準用する条例第38条」と、第11条中「第55条第2項」とあるのは「第82条において準用する条例第55条第2項」と、同条第1号中「第22条第1項」とあるのは「第82条において準用する条例第22条第1項」と、同条第2号中「第28条第1項」とあるのは「第82条において準用する条例第28条第1項」と、同条第3号中「第36条」とあるのは「第82条において準用する条例第36条」と、同条第4号中「第45条第2項」とあるのは「第82条において準用する条例第45条第2項」と、同条第5号中「第51条第2項」とあるのは「第82条において準用する条例第51条第2項」と、同条第6号中「第53条第2項」とあるのは「第82条において準用する条例第53条第2項」と、第14条中「第61条」とあるのは「第82条において準用する条例第61条」と、第15条中「第62条」とあるのは「第82条において準用する条例第62条」と読み替えるものとする。

(従業者の基準)

第23条の2 略

2 前項第1号に掲げる訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得

第23条 第8条、第9条、第11条、第14条、第15条、第18条及び第20条の2の規定については、基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第8条中「第28条第9項」とあるのは、「第82条において準用する条例第28条第9項」と、第9条中「第29条」とあるのは「第82条において準用する条例第29条」と、同条第1号中「第30条」とあるのは「第82条において準用する条例第30条」と、第11条中「第55条第2項」とあるのは「第82条において準用する条例第55条第2項」と、同条第1号中「第22条第1項」とあるのは「第82条において準用する条例第22条第1項」と、同条第2号中「第28条第1項」とあるのは「第82条において準用する条例第28条第1項」と、同条第3号中「第36条」とあるのは「第82条において準用する条例第36条」と、同条第4号中「第45条第2項」とあるのは「第82条において準用する条例第45条第2項」と、同条第5号中「第51条第2項」とあるのは「第82条において準用する条例第51条第2項」と、同条第6号中「第53条第2項」とあるのは「第82条において準用する条例第53条第2項」と、第14条中「第61条」とあるのは「第82条において準用する条例第61条」と、第15条中「第62条」とあるのは「第82条において準用する条例第62条」と、第18条中「第71条」とあるのは「第82条において準用する条例第71条」と、「第20条の2中「第78条の2第3項」とあるのは「第82条において準用する条例第78条の2第3項」と読み替えるものとする。

(従業者の基準)

第23条の2 略

2 前項第1号に掲げる訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得

後又は児童指導員若しくは心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得、生活能力の向上のために必要な支援その他の支援（以下この項において単に「支援」という。）を行い、並びに当該障害児の支援を行う者に対して支援に関する指導を行う業務その他職業訓練若しくは職業教育に係る業務に3年以上従事した者でなければならない。

3 略

（従業者の員数に関する特例）

第27条 条例第91条に規定する多機能型事業所に係る事業を行う者に対する第3条第1項、第2項及び第4項、第4条（第2項及び第3項を除く。）、第20条第1項、第2項及び第4項、第23条の2並びに第24条の規定の適用については、第3条第1項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第2項及び第4項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、第4条第1項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第2号ア中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第4項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第5項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、第20条第1項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定放課後等デイサービスの」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第2項及び第4項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、第23条の2中「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」とあり、第24条中「指定保育所等訪問支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」とする。

2 略

（長崎県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部改正）

第2条 長崎県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成25年長崎県規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（従業者の基準）	（従業者の基準）
第3条 略	第3条 略
2 条例第5条第2項に規定する <u>心理担当職員</u> は、学校教育	2 条例第5条第2項に規定する <u>心理指導担当職員</u> は、学校

法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

3 略

（整備等をすべき記録）

第10条 条例第52条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

(1) 条例第4条第1項に規定する入所支援計画及び移行支援計画

(2)～(6) 略

（従業者の基準）

第11条 条例第55条第3項に規定する規則で定める指定医療型障害児入所施設の従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1)及び(2) 略

(3) 心理支援を担当する職員（主として重症心身障害児を入所させる指定医療型障害児入所施設に限る。） 1以上

(4)及び(5) 略

2 略

教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

3 略

（整備等をすべき記録）

第10条 条例第52条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

(1) 条例第4条第1項に規定する入所支援計画

(2)～(6) 略

（従業者の基準）

第11条 条例第55条第3項に規定する規則で定める指定医療型障害児入所施設の従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1)及び(2) 略

(3) 心理指導を担当する職員（主として重症心身障害児を入所させる指定医療型障害児入所施設に限る。） 1以上

(4)及び(5) 略

2 略

（長崎県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部改正）

第3条 長崎県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成25年長崎県規則第27号。以下、附則において「指定障害福祉サービス基準条例施行規則」という。）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
目次	目次
第1章～第7章 略	第1章～第7章 略
第8章 自立訓練（機能訓練）（第41条～第45条の3）	第8章 自立訓練（機能訓練）（第41条～第45条）
第9章～第19章 略	第9章～第19章 略
附則	附則
（指定居宅介護の具体的取扱方針）	（指定居宅介護の具体的取扱方針）
第5条 条例第26条に規定する規則で定める指定居宅介護の方針は、次に掲げるものとする。	第5条 条例第26条に規定する規則で定める指定居宅介護の方針は、次に掲げるものとする。
(1) 略	(1) 略
(2) 指定居宅介護の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮すること。	(2)～(4) 略
(3)～(5) 略	(3)～(5) 略
（従業者の基準）	（従業者の基準）
第11条 略	第11条 略
2～6 略	2～6 略
7 指定療養介護事業者が、医療型障害児入所施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設をいう。）に係る指定障害児入所施設（同法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設をいう。）の指定を受け、かつ、指定療養介護と指定入所支援とを同一の施設において一体的に提供している場合については、長崎県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第69号）第55条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなす	7 指定療養介護事業者が、医療型障害児入所施設に係る指定障害児入所施設の指定を受け、かつ、指定療養介護と指定入所支援とを同一の施設において一体的に提供している場合については、長崎県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第69号）第55条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなす

営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第69号）第55条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

8 指定療養介護事業者が、指定発達支援医療機関（児童福祉法第7条第2項に規定する指定発達支援医療機関をいう。）の設置者である場合であって、療養介護と指定入所支援とを同一の機関において一体的に提供しているときは、指定発達支援医療機関として適切な医療その他のサービスを提供するのに必要な人員を確保していることをもって、第1項から第6項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（モニタリング）

第13条 条例第60条第10項の規定によるモニタリングは、次に掲げるところにより行うものとする。

(1)及び(2) 略

（従業者の基準）

第18条 条例第83条第2項に規定する規則で定める指定生活介護事業所の従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 略

(2) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章、第8章、第9章及び第16章において同じ。）、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員 次の要件のいずれにも該当する数

ア 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数 指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次に掲げる平均障害支援区分（基準省令第78条第1項第2号イの厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれに定める数

（ア～ウ） 略

イ 略

ウ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数 利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、指定生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数

エ 略

(3) 略

2及び3 略

4 第1項第2号の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

5～7 略

（準用）

第23条 第13条、第14条及び第17条の規定は、指定生活介護の事業について準用する。この場合において、第13条中「第60条第10項」とあるのは「第98条において準用する条例第60条第10項」と、第14条中「第61条」とあるのは「第98条において準用する条例第61条」と、第17条中「第78条第2項」とあるのは「第98条において準用する条例第78条第2項」と、同条第1号中「第55条第1項」とあるのは「第98条において準用する条例第20条第1項」と、同条第

すことができる。

8 指定療養介護事業者が、指定医療機関（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第3項に規定する指定医療機関をいう。）の設置者である場合であって、療養介護と指定入所支援とを同一の機関において一体的に提供しているときは、指定医療機関として適切な医療その他のサービスを提供するのに必要な人員を確保していることをもって、第1項から第6項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（モニタリング）

第13条 条例第60条第9項の規定によるモニタリングは、次に掲げるところにより行うものとする。

(1)及び(2) 略

（従業者の基準）

第18条 条例第83条第2項に規定する規則で定める指定生活介護事業所の従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 略

(2) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章、第8章、第9章及び第16章において同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 次の要件のいずれにも該当する数

ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数 指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次に掲げる平均障害支援区分（基準省令第78条第1項第2号イの厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれに定める数

（ア～ウ） 略

イ 略

ウ 理学療法士又は作業療法士の数 利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、指定生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数

エ 略

(3) 略

2及び3 略

4 第1項第2号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

5～7 略

（準用）

第23条 第13条、第14条及び第17条の規定は、指定生活介護の事業について準用する。この場合において、第13条中「第60条第9項」とあるのは「第98条において準用する条例第60条第9項」と、第14条中「第61条」とあるのは「第98条において準用する条例第61条」と、第17条中「第78条第2項」とあるのは「第98条において準用する条例第78条第2項」と、同条第1号中「第55条第1項」とあるのは「第98条において準用する条例第20条第1項」と、同条第

2号中「第60条第1項」とあるのは「第98条において準用する条例第60条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同条第3号中「第67条」とあるのは「第93条」と、同条第4号から第6号まで中「第81条」とあるのは「第98条」と読み替えるものとする。

(共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第23条の4 条例第98条の4に規定する規則で定める共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定地域密着型サービス基準第63条第1項若しくは第171条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する登録者をいう。以下同じ。）の数と共生型生活介護、共生型自立訓練（機能訓練）若しくは共生型自立訓練（生活訓練）又は共生型児童発達支援（指定通所支援等基準条例第54条の2に規定する共生型児童発達支援をいう。）若しくは共生型放課後等デイサービス（指定通所支援等基準条例第71条の2に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。）（以下「共生型通いサービス」という。）を利用するため当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条、第43条の4及び第50条の3において同じ。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第63条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第171条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第25条において同じ。）（以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）にあっては、18人）以下とすること。

- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第62条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着

2号中「第60条第1項」とあるのは「第98条において準用する条例第60条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同条第3号中「第67条」とあるのは「第93条」と、同条第4号から第6号まで中「第81条」とあるのは「第98条」と読み替えるものとする。

(共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第23条の4 条例第98条の4に規定する規則で定める共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定地域密着型サービス基準第63条第1項若しくは第171条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する登録者をいう。以下同じ。）の数と共生型生活介護、共生型自立訓練（機能訓練）若しくは共生型自立訓練（生活訓練）又は共生型児童発達支援（指定通所支援等基準条例第54条の2に規定する共生型児童発達支援をいう。）若しくは共生型放課後等デイサービス（指定通所支援等基準条例第71条の2に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。）（以下「共生型通いサービス」という。）を利用するため当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条、第43条の3及び第50条の3において同じ。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第63条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第171条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第25条において同じ。）（以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）にあっては、18人）以下とすること。

- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第62条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着

型サービス基準第170条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。) 又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービス基準第43条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護等」という。)のうち通りサービス(指定地域密着型サービス基準第63条第1項若しくは第171条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する通りサービスをいう。以下同じ。)の利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通りサービスの利用者の数と共生型通りサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この条、第43条の4及び第50条の3において同じ。)を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、12人)までの範囲内とすること。

略

(3)～(5) 略

(準用)

第23条の5 第13条、第14条、第17条及び第20条から第22条までの規定は、共生型生活介護の事業について準用する。この場合において、第13条中「第60条第10項」とあるのは「第98条の5において準用する条例第60条第10項」と、第14条中「第61条」とあるのは「第98条の5において準用する条例第61条」と、第17条中「第78条第2項」とあるのは「第98条の5において準用する条例第78条第2項」と、同条第1号中「第55条第1項」とあるのは「第98条の5において準用する条例第20条第1項」と、同条第2号中「第60条第1項」とあるのは「第98条の5において準用する条例第60条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「共生型生活介護計画」と、同条第3号中「第67条」とあるのは「第98条の5において準用する条例第93条」と、同条第4号中「条例第81条において準用する条例第36条の2第2項」とあるのは「第98条の5において準用する条例第36条の2第2項」と、同条第5号及び第6号中「第81条」とあるのは「第98条の5」と、第20条第1項中「第87条第3項」とあるのは「第98条の5において準用する条例第87条第3項」と、第21条中「第93条」とあるのは「第98条の5において準用する条例第93条」と、第22条中「第94条」とあるのは「第98条の5において準用する条例第94条」と読み替えるものとする。

(従業者の基準)

第41条 条例第146条第2項に規定する規則で定める指定自立訓練(機能訓練)事業所の従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員 次の要件のいずれにも該当する人数
ア 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数 指定自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上

イ 略

型サービス基準第170条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。) 又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービス基準第43条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護等」という。)のうち通りサービス(指定地域密着型サービス基準第63条第1項若しくは第171条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する通りサービスをいう。以下同じ。)の利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通りサービスの利用者の数と共生型通りサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この条、第43条の3及び第50条の3において同じ。)を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、12人)までの範囲内とすること。

略

(3)～(5) 略

(準用)

第23条の5 第13条、第14条、第17条及び第20条から第22条までの規定は、共生型生活介護の事業について準用する。この場合において、第13条中「第60条第9項」とあるのは「第98条の5において準用する条例第60条第9項」と、第14条中「第61条」とあるのは「第98条の5において準用する条例第61条」と、第17条中「第78条第2項」とあるのは「第98条の5において準用する条例第78条第2項」と、同条第1号中「第55条第1項」とあるのは「第98条の5において準用する条例第20条第1項」と、同条第2号中「第60条第1項」とあるのは「第98条の5において準用する条例第60条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「共生型生活介護計画」と、同条第3号中「第67条」とあるのは「第98条の5において準用する条例第93条」と、同条第4号中「条例第81条において準用する条例第36条の2第2項」とあるのは「第98条の5において準用する条例第36条の2第2項」と、同条第5号及び第6号中「第81条」とあるのは「第98条の5」と、第20条第1項中「第87条第3項」とあるのは「第98条の5において準用する条例第87条第3項」と、第21条中「第93条」とあるのは「第98条の5において準用する条例第93条」と、第22条中「第94条」とあるのは「第98条の5において準用する条例第94条」と読み替えるものとする。

(従業者の基準)

第41条 条例第146条第2項に規定する規則で定める指定自立訓練(機能訓練)事業所の従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 次の要件のいずれにも該当する人数
ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数 指定自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上

イ 略

ウ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数 指定
自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、1以上

エ 略

(2) 略

2 略

3 第1項第1号の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

4～8 略

（準用）

第43条 第13条、第14条、第17条、第19条、第21条及び第22条の規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第13条中「第60条第10項」とあるのは「第152条において準用する条例第60条第10項」と、第14条中「第61条」とあるのは「第152条において準用する条例第61条」と、第17条中「第78条第2項」とあるのは「第152条において準用する条例第78条第2項」と、同条第1号中「第55条第1項」とあるのは「第152条において準用する条例第20条第1項」と、同条第2号中「第60条第1項」とあるのは「第152条において準用する条例第60条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第3号中「第67条」とあるのは「第152条において準用する条例第93条」と、同条第4号から第6号まで中「第81条」とあるのは「第152条」と、第19条第1項中「第86条第2項」とあるのは「第148条において準用する条例第86条第2項」と、同条第2項及び第3項中「第86条第1項」とあるのは、「第148条において準用する条例第86条第1項」と、第21条中「第93条」とあるのは「第152条において準用する条例第93条」と、第22条中「第94条」とあるのは「第152条において準用する条例第94条」と読み替えるものとする。

（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者の基準）

第43条の2 条例第152条の2に規定する規則で定める共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者が当該事業に関して満たすべき基準は、次に掲げるものとする。

(1) 指定通所リハビリテーション事業所（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第111条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）の専用の部屋等の面積（当該指定通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設をいう。）又は介護医療院（同条第29項に規定する介護医療院をいう。）である場合にあっては、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂（リハビリテーションに供用されるものに限る。）の面積を加えるものとする。第163条第2号において同じ。）を、指定通所リハビリテーション（指定居宅サービス等基準第110条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）の利用者の数と共生型自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数

ウ 理学療法士又は作業療法士の数 指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、1以上

エ 略

(2) 略

2 略

3 第1項第1号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

4～8 略

（準用）

第43条 第13条、第14条、第17条、第19条、第21条及び第22条の規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第13条中「第60条第9項」とあるのは「第152条において準用する条例第60条第9項」と、第14条中「第61条」とあるのは「第152条において準用する条例第61条」と、第17条中「第78条第2項」とあるのは「第152条において準用する条例第78条第2項」と、同条第1号中「第55条第1項」とあるのは「第152条において準用する条例第20条第1項」と、同条第2号中「第60条第1項」とあるのは「第152条において準用する条例第60条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第3号中「第67条」とあるのは「第152条において準用する条例第93条」と、同条第4号から第6号まで中「第81条」とあるのは「第152条」と、第19条第1項中「第86条第2項」とあるのは「第148条において準用する条例第86条第2項」と、同条第2項及び第3項中「第86条第1項」とあるのは、「第148条において準用する条例第86条第1項」と、第21条中「第93条」とあるのは「第152条において準用する条例第93条」と、第22条中「第94条」とあるのは「第152条において準用する条例第94条」と読み替えるものとする。

で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

- (2) 指定通所リハビリテーション事業所の従業者の員数が、当該指定通所リハビリテーション事業所が提供する指定通所リハビリテーションの利用者の数を指定通所リハビリテーションの利用者の数及び共生型自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所リハビリテーション事業所として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型自立訓練（機能訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所介護事業者等の基準）

第43条の3 条例第152条の3に規定する規則で定める共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次に掲げるものとする。

(1)～(3) 略

（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）

第43条の4 条例第152条の4に規定する規則で定める共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次に掲げるものとする。

(1)～(5) 略

（準用）

第43条の5 第13条、第14条、第17条、第21条、第22条及び第42条の規定は、共生型自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第13条中「第60条第10項」とあるのは「第152条の5において準用する条例第60条第10項」と、第14条中「第61条」とあるのは「第152条の5において準用する条例第61条」と、第17条中「第78条第2項」とあるのは「第152条の5において準用する条例第78条第2項」と、同条第1号中「第55条第1項」とあるのは「第152条の5において準用する条例第20条第1項」と、同条第2号中「第60条第1項」とあるのは「第152条の5において準用する条例第60条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「共生型自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第3号中「第67条」とあるのは「第152条の5において準用する条例第93条」と、同条第4号から第6号まで中「第81条」とあるのは「第152条の5」と、第21条中「第93条」とあるのは「第152条の5において準用する条例第93条」と、第22条中「第94条」とあるのは「第152条の5において準用する条例第94条」と、第42条第1項中「第149条第3項」とあるのは「第152条の5において準用する条例第149条第3項」と読み替えるものとする。

（基準該当自立訓練（機能訓練）の基準）

第44条 条例第153条に規定する規則で定める基準該当自立訓練（機能訓練）の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 指定通所介護事業者、指定地域密着型通所介護事業者又は指定通所リハビリテーション事業者であって、地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障

（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所介護事業者等の基準）

第43条の2 条例第152条の2に規定する規則で定める共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次に掲げるものとする。

(1)～(3) 略

（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）

第43条の3 条例第152条の3に規定する規則で定める共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次に掲げるものとする。

(1)～(5) 略

（準用）

第43条の4 第13条、第14条、第17条、第21条、第22条及び第42条の規定は、共生型自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第13条中「第60条第9項」とあるのは「第152条の4において準用する条例第60条第9項」と、第14条中「第61条」とあるのは「第152条の4において準用する条例第61条」と、第17条中「第78条第2項」とあるのは「第152条の4において準用する条例第78条第2項」と、同条第1号中「第55条第1項」とあるのは「第152条の4において準用する条例第20条第1項」と、同条第2号中「第60条第1項」とあるのは「第152条の4において準用する条例第60条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「共生型自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第3号中「第67条」とあるのは「第152条の4において準用する条例第93条」と、同条第4号から第6号まで中「第81条」とあるのは「第152条の4」と、第21条中「第93条」とあるのは「第152条の4において準用する条例第93条」と、第22条中「第94条」とあるのは「第152条の4において準用する条例第94条」と、第42条第1項中「第149条第3項」とあるのは「第152条の4において準用する条例第149条第3項」と読み替えるものとする。

（基準該当自立訓練（機能訓練）の基準）

第44条 条例第153条に規定する規則で定める基準該当自立訓練（機能訓練）の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者であって、地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けすることが困難な障害者に対して指定通所介護又は指定地

害者に対して指定通所介護、指定地域密着型通所介護又は指定通所リハビリテーションを提供するものであること。

- (2) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室又は指定通所リハビリテーション事業所の専用の部屋等の面積を、指定通所介護等又は指定通所リハビリテーションの利用者の数と基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
- (3) 指定通所介護事業所等又は指定通所リハビリテーション事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等又は指定通所リハビリテーション事業所が提供する指定通所介護、指定地域密着型通所介護又は指定通所リハビリテーションの利用者の数を指定通所介護等又は指定通所リハビリテーションの利用者及び基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等又は当該指定通所リハビリテーション事業所として必要とされる数以上であること。

(4) 略

(病院又は診療所における基準該当自立訓練（機能訓練）の基準)

第45条の3 条例第153条の3に規定する規則で定める病院又は診療所が行う病院等基準該当自立訓練（機能訓練）の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を行う事業所（次号において「病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所」という。）の専用の部屋等の面積を、病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
- (2) 病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、管理者及び次に掲げる利用者の区分に応じ、それぞれに定める数以上の人員を配置していること。
 - ア 利用者の数が10人以下の場合 専ら当該病院等基準該当自立訓練（機能訓練）の提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が1以上確保されていること。
 - イ 利用者の数が10人を超える場合 専ら当該病院等基準該当自立訓練（機能訓練）の提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を10で除した数以上確保されていること。
- (3) 病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第50条 第13条、第14条、第21条及び第22条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第13条中「第60条第10項」とあるのは「第162条において準用する条例第60条第10項」と、第14条中「第61条」とあるのは「第162条において準用する条例第61条」と、第21条中「第93条」とあるのは「第162条において準用する条例第93条」と、第22条中「第94条」とあるの

域密着型通所介護を提供すること。

- (2) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護の利用者の数と基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
- (3) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護又は指定地域密着型通所介護の利用者の数を指定通所介護の利用者及び基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(4) 略

（準用）

第50条 第13条、第14条、第21条及び第22条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第13条中「第60条第9項」とあるのは「第162条において準用する条例第60条第9項」と、第14条中「第61条」とあるのは「第162条において準用する条例第61条」と、第21条中「第93条」とあるのは「第162条において準用する条例第93条」と、第22条中「第94条」とあるの

は「第162条において準用する条例第94条」と読み替えるものとする。

(準用)

第50条の4 第13条、第14条、第21条、第22条、第48条及び
第49条の規定は、共生型自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第13条中「第60条第10項」とあるのは「第162条の4において準用する条例第60条第10項」と、第14条中「第61条」とあるのは「第162条の4において準用する条例第61条」と、第21条中「第93条」とあるのは「第162条の4において準用する条例第93条」と、第22条中「第94条」とあるのは「第162条の4において準用する条例第94条」と、第48条第1項中「第160条第3項」とあるのは「第162条の4において準用する条例第160条第3項」と、同条第2項中「第160条第4項」とあるのは「第162条の4において準用する条例第160条第4項」と、第49条中「第161条第2項」とあるのは「第162条の4において準用する条例第161条第2項」と、同条第1号中「第159条第1項」とあるのは「第162条の4において準用する条例第159条第1項」と、同条第2号中「第162条」とあるのは「第162条の4」と、「自立訓練（生活訓練）計画」とあるのは「共生型自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第3号から第6号までの規定中「第162条」とあるのは「第162条の4」と読み替えるものとする。

(準用)

第55条 第13条、第14条、第17条、第19条、第21条、第22条及び第42条の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第13条中「第60条第10項」とあるのは「第175条において準用する条例第60条第10項」と、第14条中「第61条」とあるのは「第175条において準用する条例第61条」と、第17条中「第78条第2項」とあるのは「第175条において準用する条例第78条第2項」と、同条第1号中「第55条第1項」とあるのは「第175条において準用する条例第20条第1項」と、同条第2号中「第60条第1項」とあるのは「第175条において準用する条例第60条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「指定就労移行支援計画」と、同条第3号中「第67条」とあるのは「第175条において準用する条例第93条」と、同条第4号から第6号まで中「第81条」とあるのは「第175条」と、第19条第1項中「第86条第2項」とあるのは「第170条において準用する条例第86条第2項」と、同条第2項及び第3項中「第86条第1項」とあるのは、「第170条において準用する条例第86条第1項」と、第21条中「第93条」とあるのは「第175条において準用する条例第93条」と、第22条中「第94条」とあるのは「第175条において準用する条例第94条」と、第42条中「第149条第3項」とあるのは「第175条において準用する条例第149条第3項」と読み替えるものとする。

(準用)

第59条 第13条、第14条、第17条、第21条及び第42条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第13条中「第60条第10項」とあるのは「第188条において準用する条例第60条第10項」と、第14条中「第61条」とあるのは「第188条において準用する条例第61条」と、第17条中「第78条第2項」とあるのは「第188条において準用する条例第78条第2項」と、同条第1号中

は「第162条において準用する条例第94条」と読み替えるものとする。

(準用)

第50条の4 第13条、第14条、第21条、第22条、第48条及び
第49条の規定は、共生型自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第13条中「第60条第9項」とあるのは「第162条の4において準用する条例第60条第9項」と、第14条中「第61条」とあるのは「第162条の4において準用する条例第61条」と、第21条中「第93条」とあるのは「第162条の4において準用する条例第93条」と、第22条中「第94条」とあるのは「第162条の4において準用する条例第94条」と、第48条第1項中「第160条第3項」とあるのは「第162条の4において準用する条例第160条第3項」と、同条第2項中「第160条第4項」とあるのは「第162条の4において準用する条例第160条第4項」と、第49条中「第161条第2項」とあるのは「第162条の4において準用する条例第161条第2項」と、同条第1号中「第159条第1項」とあるのは「第162条の4において準用する条例第159条第1項」と、同条第2号中「第162条」とあるのは「第162条の4」と、「自立訓練（生活訓練）計画」とあるのは「共生型自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第3号から第6号までの規定中「第162条」とあるのは「第162条の4」と読み替えるものとする。

(準用)

第55条 第13条、第14条、第17条、第19条、第21条、第22条及び第42条の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第13条中「第60条第9項」とあるのは「第175条において準用する条例第60条第9項」と、第14条中「第61条」とあるのは「第175条において準用する条例第61条」と、第17条中「第78条第2項」とあるのは「第175条において準用する条例第78条第2項」と、同条第1号中「第55条第1項」とあるのは「第175条において準用する条例第20条第1項」と、同条第2号中「第60条第1項」とあるのは「第175条において準用する条例第60条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「指定就労移行支援計画」と、同条第3号中「第67条」とあるのは「第175条において準用する条例第93条」と、同条第4号から第6号まで中「第81条」とあるのは「第175条」と、第19条第1項中「第86条第2項」とあるのは「第170条において準用する条例第86条第2項」と、同条第2項及び第3項中「第86条第1項」とあるのは、「第170条において準用する条例第86条第1項」と、第21条中「第93条」とあるのは「第175条において準用する条例第93条」と、第22条中「第94条」とあるのは「第175条において準用する条例第94条」と、第42条中「第149条第3項」とあるのは「第175条において準用する条例第149条第3項」と読み替えるものとする。

(準用)

第59条 第13条、第14条、第17条、第21条及び第42条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第13条中「第60条第9項」とあるのは「第188条において準用する条例第60条第9項」と、第14条中「第61条」とあるのは「第188条において準用する条例第61条」と、第17条中「第78条第2項」とあるのは「第188条において準用する条例第78条第2項」と、同条第1号中

「第55条第1項」とあるのは「第188条において準用する条例第20条第1項」と、同条第2号中「第60条第1項」とあるのは「第188条において準用する条例第60条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同条第3号中「第67条」とあるのは「第188条において準用する条例第93条」と、同条第4号から第6号まで中「第81条」とあるのは「第188条」と、第21条中「第93条」とあるのは「第188条において準用する条例第93条」と、第42条第1項中「第149条第3項」とあるのは「第188条において準用する条例第149条第3項」と読み替えるものとする。

(準用)

第60条 第13条、第14条、第17条、第21条、第22条、第42条、第56条及び第57条の規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第13条中「第60条第10項」とあるのは「第193条において準用する条例第60条第10項」と、第14条中「第61条」とあるのは「第193条において準用する条例第61条」と、第17条中「第78条第2項」とあるのは「第193条において準用する条例第78条第2項」と、同条第1号中「第55条第1項」とあるのは「第193条において準用する条例第20条第1項」と、同条第2号中「第60条第1項」とあるのは「第193条において準用する条例第60条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同条第3号中「第67条」とあるのは「第193条において準用する条例第93条」と、同条第4号から第6号まで中「第81条」とあるのは「第193条」と、第21条中「第93条」とあるのは「第193条において準用する条例第93条」と、第22条中「第94条」とあるのは「第193条において準用する条例第94条」と、第42条第1項中「第149条第3項」とあるのは「第193条において準用する条例第149条第3項」と、第56条中「第177条第2項」とあるのは、「第190条において準用する条例第177条第2項」と、第57条第1項中「第179条第2項」とあるのは「第191条において準用する条例第179条第2項」と、同条第2項から第4項までの規定中「第179条第1項」とあるのは「第191条において準用する条例第179条第1項」と読み替えるものとする。

(準用)

第62条 第13条、第14条、第17条、第21条及び第42条の規定
は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。
この場合において、第13条中「第60条第10項」とあるのは
「第197条において準用する条例第60条第10項」と、第14
条中「第61条」とあるのは「第197条において準用する條
例第61条」と、第17条中「第78条第2項」とあるのは「第
197条において準用する条例第78条第2項」と、同条第1
号中「第55条第1項」とあるのは「第197条において準用
する条例第20条第1項」と、同条第2号中「第60条第1
項」とあるのは「第197条において準用する条例第60条第
1項」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継
続支援B型計画」と、同条第3号中「第67条」とあるのは
「第197条において準用する条例第93条」と、同条第4号
から第6号まで中「第81条」とあるのは「第197条」と、
第21条中「第93条」とあるのは「第197条において準用す
る条例第93条」と、第42条第1項中「第149条第3項」と
あるのは「第197条において準用する条例第149条第3項」

「第55条第1項」とあるのは「第188条において準用する条例第20条第1項」と、同条第2号中「第60条第1項」とあるのは「第188条において準用する条例第60条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同条第3号中「第67条」とあるのは「第188条において準用する条例第93条」と、同条第4号から第6号まで中「第81条」とあるのは「第188条」と、第21条中「第93条」とあるのは「第188条において準用する条例第93条」と、第42条第1項中「第149条第3項」とあるのは「第188条において準用する条例第149条第3項」と読み替えるものとする。

(準用)

第60条 第13条、第14条、第17条、第21条、第22条、第42条、第56条及び第57条の規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第13条中「第60条第9項」とあるのは「第193条において準用する条例第60条第9項」と、第14条中「第61条」とあるのは「第193条において準用する条例第61条」と、第17条中「第78条第2項」とあるのは「第193条において準用する条例第78条第2項」と、同条第1号中「第55条第1項」とあるのは「第193条において準用する条例第20条第1項」と、同条第2号中「第60条第1項」とあるのは「第193条において準用する条例第60条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同条第3号中「第67条」とあるのは「第193条において準用する条例第93条」と、同条第4号から第6号まで中「第81条」とあるのは「第193条」と、第21条中「第93条」とあるのは「第193条において準用する条例第93条」と、第22条中「第94条」とあるのは「第193条において準用する条例第94条」と、第42条第1項中「第149条第3項」とあるのは「第193条において準用する条例第149条第3項」と、第56条中「第177条第2項」とあるのは、「第190条において準用する条例第177条第2項」と、第57条第1項中「第179条第2項」とあるのは「第191条において準用する条例第179条第2項」と、同条第2項から第4項までの規定中「第179条第1項」とあるのは「第191条において準用する条例第179条第1項」と読み替えるものとする。

(準用)

第62条 第13条、第14条、第17条、第21条及び第42条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第13条中「第60条第9項」とあるのは「第197条において準用する条例第60条第9項」と、第14条中「第61条」とあるのは「第197条において準用する条例第61条」と、第17条中「第78条第2項」とあるのは「第197条において準用する条例第78条第2項」と、同条第1号中「第55条第1項」とあるのは「第197条において準用する条例第20条第1項」と、同条第2号中「第60条第1項」とあるのは「第197条において準用する条例第60条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、同条第3号中「第67条」とあるのは「第197条において準用する条例第93条」と、同条第4号から第6号まで中「第81条」とあるのは「第197条」と、第21条中「第93条」とあるのは「第197条において準用する条例第93条」と、第42条第1項中「第149条第3項」とあるのは「第197条において準用する条例第149条第3項」

<p>と読み替えるものとする。</p> <p>(準用)</p> <p>第62条の6 第13条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。この場合において、第13条中「<u>第60条第10項</u>」とあるのは「<u>第197条の12において準用する条例第60条第10項</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の基準)</p> <p>第62条の7 条例第197条の14第2項に規定する規則で定める指定自立生活援助事業所の従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) サービス管理責任者 指定自立生活援助事業所ごとに、次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれに定める数</p> <p>ア <u>サービス管理責任者が常勤である場合</u> 次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれに定める数</p> <p>イ <u>利用者の数が60以上</u> <u>1以上</u></p> <p>ウ <u>利用者の数が61以上</u> <u>1に、利用者の数が60を超えて60又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</u></p> <p>エ <u>ア以外の場合</u> 次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれに定める数</p> <p>オ <u>利用者の数が30以下</u> <u>1以上</u></p> <p>カ <u>利用者の数が31以上</u> <u>1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</u></p> <p>2 略</p> <p>3 指定自立生活援助事業者が指定地域移行支援事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号。以下この条において「指定地域相談支援基準」という。）第2条第3項に規定する指定地域移行支援事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域移行支援（指定地域相談支援基準第1条第11号に規定する指定地域移行支援をいう。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、指定地域相談支援基準第3条の規定により当該事業所に配置された相談支援専門員（同条第2項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）を第1項の規定により置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。</p> <p>4 指定自立生活援助事業者が指定地域定着支援事業者（指定地域相談支援基準第39条第3項に規定する指定地域定着支援事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域定着支援（指定地域相談支援基準第1条第12号に規定する指定地域定着支援をいう。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、指定地域相談支援基準第40条において準用する指定地域相談支援基準第3条の規定により当該事業所に配置された相談支援専門員を第1項第2号の規定により置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。</p> <p>5及び6 略</p> <p>(準用)</p> <p>第62条の8 第13条及び第62条の3から第62条の5までの規</p>	<p>と読み替えるものとする。</p> <p>(準用)</p> <p>第62条の6 第13条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。この場合において、第13条中「<u>第60条第9項</u>」とあるのは「<u>第197条の12において準用する条例第60条第9項</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の基準)</p> <p>第62条の7 条例第197条の14第2項に規定する規則で定める指定自立生活援助事業所の従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) サービス管理責任者 指定自立生活援助事業所ごとに、次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれに定める数</p> <p>ア <u>利用者の数が30以下</u> <u>1以上</u></p> <p>イ <u>利用者の数が31以上</u> <u>1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</u></p> <p>2 略</p> <p>3及び4 略</p> <p>(準用)</p> <p>第62条の8 第13条及び第62条の3から第62条の5までの規</p>
---	---

定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第13条中「第60条第10項」とあるのは「第197条の20において準用する条例第60条第10項」と、第62条の3中「第197条の6」とあるのは「第197条の20において準用する条例第197条の6」と、第62条の4中「第197条の10」とあるのは「第197条の20において準用する条例第197条の10」と、第62条の5中「第197条の11第2項」とあるのは「第197条の20において準用する条例第197条の11第2項」と、「就労定着支援計画」とあるのは「自立生活援助計画」と読み替えるものとする。

(従業者の基準)

第63条 条例第199条第2項に規定する規則で定める指定共同生活援助事業所の従業者の人員の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 略

(2) 生活支援員 指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次のアからエまでに掲げる数の合計数以上

ア 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令（平成26年厚生労働省令第5号。以下この章において「区分命令」といいう。）第1条第4号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除した数

イ 区分命令第1条第5号に規定する区分4に該当する利用者の数を6で除した数

ウ 区分命令第1条第6号に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除した数

エ 区分命令第1条第7号に規定する区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数

(3) 略

2及び3 略

(準用)

第64条の4の2 第13条、第17条及び第21条の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第13条中「第60条第10項」とあるのは「第204条において準用する条例第60条第10項」と、第17条中「第78条第2項」とあるのは「第204条において準用する条例第78条第2項」と、同条第1号中「第55条第1項」とあるのは「第204条において準用する条例第55条第1項」と、同条第2号中「第60条第1項」とあるのは「第204条において準用する条例第60条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同条第3号中「第67条」とあるのは「第204条において準用する条例第93条」と、同条第4号から第6号まで中「第81条」とあるのは「第204条」と、第21条中「第93条」とあるのは「第204条において準用する条例第93条」と読み替えるものとする。

(従業者の基準)

第64条の5 条例第204条の4第2項に規定する規則で定める日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 略

(2) 生活支援員 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当た

定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第13条中「第60条第9項」とあるのは「第197条の20において準用する条例第60条第9項」と、第62条の3中「第197条の6」とあるのは「第197条の20において準用する条例第197条の6」と、第62条の4中「第197条の10」とあるのは「第197条の20において準用する条例第197条の10」と、第62条の5中「第197条の11第2項」とあるのは「第197条の20において準用する条例第197条の11第2項」と、「就労定着支援計画」とあるのは「自立生活援助計画」と読み替えるものとする。

(従業者の基準)

第63条 条例第199条第2項に規定する規則で定める指定共同生活援助事業所の従業者の人員の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 略

(2) 生活支援員 指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次のアからエまでに掲げる数の合計数以上

ア 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号。以下この章において「区分省令」といいう。）第1条第4号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除した数

イ 区分省令第1条第5号に規定する区分4に該当する利用者の数を6で除した数

ウ 区分省令第1条第6号に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除した数

エ 区分省令第1条第7号に規定する区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数

(3) 略

2及び3 略

(準用)

第64条の4の2 第13条、第17条及び第21条の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第13条中「第60条第9項」とあるのは「第204条において準用する条例第60条第9項」と、第17条中「第78条第2項」とあるのは「第204条において準用する条例第78条第2項」と、同条第1号中「第55条第1項」とあるのは「第204条において準用する条例第55条第1項」と、同条第2号中「第60条第1項」とあるのは「第204条において準用する条例第60条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同条第3号中「第67条」とあるのは「第204条において準用する条例第93条」と、同条第4号から第6号まで中「第81条」とあるのは「第204条」と、第21条中「第93条」とあるのは「第204条において準用する条例第93条」と読み替えるものとする。

(従業者の基準)

第64条の5 条例第204条の4第2項に規定する規則で定める日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 略

(2) 生活支援員 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当た

る生活支援員の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次のアからエまでに掲げる数の合計数以上

- ア 区分命令第1条第4号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除した数
- イ 区分命令第1条第5号に規定する区分4に該当する利用者の数を6で除した数
- ウ 区分命令第1条第6号に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除した数
- エ 区分命令第1条第7号に規定する区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数

(3) 略

2~4 略

(準用)

第64条の7 第13条、第17条、第21条及び第64条の2から第64条の4までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第13条中「第60条第10項」とあるのは「第204条の11において準用する条例第60条第10項」と、第17条中「第78条第2項」とあるのは「第204条の11において準用する条例第78条第2項」と、同条第1号中「第55条第1項」とあるのは「第204条の11において準用する条例第55条第1項」と、同条第2号中「第60条第1項」とあるのは「第204条の11において準用する条例第60条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同条第3号中「第67条」とあるのは「第204条の11において準用する条例第93条」と、同条第4号から第6号まで中「第81条」とあるのは「第204条の11」と、第21条中「第93条」とあるのは「第204条の11において準用する条例第93条」と、第64条の2中「第201条の4第3項」とあるのは「第204条の11において準用する条例第201条の4第3項」と、第64条の3中「第201条の6」とあるのは「第204条の11において準用する条例第201条の6」と、第64条の4中「第202条の3」とあるのは「第204条の11において準用する条例第202条の3」と読み替えるものとする。

(準用)

第64条の10 第13条、第17条、第21条及び第64条から第64条の4までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第13条中「第60条第10項」とあるのは「第204条の22において準用する条例第60条第10項」と、第17条中「第78条第2項」とあるのは「第204条の22において準用する条例第78条第2項」と、同条第2号中「第60条第1項」とあるのは「第204条の22において準用する条例第60条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同条第3号中「第67条」とあるのは「第204条の22において準用する条例第93条」と、同条第4号から第6号まで中「第81条」とあるのは「第204条の22」と、第21条中「第93条」とあるのは「第204条の22において準用する条例第93条」と、第64条第1項中「第201条第3項」とあるのは「第204条の16において準用する条例第201条第3項」と、第64条の2中「第201条の4第3項」とあるのは「第204条の22において準用する条例第201条の4第3項」と、第64条の3中「第201条の6」とあるのは「第204条の22において準用する条例第201条の6」と、第64条の4中「第202条の3」とあるのは「第204条の22において準用する条例第202条の3」と読み替えるものとする。

る生活支援員の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次のアからエまでに掲げる数の合計数以上

- ア 区分省令第1条第4号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除した数
- イ 区分省令第1条第5号に規定する区分4に該当する利用者の数を6で除した数
- ウ 区分省令第1条第6号に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除した数
- エ 区分省令第1条第7号に規定する区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数

(3) 略

2~4 略

(準用)

第64条の7 第13条、第17条、第21条及び第64条の2から第64条の4までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第13条中「第60条第9項」とあるのは「第204条の11において準用する条例第60条第9項」と、第17条中「第78条第2項」とあるのは「第204条の11において準用する条例第78条第2項」とあるのは「第204条の11において準用する条例第204条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同条第3号中「第67条」とあるのは「第204条の11において準用する条例第93条」と、同条第4号から第6号まで中「第81条」とあるのは「第204条の11」と、第21条中「第93条」とあるのは「第204条の11において準用する条例第93条」と、第64条の2中「第201条の4第3項」とあるのは「第204条の11において準用する条例第201条の4第3項」と、第64条の3中「第201条の6」とあるのは「第204条の11において準用する条例第201条の6」と、第64条の4中「第202条の3」とあるのは「第204条の11において準用する条例第202条の3」と読み替えるものとする。

(準用)

第64条の10 第13条、第17条、第21条及び第64条から第64条の4までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第13条中「第60条第9項」とあるのは「第204条の22において準用する条例第60条第9項」と、第17条中「第78条第2項」とあるのは「第204条の22において準用する条例第78条第2項」とあるのは「第204条の22において準用する条例第204条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同条第3号中「第67条」とあるのは「第204条の22において準用する条例第93条」と、同条第4号から第6号まで中「第81条」とあるのは「第204条の22」と、第21条中「第93条」とあるのは「第204条の22において準用する条例第93条」と、第64条第1項中「第201条第3項」とあるのは「第204条の16において準用する条例第201条第3項」と、第64条の2中「第201条の4第3項」とあるのは「第204条の22において準用する条例第201条の4第3項」と、第64条の3中「第201条の6」とあるのは「第204条の22において準用する条例第201条の6」と、第64条の4中「第202条の3」とあるのは「第204条の22において準用する条例第202条の3」と読み替えるものとする。

4中「第202条の3」とあるのは「第204条の19」と読み替えるものとする。

(従業者の基準)

第67条 条例第210条第2項に規定する規則で定める特定基準該当障害福祉サービス事業所の従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1)及び(2) 略

(3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1以上 (特定基準該当生活介護を提供する事業所における利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練又は特定基準該当自立訓練(機能訓練)を提供する事業所に限る。)

(4)～(6) 略

2 前項第3号の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な特定基準該当障害福祉サービス事業所(特定基準該当自立訓練(機能訓練)を提供する事業所を除く。)は、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

3及び4 略

(準用)

第68条 第13条、第14条、第17条、第19条及び第22条(第10号を除く。)の規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第13条中「第60条第10項」とあるのは「第213条第1項において準用する条例第60条第10項」と、第14条中「第61条」とあるのは「第213条第1項において準用する条例第61条」と、第17条中「第78条第2項」とあるのは「第213条第1項において準用する条例第78条第2項」と、同条第1号中「第55条第1項」とあるのは「第213条第1項において準用する条例第20条第1項」と、同条第2号中「第60条第1項」とあるのは「第213条第1項において準用する条例第60条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同条第3号中「第67条」とあるのは「第213条第2項から第5項までにおいて準用する条例第93条」と、同条第4号から第6号まで中「第81条」とあるのは「第213条第1項」と、第19条第1項中「第86条第2項」とあるのは「第213条第1項において準用する条例第86条第2項」と、同条第2項及び第3項中「第86条第1項」とあるのは、「第213条第1項において準用する条例第86条第1項」と、第22条中「第94条」とあるのは「第213条第1項において準用する条例第94条」と読み替えるものとする。

2～5 略

附 則

1 略

(経過措置)

2 当分の間、第1号の厚生労働大臣が定める者に対し生活介護を提供する生活介護事業所に置くべき看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この条において同じ。)、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、第18条第1項第2号アの規定にかかわらず、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次の各号

4中「第202条の3」とあるのは「第204条の19」と読み替えるものとする。

(従業者の基準)

第67条 条例第210条第2項に規定する規則で定める特定基準該当障害福祉サービス事業所の従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1)及び(2) 略

(3) 理学療法士又は作業療法士 1以上 (特定基準該当生活介護を提供する事業所における利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練又は特定基準該当自立訓練(機能訓練)を提供する事業所に限る。)

(4)～(6) 略

2 前項第3号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な特定基準該当障害福祉サービス事業所(特定基準該当自立訓練(機能訓練)を提供する事業所を除く。)は、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

3及び4 略

(準用)

第68条 第13条、第14条、第17条、第19条及び第22条(第10号を除く。)の規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第13条中「第60条第9項」とあるのは「第213条第1項において準用する条例第60条第9項」と、第14条中「第61条」とあるのは「第213条第1項において準用する条例第61条」と、第17条中「第78条第2項」とあるのは「第213条第1項において準用する条例第78条第2項」と、同条第1号中「第55条第1項」とあるのは「第213条第1項において準用する条例第20条第1項」と、同条第2号中「第60条第1項」とあるのは「第213条第1項において準用する条例第60条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同条第3号中「第67条」とあるのは「第213条第2項から第5項までにおいて準用する条例第93条」と、同条第4号から第6号まで中「第81条」とあるのは「第213条第1項」と、第19条第1項中「第86条第2項」とあるのは「第213条第1項において準用する条例第86条第2項」と、同条第2項及び第3項中「第86条第1項」とあるのは、「第213条第1項において準用する条例第86条第1項」と、第22条中「第94条」とあるのは「第213条第1項において準用する条例第94条」と読み替えるものとする。

2～5 略

附 則

1 略

(経過措置)

2 当分の間、第1号の厚生労働大臣が定める者に対し生活介護を提供する生活介護事業所に置くべき看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この条において同じ。)、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、第18条第1項第2号アの規定にかかわらず、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次の各号に掲げる数の

に掲げる数の合計以上の数とする。 (1)～(3) 略 3～6 略 7 地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助の事業等について条例第204条又は条例第204条の22において準用する条例第60条の規定を適用する場合においては、同条第2項中「営む」とあるのは「営み、入居の日から規則で定める期間内に規則で定める住宅等に移行する」と、 <u>同条第5項中「達成時期」とあるのは「達成時期、入所施設又は病院の敷地外における福祉サービスの利用その他の活動」とする。</u> 8～15 略	合計以上の数とする。 (1)～(3) 略 3～6 略 7 地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助の事業等について条例第204条又は条例第204条の22において準用する条例第60条の規定を適用する場合においては、同条第2項中「営む」とあるのは「営み、入居の日から規則で定める期間内に規則で定める住宅等に移行する」と、 <u>同条第4項中「達成時期」とあるのは「達成時期、入所施設又は病院の敷地外における福祉サービスの利用その他の活動」とする。</u> 8～15 略
--	--

(長崎県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部改正)

第4条 長崎県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章～第9章 略</p> <p><u>第9章の2 就労選択支援（第52条の3・第52条の4）</u></p> <p>第10章～第19章 略</p> <p>附則</p> <p><u>第9章の2 就労選択支援</u> <u>（従業者の基準）</u></p> <p><u>第52条の3 条例第164条の3 第2項に規定する規則で定める指定就労選択支援事業所の従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</u></p> <p><u>（1）就労選択支援員 指定就労選択支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除して得た数以上</u></p> <p><u>2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。</u></p> <p><u>3 第1項に規定する指定就労選択支援事業所の従業者は、専ら当該指定就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>（準用）</u></p> <p><u>第52条の4 第17条（第2号を除く。）の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第17条第1項第1号中「第55条第1項」とあるのは「第164条の9において準用する条例第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第164条の9において準用する条例第93条」と、同項第4号から第6号まで中「第81条」とあるのは「第164条の9」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章～第9章 略</p> <p>第10章～第19章 略</p> <p>附則</p>

(長崎県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部改正)

第5条 長崎県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成25年長崎県規則第28号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(生活介護を行う場合における従業者の基準)	(生活介護を行う場合における従業者の基準)

第3条 条例第5条第2項に規定する同条第1項第1号の生活介護を行う場合における規則で定める従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 略
- (2) 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数 生活介護の単位ごとに、常勤換算方法（指定障害者支援施設等の従業者の勤務延べ時間数を当該指定障害者支援施設等において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該指定障害者支援施設等の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。以下同じ。）で、次に掲げる数を合計した数以上
ア及びイ 略
- (3) 略
- (4) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数
- (5)及び(6) 略

2 略

3 第1項第2号の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員並びに同項第6号のサービス管理責任者については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件に適合させなければならない。

- (1) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができること。
- (2)及び(3) 略
(自立訓練（機能訓練）を行う場合における従業者の基準)

第4条 条例第5条第2項に規定する同条第1項第2号の自立訓練（機能訓練）を行う場合における規則で定める従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数 常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上
- (2) 略
- (3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1以上
- (4)及び(5) 略

2 及び 3 略

第3条 条例第5条第2項に規定する同条第1項第1号の生活介護を行う場合における規則で定める従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 略
- (2) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数 生活介護の単位ごとに、常勤換算方法（指定障害者支援施設等の従業者の勤務延べ時間数を当該指定障害者支援施設等において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該指定障害者支援施設等の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。以下同じ。）で、次に掲げる数を合計した数以上

ア及びイ 略

- (3) 略
- (4) 理学療法士又は作業療法士 利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数
- (5)及び(6) 略

2 略

3 第1項第2号の理学療法士又は作業療法士及び生活支援員並びに同項第6号のサービス管理責任者については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件に適合させなければならない。

- (1) 理学療法士又は作業療法士 確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。
- (2)及び(3) 略
(自立訓練（機能訓練）を行う場合における従業者の基準)

第4条 条例第5条第2項に規定する同条第1項第2号の自立訓練（機能訓練）を行う場合における規則で定める従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数 常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上
- (2) 略
- (3) 理学療法士又は作業療法士 1以上
- (4)及び(5) 略

2 及び 3 略

（長崎県障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部改正）

第6条 長崎県障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成25年長崎県規則第29号。以下、附則において「障害福祉サービス基準条例施行規則」という。）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>（モニタリング）</p> <p>第6条 条例第17条第10項の規定によるモニタリングは、次に掲げるところにより行うものとする。</p>	<p>（モニタリング）</p> <p>第6条 条例第17条第9項の規定によるモニタリングは、次に掲げるところにより行うものとする。</p>

(1)及び(2) 略 (職員の基準)	(1)及び(2) 略 (職員の基準)
第10条 条例第41条第2項に規定する規則で定める生活介護事業所の職員の員数の基準は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。	第10条 条例第41条第2項に規定する規則で定める生活介護事業所の職員の員数の基準は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
(1)及び(2) 略	(1)及び(2) 略
(3) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章、次章及び第5章において同じ。）、理学療法士、 <u>作業療法士</u> 又は言語聴覚士及び生活支援員 次の要件のいずれにも該当する数 ア 看護職員、理学療法士、 <u>作業療法士</u> 又は言語聴覚士及び生活支援員の総数 生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次に掲げる利用者の平均障害支援区分（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号。以下「基準省令」という。）第39条第1項第3号イの厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれに掲げる数 （ア～ウ） 略 イ 略 ウ 理学療法士、 <u>作業療法士</u> 又は言語聴覚士の数 利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数 エ 略	(3) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章、次章及び第5章において同じ。）、理学療法士又は <u>作業療法士</u> 及び生活支援員 次の要件のいずれにも該当する数 ア 看護職員、理学療法士又は <u>作業療法士</u> 及び生活支援員の総数 生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次に掲げる利用者の平均障害支援区分（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号。以下「基準省令」という。）第39条第1項第3号イの厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれに掲げる数 （ア～ウ） 略 イ 略 ウ 理学療法士又は <u>作業療法士</u> の数 利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数 エ 略
(4) 略	(4) 略
2及び3 略	2及び3 略
4 第1項第3号の理学療法士、 <u>作業療法士</u> 又は言語聴覚士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。	4 第1項第3号の理学療法士又は <u>作業療法士</u> を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。
5～8 略 (準用)	5～8 略 (準用)
第11条 第4条、第6条及び第7条の規定は、生活介護の事業について準用する。この場合において、第4条中「第9条第2項」とあるのは「第52条において準用する条例第9条第2項」と、同条第1号中「第17条第1項」とあるのは「第52条において準用する条例第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同条第2号中「第28条第2項」とあるのは「第52条において準用する条例第28条第2項」と、同条第3号中「第30条第2項」とあるのは「第52条において準用する条例第30条第2項」と、同条第4号中「第32条第2項」とあるのは「第52条において準用する条例第32条第2項」と、第6条中「第17条第10項」とあるのは「第52条において準用する条例第17条第10項」と、第7条中「第18条」とあるのは「第52条において準用する条例第18条」と読み替えるものとする。 (職員の基準)	第11条 第4条、第6条及び第7条の規定は、生活介護の事業について準用する。この場合において、第4条中「第9条第2項」とあるのは「第52条において準用する条例第9条第2項」と、同条第1号中「第17条第1項」とあるのは「第52条において準用する条例第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同条第2号中「第28条第2項」とあるのは「第52条において準用する条例第28条第2項」と、同条第3号中「第30条第2項」とあるのは「第52条において準用する条例第30条第2項」と、同条第4号中「第32条第2項」とあるのは「第52条において準用する条例第32条第2項」と、第6条中「第17条第9項」とあるのは「第52条において準用する条例第17条第9項」と、第7条中「第18条」とあるのは「第52条において準用する条例第18条」と読み替えるものとする。 (職員の基準)
第12条 条例第54条第2項に規定する規則で定める自立訓練（機能訓練）事業所の職員の員数の基準は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 (1) 略	第12条 条例第54条第2項に規定する規則で定める自立訓練（機能訓練）事業所の職員の員数の基準は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 (1) 略

(2) 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員 次の要件のいずれにも該当する者

ア 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数 自立訓練（機能訓練）事業所ごとに常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上

イ 略

ウ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数 自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、1以上

工 略

(3) 略

2及び3 略

4 第1項第2号の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

5~9 略

(準用)

第13条 第4条及び第6条から第9条までの規定は、自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第4条中「第9条第2項」とあるのは「第57条において準用する条例第9条第2項」と、同条第1号中「第17条第1項」とあるのは「第57条において準用する条例第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第2号中「第28条第2項」とあるのは「第57条において準用する条例第28条第2項」と、同条第3号中「第30条第2項」とあるのは「第57条において準用する条例第30条第2項」と、同条第4号中「第32条第2項」とあるのは「第57条において準用する条例第32条第2項」と、第6条中「第17条第10項」とあるのは「第57条において準用する条例第17条第10項」と、第7条中「第18条」とあるのは「第57条において準用する条例第18条」と、第8条中「第38条」とあるのは「第57条において準用する条例第38条」と、第9条中「第40条第2項」とあるのは「第57条において準用する条例第40条第2項」と読み替えるものとする。

(準用)

第16条 第4条及び第6条から第8条までの規定は、自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第4条中「第9条第2項」とあるのは「第62条において準用する条例第9条第2項」と、同条第1号中「第17条第1項」とあるのは「第62条において準用する条例第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第2号中「第28条第2項」とあるのは「第62条において準用する条例第28条第2項」と、同条第3号中「第30条第2項」とあるのは「第62条において準用する条例第30条第2項」と、同条第4号中「第32条第2項」とあるのは「第62条において準用する条例第32条第2項」と、第6条中「第17条第10項」とあるのは「第62条において準用する条例第17条第10項」と、第7条中「第18条」とあるのは「第62条において準用する条例第18条」と、第8条中「第38条」とあるのは「第62条において準用する条例第38条」と読み替えるものとする。

(準用)

(2) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員
次の要件のいずれにも該当する数

ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数 自立訓練（機能訓練）事業所ごとに常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上

イ 略

ウ 理学療法士又は作業療法士の数 自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、1以上

工 略

(3) 略

2及び3 略

4 第1項第2号の理学療法士又は作業療法士を確保保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

5~9 略

(準用)

第13条 第4条及び第6条から第9条までの規定は、自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第4条中「第9条第2項」とあるのは「第57条において準用する条例第9条第2項」と、同条第1号中「第17条第1項」とあるのは「第57条において準用する条例第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第2号中「第28条第2項」とあるのは「第57条において準用する条例第28条第2項」と、同条第3号中「第30条第2項」とあるのは「第57条において準用する条例第30条第2項」と、同条第4号中「第32条第2項」とあるのは「第57条において準用する条例第32条第2項」と、第6条中「第17条第9項」とあるのは「第57条において準用する条例第17条第9項」と、第7条中「第18条」とあるのは「第57条において準用する条例第18条」と、第8条中「第38条」とあるのは「第57条において準用する条例第38条」と、第9条中「第40条第2項」とあるのは「第57条において準用する条例第40条第2項」と読み替えるものとする。

(準用)

第16条 第4条及び第6条から第8条までの規定は、自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第4条中「第9条第2項」とあるのは「第62条において準用する条例第9条第2項」と、同条第1号中「第17条第1項」とあるのは「第62条において準用する条例第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第2号中「第28条第2項」とあるのは「第62条において準用する条例第28条第2項」と、同条第3号中「第30条第2項」とあるのは「第62条において準用する条例第30条第2項」と、同条第4号中「第32条第2項」とあるのは「第62条において準用する条例第32条第2項」と、第6条中「第17条第9項」とあるのは「第62条において準用する条例第17条第9項」と、第7条中「第18条」とあるのは「第62条において準用する条例第18条」と、第8条中「第38条」とあるのは「第62条において準用する条例第38条」と読み替えるものとする。

(準用)

業所の利用定員（多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあっては、当該事業を行う事業所の利用定員を含む。）の合計が20人未満である場合は、第10条第7項、第12条第7項及び第8項、第15条第7項、第17条第6項並びに第21条第5項（前条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき職員（多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあっては、長崎県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第68号。以下「指定通所基準」という。）の規定により当該事業を行う事業所に置くべきものとされる職員（指定通所基準第6条第1項第2号に規定する児童発達支援管理責任者を除く。）を含むものとし、管理者、医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

2 多機能型事業所は、第10条第1項第4号及び第8項、第12条第1項第3号及び第9項、第15条第1項第4号及び第8項、第17条第1項第4号及び第7項並びに第21条第1項第3号及び第6項（これらの規定を前条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち、基準省令第90条第2項の厚生労働大臣が定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とすることができる。この場合において、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

(1)及び(2) 略

3 略

附 則

1 略

(経過措置)

2 当分の間、第1号の厚生労働大臣が定める者に対し生活介護を提供する生活介護事業所に置くべき看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この項において同じ。）、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、第10条第1項第3号アの規定にかかわらず、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次の各号に掲げる数の合計以上の数とする。

(1)～(3) 略

3～5 略

業所の利用定員（多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあっては、当該事業を行う事業所の利用定員を含む。）の合計が20人未満である場合は、第10条第7項、第12条第7項及び第8項、第15条第7項、第17条第5項並びに第21条第5項（前条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき職員（多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあっては、長崎県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第68号。以下「指定通所基準」という。）の規定により当該事業を行う事業所に置くべきものとされる職員（指定通所基準第6条第1項第2号に規定する児童発達支援管理責任者を除く。）を含むものとし、管理者、医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

2 多機能型事業所は、第10条第1項第4号及び第8項、第12条第1項第3号及び第9項、第15条第1項第4号及び第8項、第17条第1項第4号及び第6項並びに第21条第1項第3号及び第6項（これらの規定を前条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち、基準省令第90条第2項の厚生労働大臣が定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とすることができる。この場合において、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

(1)及び(2) 略

3 略

附 則

1 略

(経過措置)

2 当分の間、第1号の厚生労働大臣が定める者に対し生活介護を提供する生活介護事業所に置くべき看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この項において同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、第10条第一項第3号アの規定にかかわらず、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次の各号に掲げる数の合計以上の数とする。

(1)～(3) 略

3～5 略

（長崎県障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部改正）

第7条 長崎県障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
目次 第1章～第5章 略 <u>第5章の2 就労選択支援（第16条の2）</u> 第6章～第10章 略 附則 <u>第5章の2 就労選択支援</u>	目次 第1章～第5章 略 第6章～第10章 略 附則

(準用)

第16条の2 第4条（第1号除く。）、第8条及び第9条の規定は、就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第4条第2号中「第28条第2項」とあるのは「第71条の8において準用する条例第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第71条の8において準用する条例第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第71条の8において準用する条例第32条第2項」と、第8条中「第38条」とあるのは「第71条の8において準用する条例第38条」と、第9条中「第40条第2項」とあるのは「第71条の8において準用する条例第40条第2項」と読み替えるものとする。

(長崎県障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部改正)

第8条 長崎県障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成25年長崎県規則第30号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(生活介護を行う場合における職員の基準)	(生活介護を行う場合における職員の基準)
第8条 条例第11条第9項に規定する同条第2項の生活介護を行う場合における規則で定める職員の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。	第8条 条例第11条第9項に規定する同条第2項の生活介護を行う場合における規則で定める職員の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
(1) 略	(1) 略
(2) 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数 生活介護の単位ごとに、常勤換算方法（障害者支援施設の職員の勤務延べ時間数を当該障害者支援施設において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該障害者支援施設の職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。以下同じ。）で、次に掲げる数を合計した数以上 ア及びイ 略	(2) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数 生活介護の単位ごとに、常勤換算方法（障害者支援施設の職員の勤務延べ時間数を当該障害者支援施設において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該障害者支援施設の職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。以下同じ。）で、次に掲げる数を合計した数以上 ア及びイ 略
(3) 略	(3) 略
(4) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数	(4) 理学療法士又は作業療法士 利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数
(5)及び(6) 略	(5)及び(6) 略
2 略	2 略
3 第1項第2号の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士又は生活支援員及び同項第6号のサービス管理責任者については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件に適合させなければならない。	3 第1項第2号の理学療法士若しくは作業療法士又は生活支援員及び同項第6号のサービス管理責任者については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件に適合させなければならない。
(1) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 確保するこれが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができること。	(1) 理学療法士又は作業療法士 確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができること。
(2)及び(3) 略 (自立訓練（機能訓練）を行う場合における職員の基準)	(2)及び(3) 略 (自立訓練（機能訓練）を行う場合における職員の基準)
第9条 条例第11条第9項に規定する同条第3項の自立訓練（機能訓練）を行う場合における規則で定める基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めると	第9条 条例第11条第9項に規定する同条第3項の自立訓練（機能訓練）を行う場合における規則で定める基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めると

<p>おりとする。</p> <p>(1) 看護職員、理学療法士、<u>作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数</u> 常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 理学療法士、<u>作業療法士又は言語聴覚士</u> 1以上</p> <p>(4)及び(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項第1号の看護職員、理学療法士、<u>作業療法士又は言語聴覚士、生活支援員及び同項第5号のサービス管理責任者</u>については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件に適合させなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 理学療法士、<u>作業療法士又は言語聴覚士</u> 確保するこ とが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができること。</p> <p>(3)及び(4) 略</p>	<p>おりとする。</p> <p>(1) 看護職員、理学療法士又は<u>作業療法士及び生活支援員の総数</u> 常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 理学療法士<u>又は作業療法士</u> 1以上</p> <p>(4)及び(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項第1号の看護職員、理学療法士<u>又は作業療法士、生活支援員及び同項第5号のサービス管理責任者</u>については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件に適合させなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 理学療法士<u>又は作業療法士</u> 確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。</p> <p>(3)及び(4) 略</p>
--	---

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第4条の規定による改正後の指定障害福祉サービス基準条例施行規則及び第7条の規定による改正後の障害福祉サービス基準条例施行規則は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。
(経過措置)
- 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号。以下「一部改正法」という。）附則第4条第1項の規定により一部改正法第2条の規定による改正後の児童福祉法（以下「新児童福祉法」という。）第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされているものについては、第1条の規定による改正後の指定通所支援基準条例施行規則（以下「新指定通所支援基準条例施行規則」という。）第4条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。
- 一部改正法附則第4条第1項の規定により一部改正法第2条の規定による新児童福祉法第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされているものについては、新指定通所支援基準条例施行規則第6条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。
- この規則の施行の際現に指定を受けている第1条の規定による改正前の指定通所支援基準条例施行規則（以下「旧指定通所支援基準条例施行規則」という。）第4条第3項に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所及び同条第4項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所については、新指定通所支援基準条例施行規則第4条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。
- この規則の施行の際現に指定を受けている旧指定通所支援基準条例施行規則第6条に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所及び主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所については、新指定通所支援基準条例施行規則第6条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

長崎県漁港管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月22日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県規則第10号

長崎県漁港管理規則の一部を改正する規則

長崎県漁港管理規則（平成10年長崎県規則第44号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この規則は、漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）及び長崎県漁港管理条例（昭和35年長崎県条例第25号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この規則は、漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）及び長崎県漁港管理条例（昭和35年長崎県条例第25号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

様式第16号を次のように改める。

様式第16号（第20条関係）

土地の立入 許可申請書 水面 使用	
年 月 日	
長崎県知事	様
住 所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	
氏 名	<div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px; margin-left: 10px;"> 法人にあっては、名称及び代表者又は 責任者の氏名 氏名の記載については、記名押印又は 自署のいずれかによること。 </div>
次のとおり土地の立入をしたいので、漁港及び漁場の整備等に関する法律第24条第1項後段の規定による許可を受けたく関係書類を添えて申請します。	
漁 港 名	
土地立入の目的 水面使用	
土地立入の場所 水面使用	
土地立入の面積 水面使用	
土地立入の期間 水面使用	年 月 日から 年 月 日まで

添付書類 漁港平面図
詳細平面図

様式第17号を次のように改める。

様式第17号（第20条関係）

漁港施設処分許可申請書

年 月 日

長崎県知事 様

住 所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏 名
〔法人にあっては、名称及び代表者又は
責任者の氏名
氏名の記載については、記名押印又は
自署のいずれかによること。〕

次のとおり漁港施設を処分したいので、漁港及び漁場の整備等に関する法律第37条第1項の規定による許可を受けたく関係書類を添えて申請します。

漁 港 名	
漁港施設の名称 構造及び機能	
漁港施設の場所	
漁港施設の経緯	
漁港施設の処分 の内容及び理由	
漁港施設の処分 後 の 処 置	

添付書類 漁港平面図、詳細平面図

様式第18号を次のように改める。

様式第18号（第20条関係）

漁港施設利用認可申請書

年　月　日

長崎県知事　　様

住 所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏 名
 法人にあっては、名称及び代表者又は
 責任者の氏名
 氏名の記載については、記名押印又は
 自署のいずれかによること。

次のとおり漁港施設を利用させたいので、漁港及び漁場の整備等に関する法律第38条第1項の規定による認可を受けたく関係書類を添えて申請いたします。

利 用 者 氏 名 (名称及び代 表者氏名)	
漁 港 名	
漁港施設の名称 構造及び機能	
漁港施設の場所	
利 用 方 法	
期 间	年　　月　　日から 年　　月　　日まで
使用料率及びそ の 算 定 根 抱	

添付書類 漁港平面図、詳細平面図

様式第19号を次のように改める。

様式第19号（第20条関係）

漁港区域内における行為についての許可申請

年 月 日

長崎県知事 様

住 所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏 名 法人にあっては、名称及び代表者又は
責任者の氏名
氏名の記載については、記名又は自署
のいずれかによること。

下記のとおり漁港の区域内の水域（公共空地）において 行いたい
ので、漁港及び漁場の整備等に関する法律第39条第1項の規定による許可を受けたく関
係書類を添えて申請いたします。

記

- 1 漁港名
- 2 許可を受けようとする理由
- 3 許可を受けようとする行為
 - (1) 種類
 - (2) 目的
 - (3) 期間
 - (4) 場所
 - (5) 面積
 - (6) 数量
 - (7) 方法

添付書類 漁港平面図、詳細平面図
利害関係者の承諾書
構造図（構造物設置の場合のみ）

様式第20号を次のように改める。

様式第20号（第20条関係）

漁港区域内における行為についての協議書

年　月　日

長崎県知事　　様

住　　所

代表者氏名

下記のとおり漁港の区域内の水域（公共空地）において　　を行いたいの
で、漁港及び漁場の整備等に関する法律第39条第4項の規定により、関係書類を添えて
協議します。

記

- 1 漁港名
- 2 協議をしようとする理由
- 3 協議をしようとする行為の内容
 - (1) 種類
 - (2) 目的
 - (3) 期間　　〔記入については様式第19〕
 - (4) 場所　　〔号に準ずること〕
 - (5) 面積
 - (6) 数量
 - (7) 方法

添付書類　漁港平面図、詳細平面図
構造図（構造物設置の場合のみ）

附則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月22日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県規則第11号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（昭和46年長崎県規則第66号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(法又は政令に基づく認定申請)</p> <p>第28条の2 法第43条第2項第1号、法第44条第1項第3号、法第52条第6項第3号、法第55条第2項、法第57条第1項、法第68条第5項、法第68条の3第1項から第3項まで若しくは第7項、法第68条の4、法第68条の5の2、法第68条の5の5第1項若しくは第2項、法第68条の5の6、法第86条の6第2項、政令第131条の2第2項若しくは第3項、<u>政令第137条の12第6項若しくは第7項</u>又は政令第137条の16第2号の規定により知事の認定を受けようとする者（政令第131条の2第2項の規定による申請は事業施行者に限る。）は、認定申請書（省令別記第48号様式）、省令第1条の3第1項の表1の（い）項及び（ろ）項に掲げる図書並びに理由書のほか次に定める図書を添えて正本及び副本2通（第1号の場合にあっては1通）を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 法第43条第2項第1号及び<u>政令第137条の12第6項</u>の場合（同項の場合にあっては、ウ及びエを除く。） ア～カ 略</p> <p>(2) <u>法第44条第1項第3号及び政令第137条の12第7項</u>の場合 ア 道路の現況図 イ 申請地をのぞむ2方向以上の写真 ウ その他知事が必要と認める書類</p> <p>(3) 略</p>	<p>(法に基づく認定申請)</p> <p>第28条の2 法第43条第2項第1号、法第44条第1項第3号、法第52条第6項第3号、法第55条第2項、法第57条第1項、法第68条第5項、法第68条の3第1項から第3項まで若しくは第7項、法第68条の4、法第68条の5の2、法第68条の5の5第1項若しくは第2項、法第68条の5の6、法第86条の6第2項、政令第131条の2第2項若しくは第3項又は政令第137条の16第2号の規定により知事の認定を受けようとする者（政令第131条の2第2項の規定による申請は事業施行者に限る。）は、認定申請書（省令別記第48号様式）、省令第1条の3第1項の表1の（い）項及び（ろ）項に掲げる図書並びに理由書のほか次に定める図書を添えて正本及び副本2通（第1号の場合にあっては1通）を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 法第43条第2項第1号の場合 ア～カ 略</p> <p>(2) 略</p>

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

長崎県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月22日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県規則第12号

長崎県財務規則の一部を改正する規則

長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(納入の通知によらない歳入)</p> <p>第23条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 歳入徴収者は、第19条に規定する歳入のうち別に定める手数料について、必要があると認めるときは手数料納付書（様式第5号の2）を発行することができる。</p>	<p>(納入の通知によらない歳入)</p> <p>第23条の2 略</p> <p>2 略</p>

様式第5号その3を次のように改める。

(様式第5号その3)

様式第5号その3の次に次の1様式を加える。

(様式第5号の2)

様式第43号の2を次のように改める。

(様式第43号の2)

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

様式第5号その3(第23条関係)

様式第5号の2（第23条の2関係）

長崎県
（公）

領収済通知書

加入者名 収納場所番号 納付用	口座番号 納付番号 取り扱い	金額 納付区分 会計
CVSS取扱用		
（注）金額を訂正した場合、コンビニエンスストア等ではお振込できません。 収納行会社 取り扱い店		
（注）金額を訂正した場合、コンビニエンスストア等ではお振込できません。 上記金額を承認後、領収書とともに大切に保管してください。 長崎県公金貯金銀行（取扱） 標		
C V S S 取 扱 用		

（注）金額を訂正した場合、コンビニエンスストア等ではお振込できません。
収納行会社
取り扱い店

（注）金額を訂正した場合、コンビニエンスストア等ではお振込できません。
上記金額を承認後、領収書とともに大切に保管してください。
長崎県公金貯金銀行（取扱） 標

（注）金額を訂正した場合、コンビニエンスストア等ではお振込できません。
収納行会社
取り扱い店

手数料納付書

以下は納付者の控えです。問い合わせ時に必要となりますので、申請手続き完了まで保管をお願いします。

会計年度	納付書番号

【納付方法】

- 納付される際には、この用紙の上側4枚を納付場所窓口にお出しください。
- 納付場所は、裏面の記載をご確認ください。
(スマートフォンアプリ、十八銀行ATMでの支払いはできません。)

【納付後の長崎県への提出方法】

- 納付後に、納付者への控として、納付用紙の「領収証書・納付済証」部分が返却されます。
- このうち右側の「納付済証」を切り取り、この右側にある「納付済証照合票」と併せて手数料納付申出書に貼って、長崎県への申請書に添付してください。

（注）
・ 納付済証への再発行はできません。
・ 納付された場合は、再度の納付が必要です。長崎県の申請先窓口にご相談ください。

長崎県
（公）

領収証書

加入者名 会計年度 納付用	口座番号 納付番号 取り扱い	金額 納付区分 会計
CVSS取扱用		
（注）金額を訂正した場合、コンビニエンスストア等ではお振込できません。 収納行会社 取り扱い店		
（注）金額を訂正した場合、コンビニエンスストア等ではお振込できません。 上記金額を承認後、領収書とともに大切に保管してください。 長崎県公金貯金銀行（取扱） 標		
C V S S 取 扱 用		

（注）金額を訂正した場合、コンビニエンスストア等ではお振込できません。
収納行会社
取り扱い店

（注）金額を訂正した場合、コンビニエンスストア等ではお振込できません。
上記金額を承認後、領収書とともに大切に保管してください。
長崎県公金貯金銀行（取扱） 標

【領収用紙】

【照合用バーコード（納付番号）】

納付番号

※長崎県提出用です。
※納付済証と併せて提出してください。

様

長崎県
（公）

領収証書

加入者名 会計年度 納付用	口座番号 納付番号 取り扱い	金額 納付区分 会計
CVSS取扱用		
（注）金額を訂正した場合、コンビニエンスストア等ではお振込できません。 収納行会社 取り扱い店		
（注）金額を訂正した場合、コンビニエンスストア等ではお振込できません。 上記金額を承認後、領収書とともに大切に保管してください。 長崎県公金貯金銀行（取扱） 標		
C V S S 取 扱 用		

（注）金額を訂正した場合、コンビニエンスストア等ではお振込できません。
収納行会社
取り扱い店

（注）金額を訂正した場合、コンビニエンスストア等ではお振込できません。
上記金額を承認後、領収書とともに大切に保管してください。
長崎県公金貯金銀行（取扱） 標

※長崎県提出用です。
※納付済証と併せて提出してください。

様式第43号の2 (第125条関係)

(公) 長崎県
領収済通知書

[11]

加入者名 支拂認可番号 番号	口座番号 番号	金額
新規取扱 料	新規取扱 料	新規取扱 料
	合計	

▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼

会計年度	年度	所属名
加入者 庄名		
目的 の 所 属 名		

▲ ▲ ▲ ▲ ▲ ▲

(注記) 金額を訂正した場合、コンピュエンスストア等ではお断りをません。
上記金額は決算につきを通知します。
長崎県公金貯金銀行(出納局) 様

「上の部分を切り取り、下記の納入額所にて記入してください。この箇面は、領収書とともに大切に保管してください。」

保管金払込書

上記のとおり記入してください。
年 月 日
長崎県公金貯金銀行
(出納局) 様

(公) 長崎県
納付書

[11]

加入者名 支拂認可番号 番号	口座番号 番号	金額
新規取扱 料	新規取扱 料	新規取扱 料
	合計	

▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼

会計年度	年度	所属名
加入者 庄名		
目的 の 所 属 名		

▲ ▲ ▲ ▲ ▲ ▲

納付印
(会計年度/印字機捺印)

収入印紙不要(納入者用)

上記金額を領收しました。

様

(公) 長崎県
領収証書

[11]

加入者名 支拂認可番号 番号	口座番号 番号	金額
新規取扱 料	新規取扱 料	新規取扱 料
	合計	

▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼

会計年度	年度	所属名
加入者 庄名		
目的 の 所 属 名		

▲ ▲ ▲ ▲ ▲ ▲

納付印
(会計年度/印字機捺印)

収入印紙不要(納入者用)

印紙名
開いた会計書

様

様

[11]

[11]

(公) 長崎県
領収証書

[11]

長崎県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月22日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県規則第13号

長崎県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

長崎県証紙条例施行規則（昭和41年長崎県規則第66号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前																								
(証紙による収入の方法により徴収する歳入)	(証紙による収入の方法により徴収する歳入)																								
第2条 略	第2条 略																								
2 略	2 略																								
(1)～(3) 略	(1)～(3) 略																								
<u>(4) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第23条 の2第3項の規定により発行された手数料納付書により 徴収する場合</u>																									
別表第1（第2条関係）	別表第1（第2条関係）																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th><th>手数料の名称</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～95の2 略</td><td></td></tr> <tr> <td>95の3 削除</td><td><u>指定介護療養型医療施設指定申請手数料</u></td></tr> <tr> <td>95の4 削除</td><td><u>指定介護療養型医療施設指定更新申請手数料</u></td></tr> <tr> <td>95の5 削除</td><td><u>指定介護療養型医療施設指定変更申請手数料</u></td></tr> <tr> <td>95の6～193 略</td><td></td></tr> </tbody> </table>	番号	手数料の名称	1～95の2 略		95の3 削除	<u>指定介護療養型医療施設指定申請手数料</u>	95の4 削除	<u>指定介護療養型医療施設指定更新申請手数料</u>	95の5 削除	<u>指定介護療養型医療施設指定変更申請手数料</u>	95の6～193 略		<table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th><th>手数料の名称</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～95の2 略</td><td></td></tr> <tr> <td>95の3 削除</td><td><u>指定介護療養型医療施設指定申請手数料</u></td></tr> <tr> <td>95の4 削除</td><td><u>指定介護療養型医療施設指定更新申請手数料</u></td></tr> <tr> <td>95の5 削除</td><td><u>指定介護療養型医療施設指定変更申請手数料</u></td></tr> <tr> <td>95の6～193 略</td><td></td></tr> </tbody> </table>	番号	手数料の名称	1～95の2 略		95の3 削除	<u>指定介護療養型医療施設指定申請手数料</u>	95の4 削除	<u>指定介護療養型医療施設指定更新申請手数料</u>	95の5 削除	<u>指定介護療養型医療施設指定変更申請手数料</u>	95の6～193 略	
番号	手数料の名称																								
1～95の2 略																									
95の3 削除	<u>指定介護療養型医療施設指定申請手数料</u>																								
95の4 削除	<u>指定介護療養型医療施設指定更新申請手数料</u>																								
95の5 削除	<u>指定介護療養型医療施設指定変更申請手数料</u>																								
95の6～193 略																									
番号	手数料の名称																								
1～95の2 略																									
95の3 削除	<u>指定介護療養型医療施設指定申請手数料</u>																								
95の4 削除	<u>指定介護療養型医療施設指定更新申請手数料</u>																								
95の5 削除	<u>指定介護療養型医療施設指定変更申請手数料</u>																								
95の6～193 略																									

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

長崎県証紙条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和6年3月22日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県規則第14号

長崎県証紙条例施行規則を廃止する規則

長崎県証紙条例施行規則（昭和41年長崎県規則第66号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- この規則は、令和7年1月1日から施行する。
(経過措置)
- この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に廃止前の長崎県証紙条例第5条第1項に規定する売りさばき人（以下「売りさばき人」という。）が売りさばいた証紙（著しく汚染し、又は損傷したものを除く。以下同じ。）による手数料の徴収については、施行日から令和7年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 令和6年度における証紙収入の実績報告については、廃止前の長崎県証紙条例施行規則第16条の例による。
- 証紙の返還の申請については、施行日から令和11年12月31日までの間は、廃止前の長崎県証紙条例施行規則第13条第1項の例による。

告 示

長崎県告示第167号

令和6年3月22日付けをもって次のとおり対馬海区における区画漁業を免許したので公示する。

令和6年3月22日

長崎県知事 大石 賢吾

1 海区漁場計画の公表の際の公示番号	長崎県告示第735号
2 免許番号	別表のとおり
3 漁業権者の住所及び氏名	別表のとおり
4 漁場の位置	別表のとおり
5 漁場の区域	別表のとおり
6 漁業の種類及び漁業時期	別表のとおり
7 存続期間	別表のとおり
8 個別漁業権又は団体漁業権の別	別表のとおり
9 条件	別表のとおり
10 その他	この告示の別表は、長崎県水産部漁業振興課、長崎県対馬振興局農林水産部水産課において縦覧に供する。

長崎県告示第168号

令和6年長崎県内水面漁場管理委員会指示第1号に基づく水系の範囲等を、次のとおり定める。

なお、令和5年長崎県内水面漁場管理委員会指示第1号に基づく水系の範囲等（令和5年長崎県告示第188号）は、令和6年3月31日をもってこれを廃止する。

令和6年3月22日

長崎県知事 大石 賢吾

1 水系の範囲

- (1) 船津川水系（諫早市）及びこれと連接一体をなす水面
- (2) 小深井川水系及びこれと連接一体をなす水面
- (3) 本明川水系及びこれと連接一体をなす水面
- (4) 宮村川水系及びこれと連接一体をなす水面
- (5) 佐世保川水系及びこれと連接一体をなす水面
- (6) 中島川水系及びこれと連接一体をなす水面

長崎県告示第169号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり家畜の所有者に対し家畜防疫員による検査を受けることを命ずる。

令和6年3月22日

長崎県知事 大石 賢吾

監視伝染病の種類	実施の目的	実施する区域	実施の対象となる家畜の種類及び範囲	実施の期日	検査の方法
ヨーネ病	発生の予防	県内全域	1 摺乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛 3 県内へ移入した牛で1又は2に該当するもの及び繁殖の用に供する肉用牛 4 1又は2と同一施設内で飼育している牛 5 家畜保健衛生所長が必要と認めた牛	令和6年4月1日～令和7年3月31日	予備的抗体検出法による検査 リアルタイムPCR法による検査 ヨーニン検査 エライザ法による検査 補体結合反応検査 細菌検査
伝達性海綿状脳症	発生の予防	県内全域	1 牛 牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第6条第1項に基づく	令和6年4月1日～令和7年3月31日	エライザ法による検査 ウエスタンブロット法による検査

			届出の対象となる牛（同条第2項ただし書に該当する場合を除く） 2 めん羊及び山羊 月齢又は推定月齢が満18月以上で死亡しためん羊及び山羊の死体		免疫組織化学的検査
腐蛆病	発生の予防	県内全域	実施する区域で飼養されている蜜蜂のうち、家畜保健衛生所長が必要と認めた蜜蜂	令和6年4月1日～令和7年3月31日	肉眼的検査 細菌検査
ブルセラ症	発生の予察	県内全域	家畜保健衛生所長が必要と認めた牛	令和6年4月1日～令和7年3月31日	急速凝集反応検査 エライザ法による検査
結核	発生の予察	県内全域	家畜保健衛生所長が必要と認めた牛	令和6年4月1日～令和7年3月31日	ツベルクリン検査
アカバネ病	発生の予察	県内全域	実施する区域で飼養されている越夏していない牛で家畜保健衛生所長が必要と認めた牛	令和6年6月1日～11月30日	中和試験
アイノウイルス感染症	発生の予察	県内全域	実施する区域で飼養されている越夏していない牛で家畜保健衛生所長が必要と認めた牛	令和6年6月1日～11月30日	中和試験
チュウザン病	発生の予察	県内全域	実施する区域で飼養されている越夏していない牛で家畜保健衛生所長が必要と認めた牛	令和6年6月1日～11月30日	中和試験

長崎県告示第170号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定により、次のとおり家畜の所有者に対し、家畜について注射を受けることを命ずる。

令和6年3月22日

長崎県知事 大石 賢吾

監視伝染病の種類	実施の目的	実施する区域	実施の対象となる家畜の種類及び範囲	実施の期日	注射の方法
豚熱	発生の予防	県内全域	1 飼育している豚及びいのしし 2 家畜保健衛生所長が必要と認めた豚及びいのしし	令和6年4月1日～令和7年3月31日	皮下又は筋肉内注射

長崎県告示第171号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和6年3月22日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 施行者の名称
大村市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
平成24年長崎県告示第113号

- 大村都市計画道路事業
3・4・7号 竹松駅前原口線
- 3 施行期間
自 平成24年1月27日 至 令和11年3月31日
- 4 事業地
収用の部分 変更なし
使用の部分 なし

長崎県告示第172号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。
なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年3月22日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 主要地方道
路線名 上対馬豊玉線
道路の区域

区間	区域変更前後の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
対馬市豊玉町曾字石田884番1地先から 対馬市豊玉町曾字石田967番地先まで	前	12.7～20.7	49.2	
	後	12.3～13.8	49.7	

長崎県告示第173号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。
なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年3月22日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 主要地方道
路線名 上対馬豊玉線
道路の区域

区間	区域変更前後の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
対馬市豊玉町曾字石田967番地先から 対馬市豊玉町曾字石田972番地先まで	前A	12.7～20.3	93.0	
	後A	11.1～18.4	94.2	
	後B	8.0～28.7	96.9	

長崎県告示第174号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。
なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年3月22日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般県道

路線名 大浦比田勝線

道路の区域

区間	区域変更前後の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
対馬市上対馬町豊字東在所543番5地先から 対馬市上対馬町豊字大櫃河内647番1地先まで	前A	6.8~25.1	629.3	
	後A	6.8~36.2	629.3	
	前B	15.3~88.6	434.2	
	後B	12.7~91.5	434.2	

長崎県告示第175号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年3月22日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般国道

路線名 382号

道路の区域

区間	区域変更前後の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
対馬市上県町佐須奈字在所乙936番1地先から 対馬市上県町佐須奈字在所乙932番1地先まで	前	7.9~14.1	65.5	
	後	11.1~29.4	54.6	

長崎県告示第176号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年3月22日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般国道

路線名 324号

道路の区域

区間	区域変更前後の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
長崎市茂木町890番7地先から 長崎市茂木町890番8地先まで	前	8.7~12.3	6.0	
	後	12.3~21.3	6.0	

長崎県告示第177号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供す

る。

令和6年3月22日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 324号	長崎市茂木町890番6地先から 長崎市茂木町890番7地先まで	令和6年3月22日

長崎県告示第178号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年3月22日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 384号	官公有無番地先（五島市富江町黒瀬字登立270番2）から 五島市富江町黒瀬字川辺233番1地先まで	令和6年3月22日

長崎県告示第179号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県央振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年3月22日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 諫早外環状線	諫早市貝津町1563番5地先から 諫早市貝津町1158番1地先まで	令和6年3月22日

長崎県告示第180号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第5項の規定により、洪水浸水想定区域（想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域）を次の1のとおり変更し、同条第2項第3号の規定により、洪水浸水想定区域を次の2のとおり定めたので、同条第4項の規定により公表する。

なお、その関係図面は、次の1及び2に記載する縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。

令和6年3月22日

長崎県知事 大石 賢吾

1 次の河川に係る洪水浸水想定区域の変更

番号	水系名	河川名	縦覧場所
1	二級河川八郎川水系	中尾川	長崎県土木部河川課及び長崎振興局
2	二級河川多以良川水系	多以良川	
		二股川	
3	二級河川福江川水系	福江川	長崎県土木部河川課及び五島振興局
		谷江川	

4	二級河川谷江川水系	初尾川	長崎県土木部河川課及び壱岐振興局
		後川川	
		角川	
5	二級河川仁田川水系	仁田川	長崎県土木部河川課及び対馬振興局
		飼所川	

2 次の河川に係る洪水浸水想定区域の指定

番号	水系名	河川名	縦覧場所
1	二級河川浦上川水系	城山川	
		大井手川	
		三川川	
2	二級河川八郎川水系	現川川	
		千間田川	
		清水川	
		間の瀬川	
		松原川	
		正念川	
3	二級河川日見川水系	平古場川	
		日見川	
4	二級河川若菜川水系	若菜川	
		川平川	
5	二級河川小江川水系	小江川	
6	二級河川戸石川水系	戸石川	
7	二級河川手熊川水系	手熊川	
8	二級河川大浦川水系	大浦川	
9	二級河川江川川水系	江川川	長崎県土木部河川課及び長崎振興局
		落矢川	
10	二級河川千々川水系	千々川	
11	二級河川三重川水系	三重川	
12	二級河川大川水系	大川	
13	二級河川蚊焼大川水系	蚊焼大川	
14	二級河川出津川水系	出津川	
15	二級河川黒崎川水系	黒崎川	
16	二級河川川下川水系	川下川	

17	二級河川長与川水系	高田川 南田川内川	
18	二級河川大江川水系	大江川	
19	二級河川西海川水系	西海川 谷口川	
20	二級河川戸根川水系	戸根川	
21	二級河川手崎川水系	手崎川	
22	二級河川松村川水系	松村川	
23	二級河川郡川水系	佐奈河内川 南河内川	
24	二級河川よし川水系	よし川	
25	二級河川鈴田川水系	鈴田川 小川内川 稻河内川 針尾川	長崎県土木部河川課及び県央振興局
26	二級河川蒲河川水系	蒲河川	
27	二級河川千々石川水系	千々石川 上峯川 清水川	
28	二級河川大手川水系	大手川	
29	二級河川有馬川水系	有馬川 高江川 西正寺川 坂下川 七つ川 恵通谷川 どんどん川	
30	二級河川田町川水系	田町川	
31	二級河川六反田川水系	六反田川	
32	二級河川葉山川水系	葉山川	
33	二級河川中谷川水系	中谷川	
34	二級河川西郷川水系	西郷川	
35	二級河川松江川水系	松江川	

36	二級河川船津川水系	船津川
37	二級河川権現川水系	権現川
38	二級河川神代川水系	神代川
		みのつる川
39	二級河川倉地川水系	倉地川
		後牟田川
40	二級河川土黒川水系	土黒川
		土黒西川
41	二級河川多比良川水系	多比良川
42	二級河川栗谷川水系	栗谷川
43	二級河川堀川水系	堀川
		千壇川
		山口川
		中尾川
44	二級河川小松川水系	小松川
		谷山川
45	二級河川津波見川水系	津波見川
46	二級河川田内川水系	田内川
47	二級河川湯江川水系	湯江川
		前川内川
48	二級河川深江川水系	深江川
		中ノ間川
		畦津川
49	二級河川白水川水系	白水川
50	二級河川新湊川水系	新湊川
51	二級河川西川水系	西川
52	二級河川鮎川水系	鮎川
53	二級河川北川水系	北川
54	二級河川貝瀬川水系	貝瀬川
55	二級河川須川川水系	須川川
56	二級河川竜石川水系	竜石川
57	二級河川新川水系	新川
58	二級河川川内川水系	川内川

長崎県土木部河川課及び島原振興局

59	二級河川境川水系	境川	
60	二級河川小津波見川水系	小津波見川	
61	二級河川福江川水系	後の川	
		鷹の巣川	
		牟田川	
62	二級河川前田川水系	前田川	
63	二級河川猪ノ木川水系	猪ノ木川	
64	二級河川市小木川水系	市小木川	
65	二級河川増田川水系	増田川	長崎県土木部河川課及び五島振興局
		岡田川	
66	二級河川一の川水系	一の川	
67	二級河川山手川水系	山手川	
68	二級河川田尾川水系	田尾川	
		山名川	
69	二級河川丸子川水系	丸子川	
70	二級河川中須川水系	中須川	
71	二級河川小川川水系	小川川	
72	二級河川荒川川水系	荒川川	
73	二級河川丹奈川水系	丹奈川	
74	二級河川大川原川水系	大川原川	
		小川原川	
75	二級河川浦の川水系	浦の川	
76	二級河川鰐川水系	鰐川	
		郷津川	
77	二級河川大川水系	大川	
		木場川	
78	二級河川釣道川水系	釣道川	
79	二級河川佐野原川水系	佐野原川	長崎県土木部河川課及び五島振興局上五島支所
80	二級河川相河川水系	相河川	
		木原川	
81	二級河川檣ノ木川水系	檣ノ木川	
82	二級河川大川水系	大川	
83	二級河川谷江川水系	二ノ坂川	

84	二級河川梅ノ木川水系	梅ノ木川	
85	二級河川大左右川水系	大左右川	
		蟹田川	
86	二級河川幡鉾川水系	幡鉾川	長崎県土木部河川課及び壱岐振興局
		町谷川	
		小川	
		池田川	
		日ノ本川	
87	二級河川刈田院川水系	刈田院川	
88	二級河川百合畠川水系	百合畠川	
89	二級河川佐須川水系	佐須川	
90	二級河川椎根川水系	椎根川	
91	二級河川瀬川水系	瀬川	
92	二級河川阿須川水系	阿須川	
93	二級河川阿連川水系	阿連川	
94	二級河川久根川水系	久根川	
95	二級河川浅藻川水系	浅藻川	
96	二級河川久和川水系	久和川	
97	二級河川久田川水系	久田川	
98	二級河川洲藻川水系	洲藻川	
99	二級河川加志川水系	加志川	
100	二級河川今里川水系	今里川	
101	二級河川仁位川水系	仁位川	
102	二級河川曾川水系	曾川	
103	二級河川卯麦川水系	卯麦川	
104	二級河川三根川水系	三根川	
		田志川	
		佐賀の内川	
105	二級河川佐賀川水系	佐賀川	長崎県土木部河川課及び対馬振興局
106	二級河川駄道川水系	駄道川	
107	二級河川志多賀川水系	志多賀川	
108	二級河川吉田川水系	吉田川	
109	二級河川佐護川水系	中山川	

110	二級河川佐須奈川水系	佐須奈川
111	二級河川志多留川水系	志多留川
112	二級河川伊奈川水系	伊奈川
113	二級河川鹿見川水系	鹿見川
114	二級河川琴川水系	琴川
115	二級河川舟志川水系	舟志川
116	二級河川玖須川水系	玖須川
117	二級河川豊川水系	豊川
118	二級河川芦見川水系	芦見川
119	二級河川一重川水系	一重川
120	二級河川比田勝川水系	比田勝川
121	二級河川小鹿川水系	小鹿川
122	二級河川大浦川水系	大浦川
123	二級河川田川水系	田川

長崎県告示第181号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、長崎県土木部砂防課及び長崎県北振興局建設部において縦覧に供する。

令和6年3月22日

長崎県知事 大石 賢吾

指定区域の名称			権常寺	
所在地	市町名	大字	字	地番
	佐世保市	権常寺町		1093番4の一部、1093番43、1105番2の一部、1105番7の一部、1105番11、1105番12

長崎県告示第182号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、長崎県土木部砂防課及び長崎県北振興局建設部において縦覧に供する。

令和6年3月22日

長崎県知事 大石 賢吾

指定区域の名称			神島（3）	
所在地	市町名	大字	字	地番
	佐世保市	神島町		99番182の一部、99番183の一部、99番184の一部、99番201の一部、99番207の一部、99番214の一部、99番237、126番1の一部、126番3

長崎県告示第183号

出納員の事務の再委任（昭和48年長崎県告示第309号）の一部を次のように改正し、告示の日から適用する。

令和6年3月22日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
次の表の左欄に掲げる課又は事務所等の出納員が会計管理者から委任された事務のうち、歳入金の収納及び記録管理に関する事務を地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定により、同表右欄に掲げる職にある会計員に委任させた。	次の表の左欄に掲げる課又は事務所等の出納員が会計管理者から委任された事務のうち、歳入金の収納及び記録管理に関する事務を地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定により、同表右欄に掲げる職にある会計員に委任させた。
略	略
農林技術開発センター 畑作営農研究部門中山間営農研究室長	農産園芸研究部門馬鈴薯研究室長
略	略

長崎県告示第184号

会計管理者の事務の委任（平成11年長崎県告示第496号の19）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から適用する。

令和6年3月22日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
〔出納長の事務の委任〕（平成9年長崎県告示第621号の2）の全部を次のように改正し、平成11年4月1日から適用する。	〔出納長の事務の委任〕（平成9年長崎県告示第621号の2）の全部を次のように改正し、平成11年4月1日から適用する。
略	略
市町村立学校職員給与負担法 第1条に関する報酬、共済費、期末手当及び旅費に係る支出負担行為に関する確認	教育庁教職員課出納員
略	市町村立学校職員給与負担法第1条に関する報酬、共済費、期末手当及び旅費に係る支出負担行為に関する確認

長崎県告示第185号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定に基づき、一般競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等について、次のとおり告示する。

令和6年3月22日

長崎県知事 大石 賢吾

1 一般競争入札に付する事項

令和6年度長崎県工事技術調査業務委託

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

- (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (5) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
- (6) この告示の日から入札の期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者
- (7) この告示の日から入札の期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者

3 競争入札参加者の資格及び審査

- (1) 競争入札参加者の資格は、令第167条の5第1項及び第167条の5の2に定める要件に基づき、(2)に掲げる事項について審査し決定する。

(2) 審査事項

- ア 令和4年度又は令和5年度に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、誠実にこれを履行完了したもの。
- イ 工事技術調査を履行するにあたり、必要な知識及び技術を有する技術士の配置について、適正な調査体制を整えることができる法人であるもの。
- ウ 財務比率（売上高当期利益率、固定長期適合率、流動比率）が適正であること。
- エ 長崎県建設工事入札参加資格者名簿及び調査・設計・測量業務等入札参加資格者名簿に登録されていないもの。

4 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の時期

この告示の日から令和6年4月3日までの間（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

(2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。なお、県のホームページから入手することもできる。

(3) 申請書の提出方法

入札に参加しようとする者は申請書に次の書類を添え、(5)に掲げる提出場所に提出すること。

郵送も可。（書留郵便（一般書留、簡易書留）及び特定記録郵便とし、令和6年4月3日当日消印有効。）

ア 法人にあっては登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

イ （都道府）県税に關し未納がないことを証する証明書

ウ 消費税及び地方消費税課税事業者にあっては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

エ 印鑑届（様式第2号）

オ 口座振替申込書（様式第3号）

カ 地方公共団体工事技術監査（調査）業務受託実績表（様式第4号）

キ その他知事が必要と認める書類

※上記アの登記簿謄本は、申請日前3ヶ月以内に発行されたもの（写しも可）

上記イ、ウの未納がないことを証する証明書は、申請日前1ヶ月以内に発行されたもの（原本）

(4) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

（名称）長崎県監査事務局 監査課 普通会計・行政監査担当

（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

（電話）095-894-3506 （FAX）095-894-3479

5 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第5号）により通知（郵送）する。

6 資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和6年8月30日までとする。

7 資格の取消し等

- (1) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(1)又は(7)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。
- (2) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。
- (3) 資格取消等の通知
競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和6年3月22日

長崎県知事 大石 賢吾

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ララプレイスひうみ

長崎県佐世保市ひうみ町1879番26 ほか

2 届出の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名の変更

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

3 意見書の概要

(1) 意見書を提出した者

佐世保市長 宮島 大典

(2) 意見書の内容

意見なし

4 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から1月間

(2) 縦覧場所

県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）、長崎県県北振興局商工水産部商工観光課及び佐世保市観光商工部商工労働課

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和6年3月22日

長崎県知事 大石 賢吾

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ララプレイス佐世保

長崎県佐世保市日野町888番地1

2 届出の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名の変更

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

3 意見書の概要

- (1) 意見書を提出した者

佐世保市長 宮島 大典

- (2) 意見書の内容

意見なし

4 関係書類の縦覧

- (1) 縦覧期間

公告の日から1月間

- (2) 縦覧場所

県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）、長崎県県北振興局商工水産部商工観光課及び佐世保市觀光商工部商工労働課

土地改良区の解散に伴う清算人の退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項の規定において準用する同法第18条第17項の規定により、清算法人五反田土地改良区から清算人の退任の届出があった。

令和6年3月22日

長崎県知事 大石 賢吾

退任清算人	
氏名	住所
道上勝利	川棚町上組郷1359番地
鶴野末雄	川棚町五反田郷424番地3
田崎二郎	川棚町上組郷210番地
田寄明	川棚町五反田郷323番地
田中肇	川棚町五反田郷967番地
園田義和	川棚町上組郷31番地
朝長孝治	川棚町五反田郷251番地
岩永総一郎	川棚町上組郷330番地2

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、県北振興局長から公共測量（地形図作成）を次のとおり実施する旨の通知があった。（変更）

令和6年3月22日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地域	期間
佐世保市横手地域（佐世保市横手町、心野町）	令和5年12月6日から 令和6年4月30日まで

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、五島振興局長から公共測量（用地測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和6年3月22日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
五島市富江町	令和6年3月12日

都市計画の図書の縦覧（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和6年3月22日

長崎県知事 大石 賢吾

1 都市計画の種類及び名称

長崎都市計画用途地域 (諫早市決定)

2 縦覧場所

長崎県土木部都市政策課及び長崎県県央振興局

都市計画の図書の縦覧（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和6年3月22日

長崎県知事 大石 賢吾

1 都市計画の種類及び名称

長崎都市計画地区計画（南諫早産業団地地区計画） (諫早市決定)

2 縦覧場所

長崎県土木部都市政策課及び長崎県県央振興局

一般競争入札の実施（公告）

令和6年度長崎県工事技術調査業務委託について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和6年3月22日

長崎県知事 大石 賢吾

1 一般競争入札に付する事項

(1) 業務の名称

令和6年度長崎県工事技術調査業務委託

(2) 業務の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和7年3月7日まで

(4) 履行場所

入札説明書による。

(5) 入札の方法

- ① 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ② 初回の入札においては、代理人による入札は認められないこと。
- ③ 開札の結果、予定価格の制限範囲内での入札がない場合は、再度入札を行う。
- ④ 入札の執行回数は3回を限度とする。

⑤ 再度の入札において代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要である。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。

なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

(2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 一般競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等についての告示（令和6年長崎県告示第185号）に示した入札の参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。

(4) この公告の日から10の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

(5) この公告の日から10の開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請の方法

入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

（名称）長崎県監査事務局 監査課 普通会計・行政監査担当

（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

（電話）095-894-3506

（提出期限）令和6年4月3日（郵送にあっては、当日消印有効）

4 入札参加条件

(1) 2の入札参加資格を有していること。

(2) 当該役務を契約に基づき確実かつ直ちに履行できる者であること。

(3) 当該役務の全部又は一部を一括して第三者に委任又は請け負わせることなく履行できる者であること。

5 当該業務契約に関する事務を担当する部局の名称

（名称）長崎県監査事務局 監査課 普通会計・行政監査担当

（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

（電話）095-894-3506

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付期間及び場所

(1) 期間 この公告の日から令和6年4月3日までの間（県の休日を除く。）

(2) 場所 5の部局とする。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所及び受領期限等

(1) 提出先 5の部局とする。

(2) 受領期限 令和6年4月15日17時00分

(3) 提出方法 郵便（書留郵便（一般書留、簡易書留）及び特定記録郵便により受領期限内必着のこと。）で行う。

悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等、入札参加者に瑕疵のない特別な理由による郵便遅延が発生した場合、必要に応じて郵便遅延の理由を調査し、開札を延期することもある。

10 開札の日時及び場所

（場所）長崎県庁行政棟7階 監査委員会議室

（日時）令和6年4月16日10時00分開始

開札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に5の部

局に確認すること。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（契約希望金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、その内容を証明するもの（2件以上）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合

12 再度の入札における入札者が代理人である場合の委任状の提出

再度の入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

13 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(8)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(3) 入札者が連合して入札をしたとき。

(4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

(6) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。

(7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(8) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(9) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。

(10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

(11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等、入札者の意思表示が確認できないとき。

(12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

(13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。

(14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

14 落札者の決定方法

(1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に關係のない職員にくじを引かせるものとする。

(3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

(4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) その他、詳細は入札説明書による。

教育委員会告示

長崎県教育委員会告示第1号

長崎県文化財保護条例（昭和36年長崎県条例第16号）第4条第1項及び同条例第29条第1項の規定により、令和6年3月14日付けをもって、次のとおり指定された。

令和6年3月22日

長崎県教育委員会教育長 前川 謙介

県指定された文化財

種別	名称	所有者	所在地	員数
有形文化財 (美術工芸品)	天祐寺の木造如意輪観音坐像	天祐寺	諫早市西小路町1116	1軀
無形民俗文化財	生月勇魚捕唄	生月勇魚捕唄保存会	平戸市生月町	

監査委員公表

監査委員公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項、第4項及び第7項の規定により実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和6年3月22日

長崎県監査委員	下田 芳之
同	砺山 和仁
同	近藤 智昭
同	饗庭 敦子

令和5年度普通会計定期監査（後期）結果

第1 監査の概要

令和4年度における普通会計にかかる財務監査（定期監査）を次のとおり実施した。

1 監査の基準

長崎県監査基準に準拠して実施

2 監査の種類

財務監査（定期監査）（地方自治法第199条第1項及び第4項）

3 監査の対象

令和4年度 長崎県一般会計

令和4年度 長崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計

令和4年度 長崎県農業改良資金特別会計

令和4年度 長崎県林業改善資金特別会計

令和4年度 長崎県県営林特別会計

令和4年度 長崎県沿岸漁業改善資金特別会計

令和4年度 長崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計

令和4年度 長崎県用地特別会計

令和4年度 長崎県庁用管理特別会計

令和4年度 長崎県長崎魚市場特別会計

令和4年度 長崎県港湾施設整備特別会計

令和4年度 長崎県公債管理特別会計

令和4年度 長崎県国民健康保険特別会計

4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか。

なお、項目ごとの基本事項は以下のとおりである。

[基本事項]

(1) 収入

- ① 収入確保のため、調定事務、徴収対策が適切に行われているか。
- ② 収入未済の解消について、時効の管理を含む債権管理が適切に行われ、効率的な回収に取り組まれているか。

(2) 予算の執行

- ① 予算の執行は、適切に行われているか。
- ② 経済性を考慮し計画的かつ効率的に執行され、効果的なものとなっているか。

(3) 契約

- ① 業務の履行確認は、徹底されているか。
- ② 予定額の積算根拠は、明確かつ適切であるか。
- ③ 委託の成果は、有効に活用されているか。

(4) 工事

- ① 工事の計画・設計・施工は、法令等に準拠しているか。また、適切かつ効率的、経済的に執行されているか。
- ② 設計積算にあたって十分な検討及び設計照査が行われているか。また、特に契約変更時は必要性、経済性が検討されているか。
- ③ 入札手続、契約方法、支出に関する事務処理は、適切に行われているか。

(5) 補助金等

- ① 補助金等の事務処理は、関係法令等に基づいて適切に行われているか。
- ② 補助事業完了後の審査は、書面や現地で適切に行われているか。
- ③ 補助事業の効果の検証は、行われているか。

(6) 物品

- ① 物品の調達・管理は、規則等に基づき適切に行われているか。
 ② 物品は、有効に活用されているか。

(7) 貢産の管理

- ① 公有財産の管理は、規則等に基づき適切に行われているか。
 ② 公有財産は、有効に活用されているか。

5 監査の実施内容

後期監査対象機関から提出された資料等を基に監査対象の事務・事業の中から抽出したうえで、関係帳簿及び証拠書類を照合し、関係者に質問等を行い、慎重に監査を実施した。

(1) 監査対象期間

原則として令和4年度を対象としたが、監査委員が必要と認めるときは、令和5年度についても監査日までを対象期間とした。

(2) 監査実施期間及び対象機関

令和5年9月5日から令和6年2月9日までの期間において、118箇所の地方機関（振興局等、県立学校等、警察署）を対象として実施した。

	地方機関			
	振興局等	県立学校等	警察署	計
実地監査	12	27	6	45
書面監査	9	48	16	73
合計	21	75	22	118

後期監査対象機関、委員監査年月日及び監査にあたった委員は、別紙のとおりである。

第2 監査の結果

1 総括

監査の結果、地方機関における財務に関する事務の執行については、おおむね適正に行われているものと認められた。

しかしながら、一部において、下記の指摘事項等のとおり、是正または改善を要する事項が見受けられたので、今後とも関係法令等を遵守するとともに、適正かつ効率的な事務執行の確立に努める必要がある。

2 指摘事項等の状況

今回の監査の結果、事務処理を是正・改善すべきものについては、以下のとおりである。

[単位：件]

	計	収入未済	収入	予算執行	契約	工事	補助金等	物品	財産管理	その他
指摘事項	(65) 58	(2) 2	(7) 10	(4) 5	(17) 29	(2) 1	(2) 1	(15) 5	(10) 2	(6) 3
指導事項	(167) 156	(6) 1	(8) 10	(7) 10	(82) 77	(2) 12	(1) 3	(33) 27	(26) 13	(2) 3
意見	(2) 2						1		(2) 1	
合計	(234) 216	(8) 3	(15) 20	(11) 15	(99) 106	(4) 14	(3) 4	(48) 33	(38) 15	(8) 6

() は令和4年度後期監査結果件数

合計件数は昨年度と比べ減少しているが、「契約」において業務委託の再委託承認がされていない事例などで7件増加し、「工事」において設計計算時に使用するプログラム等について事前協議（承諾）が行われていない事例などで10件増加している。

※監査結果は、次の区分により取り扱う。

(1) 指摘事項

- ① 法令、条例又は通達等に違反しているもの

- ② 機関の意思決定が適切になされていないもの
 - ③ 収入確保に適切な措置を要するもの
 - ④ 予算を目的外に支出しているもの
 - ⑤ 不必要な予算執行をしているもの又は損害を生じているもの
 - ⑥ 経済性、効率性、有効性の観点から改善を要するもの
 - ⑦ 前回、指摘事項又は指導事項とした事項のうち、是正・改善されていないもの
 - ⑧ その他、不当又は適正を欠く事項で指摘が適当であると認められるもの
- (2) 指導事項
指摘事項の項目に該当するもののうち、軽易と認められるもの
- (3) 意見
① 執行機関等に改善・検討などを促し、又は注意を喚起することが必要と認められるもの
② 県の組織及び運営の合理化を図るため、特に措置を要すると認められるもの

- (1) 収入未済について（指摘2件、指導1件）
時効更新措置がとられずに時効期間が経過している事例などが認められたので、適正な債権管理に努めるべきである。
- (2) 収入について（指摘10件、指導10件）
公用車の処分遅延により自賠責保険及び自動車重量税の還付手続きを行っていない事例、履行証明書の交付において事実の証明手数料を徴していない事例などが認められたので、収入事務の適正な執行に努めるべきである。
- (3) 予算の執行について（指摘5件、指導10件）
契約において一者随意契約の理由が不適切な事例などが認められたので、適正な事務処理を行うべきである。
- (4) 契約について（指摘29件、指導77件）
予定価格を超えて見積決定を行っている事例、再委託の承認がされていない事例などが認められたので、適正な事務処理を行うべきである。
- (5) 工事について（指摘1件、指導12件）
工事で使用する材料の規格が変更されているにもかかわらず契約変更を行っていない事例などが認められたので、適正な事務処理を行うべきである。
- (6) 補助金等について（指摘1件、指導3件）
補助対象経費としている消費税及び地方消費税を含めて交付決定している事例などが認められたので、補助金等交付規則や要綱等に則り適正な事務処理を行うべきである。
- (7) 物品について（指摘5件、指導27件）
消耗品等出納簿（切手）において帳簿と現物の残数量が一致しておらず物品管理者及び出納員の確認が不十分な事例、物品の処分において不用決定決議を行わないまま棄却処分している事例などが認められたので、関係法規や各種通知等に基づき、適正な物品の管理に努めるべきである。
- (8) 財産の管理について（指摘2件、指導13件）
体育館の使用許可において明確な根拠無く光熱水費を徴収していない事例、関係団体が艇庫内に置いている物品について目的外使用許可の手続きがとられていない事例などが認められたので、関係法規や各種通知等に基づき、適正な公有財産の管理に努めるべきである。
- (9) その他（指摘3件、指導3件）
公金支出情報システムにおいて個人名を表示している事例、保管金において還付すべき所得税が還付されていない事例などが認められたので、適正な事務処理を行うべきである。

第3 指摘事項

次のような不適切な事例があったので、適正に事務を執行すること。

1 地域振興部

- (1) 収入
履行証明書の交付において、事実の証明手数料を徴していない。 [五島振興局上五島支所総務課]
- (2) 契約
① 一般国道384号外5線道路清掃業務委託（路面清掃）において、予定価格等をランダム化により決定

することを告知していない。また、委託業務により生じた産業廃棄物の処分について、県が排出事業者として処理を行っていない。

[五島振興局管理部総務課・建設部道路課]

(土木部に再掲)

② 灯油単価契約のFAX見積において、見積執行通知書に代表者印を押印すべきことなどを記載していない。

[五島振興局上五島支所総務課]

③ 消耗品の購入において、無効な見積書を有効と取り扱っている。

[対馬振興局管理部総務課]

(3) 物品

消耗品等出納簿（切手）において、帳簿と現物の残数量が一致しておらず、物品管理者及び出納員の確認が不十分である。

[壱岐振興局管理部総務課]

2 福祉保健部

(1) 収入未済

① 債務者の住所等の現況確認を行っていない。また、確実な時効更新措置が講じられていない。加えて、収入未済額に比べて少額の分納が続いていることから、分納額の増額を働きかけるなど、早期の回収等に努めるべきである。

[西彼福祉事務所]

② 障害福祉使用料において、時効更新措置がとられずに時効期間が経過しているものがある。

[こども医療福祉センター]

(2) 契約

① 新型コロナウイルス感染症宿泊療養者等移送業務委託において、支払金額が過大となっている。また、業務時間外分の支払条件の定めが不明確である。さらに、積算根拠が不十分である。加えて、契約書に仕様書を添付しておらず、契約内容が不明確である。

[五島振興局上五島支所保健部企画保健課]

② 庁舎清掃業務委託において、再委託の承認がされていない。

[佐世保こども・女性・障害者支援センター]

3 こども政策局

(1) 契約

① プール濾過器保守点検業務において、一部業務が実施されなかったにもかかわらず、減額変更契約が行われていない。

[開成学園]

② 産業廃棄物収集・運搬及び処分業務2件において、仕様書を作成していない。また、予定額積算において、産業廃棄物税相当額が含まれていることが不明確である。

[開成学園]

③ 燃料購入契約において、FAX見積が同価の場合のくじによる契約相手の決定手順を誤っている。

[開成学園]

④ 消防設備（非常用電源装置）改修外1件において、見積書を徴取していない。

[開成学園]

⑤ 給食材料単価契約において、仕様書を作成しておらず契約内容が不明確となっている。また、年度予算成立前に見積執行通知を行っている。さらに、履行期間初日以降に承諾書を徴している。

[開成学園]

4 産業労働部

(1) 契約

学生寮のベッドマット交換において、産業廃棄物処分許可を有していない納入業者に不用となった既存のベッドマットの処分を依頼している。

[長崎高等技術専門校]

(2) 物品

前回指導したにもかかわらず、消耗品等出納簿（現金領収書）において、使用していない月の残数の記載がなく、物品管理者及び出納員による確認、押印がなされていない。また、消耗品等出納簿（切手・R5年度）において、物品管理者及び出納員による確認、押印がなされていない。

[長崎高等技術専門校]

(3) その他

公金支出情報システムにおいて、個人名を表示しているものがある。

[佐世保高等技術専門校]

5 水産部

(1) 収入

前回、局内他課の監査で指導したにもかかわらず、証紙収入実績簿において、実績がある月の月計及び累計を記載していない。

[壱岐振興局農林水産部水産課]

(2) 予算の執行

対馬地区海岸漂着物等地域対策推進業務委託2件において、必要な資格を有する他業者がいるにもかか

わらず、一者随意契約を行っている。また、うち1件において、変更契約書に県側の公印が押印されていない。

[対馬振興局建設部管理課]

(土木部に再掲)

(3) 契約

有喜漁港海岸環境整備施設管理委託外1件において、再委託の承認が不十分である。

[県央振興局建設部管理課]

(土木部に再掲)

(4) 補助金等

出漁負担軽減対策事業費補助金において、補助対象経費としていない消費税及び地方消費税を含めて交付決定している。

[五島振興局農林水産部水産課]

6 農林部

(1) 収入

① 牛乳の委託販売にかかる販売手数料について、請求内容の確認が不十分である。

[農林技術開発センター]

② 公用車の処分が遅延しており、自賠責保険及び自動車重量税の還付手続きを行っていない。

[農林技術開発センター]

③ 長年、自動販売機電気使用料の積算を誤り、設置業者に対し過少請求している。 [農業大学校]

(2) 契約

① 病害虫発生調査業務において、調査実績が委託契約額の積算基礎として想定していた回数を満たしていないにもかかわらず、精算がなされていないものがある。また、受託者が提出する報告書の記載に不足がある。 [農林技術開発センター]

② 淨化槽維持管理業務委託において、再委託の承認がされていない。 [農林技術開発センター]

(3) その他

狩猟免許申請において、個人番号が記載された文書を保管している。 [県央振興局農林部農業企画課]

7 土木部

(1) 収入

橋梁補修事業等における負担金について、調定が遅延している。 [県央振興局建設部道路第一課]

(2) 予算の執行

対馬地区海岸漂着物等地域対策推進業務委託2件において、必要な資格を有する他業者がいるにもかかわらず、一者随意契約を行っている。また、うち1件において、変更契約書に県側の公印が押印されていない。

[対馬振興局建設部管理課]

(3) 契約

① 有喜漁港海岸環境整備施設管理委託外1件において、再委託の承認が不十分である。

[県央振興局建設部管理課]

② 一般国道384号外5線道路清掃業務委託（路面清掃）において、予定価格等をランダム化により決定することを告知していない。また、委託業務により生じた産業廃棄物の処分について、県が排出事業者として処理を行っていない。 [五島振興局管理部総務課・建設部道路課]

③ 管内道路監視業務委託において、受託した業者が従来の受託業者と同一であるにもかかわらず、引継期間に係る経費を減額変更していない。 [五島振興局建設部道路課]

④ 福江空港化学消防車タイヤ交換業務において、不用となったタイヤの処分を産業廃棄物処分許可を有していない納入業者に依頼している。 [五島振興局建設部福江空港管理事務所]

⑤ 竹敷港環境整備施設管理委託において、再委託の承認がされてない。 [対馬振興局建設部管理課]

⑥ 一般国道382号外3線道路維持工事（トンネル非常用設備点検業務委託）において、契約が遅延している。また、点検期間が適切でない。 [対馬振興局建設部道路課]

⑦ 石木ダム仮設水道点検業務委託において、再委託の承認がされていない。 [石木ダム建設事務所]

(4) 物品

トランシーバー外3点の処分において、産業廃棄物として処分すべきものを一般廃棄物として処分している。 [石木ダム建設事務所]

8 教育庁

(1) 収入

- ① 行政財産目的外使用許可に伴う使用料に係る延滞金について、延滞金条例の適用を誤って計算したため、徴収すべきでなかったものを誤徴収している。 [佐世保東翔高等学校]
- ② 前回監査で指導したにもかかわらず、生産物等の販売に係る実習品処分報告書について、受高の記載がない。 [大村城南高等学校]
- (2) 予算の執行
- ① 自家用電気工作物保安管理業務について、一者随意契約の理由が不適切である。 [上対馬高等学校]
- ② 一般廃棄物収集運搬処理業務委託において、一者随意契約の理由が不適切である。 [平戸高等学校]
- ③ 佐世保分教室において、水道の管理が不十分である。 [ろう学校]
- (3) 契約
- ① エレベーター保守・点検業務委託において、契約で定めた点検を行っているか確認できず、履行確認が不十分である。 [長崎東高等学校]
- ② 第一種特定製品定期点検業務委託において、予定価格を超えて見積決定している。 [五島高等学校]
- ③ 自家用電気工作物保安管理業務委託において、変更契約伺は決裁されているものの、変更契約締結が遅延している。 [西彼杵高等学校]
- ④ 凈化槽解体に伴う浄化槽汚泥引抜及び清掃業務において、契約期間の延長契約を行っているが、履行保証保険の期間変更をさせていない。また、免除要件を満たさない契約実績で入札保証金を免除している。 [佐世保工業高等学校]
- ⑤ 外壁調査業務委託において、予定額（設計額）の積算が誤っている。 [大村工業高等学校]
- ⑥ 外壁打診調査業務委託において、予定額（設計額）の積算が誤っている。 [諫早商業高等学校]
- ⑦ 浄化槽保守管理業務委託において、再委託の承認がされていない。 [平戸高等学校]
- ⑧ 産業廃棄物収集・運搬及び処分業務委託において、予定単価を超過した見積書を決定しており、その結果、予定総価格額及び予算額を超えて契約している。また、予定額の積算において、産業廃棄物税相当額が含まれていることが不明確である。 [佐世保特別支援学校]
- (4) 工事
- B棟屋上パラペット改修工事において、使用材料の規格が変更されているにもかかわらず、契約変更を行っていない。 [川棚特別支援学校]
- (5) 物品
- ① 郷土資料デジタルアーカイブシステム構築等業務委託で購入された備品の組入れがなされていない。 [長崎図書館]
- ② 物品の処分において、不用決定決議を行わないまま棄却処分している。また、点検・照合の結果について、物品管理者への報告が不十分である。 [長崎工業高等学校]
- (6) 財産の管理
- ① 旧式見高等学校体育館の使用許可において、明確な根拠無く光熱水費を徴収していない。 [長崎北高等学校]
- ② 関係団体が艇庫内に置いている物品について、目的外使用許可の手続きがとられていない。 [長崎鶴洋高等学校]
- (7) その他
- 保管金において、還付すべき所得税が還付されていないものがある。 [佐世保特別支援学校]
- 9 警察本部
- (1) 収入
- ① 安全運転管理者講習受講手数料の徴収において、誤って収入印紙に消印している。 [西海警察署]
- ② 自動車保管場所証明申請手数料の徴収において、誤って収入印紙に消印している。 [大村警察署]
- (2) 予算の執行
- 東長崎寮電気代について、支払期限を過ぎて支払っており、延滞利息が発生している。 [長崎警察署]
- (3) 契約
- ① 相浦警察署一般廃棄物収集運搬処理業務委託において、産業廃棄物（蛍光灯）を処分している。 [相浦警察署]
- ② 江迎警察署空調機冷媒用分岐管取替修繕2件において、冷媒の充填実績が減少したにもかかわらず、契約を変更していない。 [江迎警察署]

第4 意見

今期の監査では、委託契約等において、仕様書等の記載を誤ったため予定額が過大又は過小となっている事例、内訳が記載されていない参考見積を採用し予定額の算出根拠が不明確な事例などが散見されたので、仕様書等の作成及び予定額の算出に際しては各種手引やマニュアルに沿った適切な事務手続きを進め、担当者任せにすることなく決裁ラインによる組織としてのチェック体制を徹底されたい。

また、委託業務等において、契約書等で定める書類の提出がなされていない事例が少なからず見受けられたので、契約書等で定めるとおりに業務が確實に履行されているか確認することを徹底されたい。

なお、執行機関等に対し今回の監査において速やかに改善・検討などを促すことが必要と認められるものは、以下のとおりである。

(1) 学習用パソコン等の貸付について

県立学校においては、在籍する児童生徒に対して学習用パソコン等の貸付を行っており、長崎県立学校学習用パソコン等貸付規程に「亡失したとき又は損傷した場合、当該事由が利用者の故意又は重大な過失によるものと認められるときは、修繕等の費用は利用者の負担とする」旨が定められているが、故意又は重大な過失と判断する場合の具体的な事例は示されておらず、各学校の判断に任されている。

令和4年度決算では、貸付けた学習用パソコン23,769台において、故意又は重大な過失によるものではないとして公費で修繕したものが574件あり、その費用は19,546千円に上っているが、学校による損傷等の状況確認が不十分なものも見受けられる。

故意又は重大な過失についての具体的な判断事例を示すとともに、教職員、生徒及び保護者に対して周知徹底し、学習用パソコン等のより適正な管理に努められたい。

[教育環境整備課、教育DX推進室、県立学校]

(2) 設計業務委託について

土木部や農林部が定める設計業務共通仕様書において、受注者が電子計算機によって設計計算を行う場合、プログラムと使用機種について、「事前に監督職員と協議するものとする」(土木部) 又は「事前に監督職員の承諾を得なければならない」(農林部) と規定されている。

しかしながら、事前に協議(承諾)が行われていない事例や協議記録がない事例が今年度前期監査も含め散見されたので、設計業務共通仕様書に沿って適切に協議(承諾)を行われたい。 [関係各課]

(別紙) 委員監査の実施状況

1 実地監査

監査対象機関	委員監査年月日	監査委員			
[振興局等]					
(振興局)					
県央振興局	令和5年12月21日	下田 芳之 近藤 智昭	砺山 和仁 饗庭 敦子		
五島振興局	令和5年11月21日	下田 芳之 近藤 智昭	砺山 和仁 饗庭 敦子		
五島振興局上五島支所	令和5年11月20日	下田 芳之 近藤 智昭	砺山 和仁 饗庭 敦子		
壱岐振興局	令和5年11月13日	下田 芳之 近藤 智昭	砺山 和仁 饗庭 敦子		
対馬振興局	令和5年11月14日	下田 芳之 近藤 智昭	砺山 和仁 饗庭 敦子		
(福祉保健部関係)					
西彼福祉事務所	令和6年1月16日	下田 芳之	近藤 智昭		
東彼・北松福祉事務所	令和6年1月23日	下田 芳之	饗庭 敦子		
こども医療福祉センター	令和6年1月15日	砺山 和仁	饗庭 敦子		
(こども政策局関係)					
開成学園	令和6年1月16日	下田 芳之	近藤 智昭		
(産業労働部関係)					
長崎高等技術専門校	令和6年1月15日	下田 芳之	近藤 智昭		
(水産部関係)					
総合水産試験場	令和6年1月15日	下田 芳之	近藤 智昭		
(農林部関係)					
農林技術開発センター	令和6年1月11日	砺山 和仁	近藤 智昭		
[県立学校等]					
対馬歴史研究センター	令和5年11月14日	砺山 和仁	近藤 智昭		
長崎図書館	令和6年1月10日	下田 芳之	饗庭 敦子		
長崎西高等学校	令和6年1月16日	砺山 和仁	饗庭 敦子		

長崎南高等学校	令和6年1月16日	下田 芳之	近藤 智昭
長崎北高等学校	令和6年1月16日	砺山 和仁	饗庭 敦子
佐世保南高等学校	令和6年1月23日	砺山 和仁	近藤 智昭
諫早高等学校	令和6年1月15日	砺山 和仁	饗庭 敦子
諫早東高等学校	令和6年1月11日	下田 芳之	饗庭 敦子
大村高等学校	令和6年1月10日	下田 芳之	饗庭 敦子
豊玉高等学校	令和5年11月14日	下田 芳之	饗庭 敦子
壱岐高等学校	令和5年11月13日	砺山 和仁	近藤 智昭
五島高等学校	令和5年11月21日	下田 芳之	近藤 智昭
大崎高等学校	令和6年1月10日	砺山 和仁	近藤 智昭
口加高等学校	令和6年1月11日	砺山 和仁	近藤 智昭
川棚高等学校	令和6年1月23日	下田 芳之	饗庭 敦子
長崎工業高等学校	令和6年1月16日	砺山 和仁	饗庭 敦子
佐世保工業高等学校	令和6年1月22日	下田 芳之	饗庭 敦子
島原工業高等学校	令和6年1月11日	下田 芳之	饗庭 敦子
大村工業高等学校	令和6年1月10日	下田 芳之	饗庭 敦子
諫早商業高等学校	令和6年1月15日	砺山 和仁	饗庭 敦子
壱岐商業高等学校	令和5年11月13日	下田 芳之	饗庭 敦子
佐世保東翔高等学校	令和6年1月23日	砺山 和仁	近藤 智昭
平戸高等学校	令和6年1月22日	砺山 和仁	近藤 智昭
島原翔南高等学校	令和6年1月11日	砺山 和仁	近藤 智昭
諫早高等学校附属中学校	令和6年1月15日	砺山 和仁	饗庭 敦子
川棚特別支援学校	令和6年1月23日	下田 芳之	饗庭 敦子
桜が丘特別支援学校	令和6年1月23日	下田 芳之	饗庭 敦子
[警察署]			
時津警察署	令和6年1月10日	砺山 和仁	近藤 智昭

西海警察署	令和6年1月10日	砺山 和仁	近藤 智昭
島原警察署	令和6年1月11日	下田 芳之	饗庭 敦子
早岐警察署	令和6年1月23日	砺山 和仁	近藤 智昭
相浦警察署	令和6年1月22日	下田 芳之	饗庭 敦子
江迎警察署	令和6年1月22日	砺山 和仁	近藤 智昭

2 書面監査

監査対象機関	監査対象機関
[振興局等]	佐世保北高等学校
(総務部関係)	佐世保西高等学校
東京事務所	宇久高等学校
(県民生活環境部関係)	島原高等学校
川棚食肉衛生検査所	西陵高等学校
(福祉保健部関係)	猶興館高等学校
上五島福祉事務所	松浦高等学校
長崎こども・女性・障害者支援センター	対馬高等学校
佐世保こども・女性・障害者支援センター	上対馬高等学校
(産業労働部関係)	五島南高等学校
佐世保高等技術専門校	奈留高等学校
(農林部関係)	西彼杵高等学校
農業大学校	国見高等学校
肉用牛改良センター	小浜高等学校
(土木部関係)	波佐見高等学校
石木ダム建設事務所	北松西高等学校
[県立学校等]	上五島高等学校
埋蔵文化財センター	中五島高等学校
長崎東高等学校	島原農業高等学校

長崎北陽台高等学校	諫早農業高等学校
北松農業高等学校	長崎特別支援学校
西彼農業高等学校	諫早特別支援学校
鹿町工業高等学校	諫早東特別支援学校
佐世保商業高等学校	大村特別支援学校
島原商業高等学校	[警察署]
長崎鶴洋高等学校	長崎警察署
長崎明誠高等学校	大浦警察署
大村城南高等学校	浦上警察署
五島海陽高等学校	諫早警察署
清峰高等学校	雲仙警察署
鳴滝高等学校	南島原警察署
佐世保中央高等学校	大村警察署
長崎東中学校	川棚警察署
佐世保北中学校	佐世保警察署
盲学校	松浦警察署
ろう学校	平戸警察署
佐世保特別支援学校	五島警察署
島原特別支援学校	新上五島警察署
虹の原特別支援学校	壱岐警察署
鶴南特別支援学校	対馬南警察署
希望が丘高等特別支援学校	対馬北警察署

令和5年度財政援助団体等監査結果

第1 監査の概要

令和5年度における財政援助団体等監査を次のとおり実施した。

1 監査の基準

長崎県監査基準に準拠して実施

2 監査の種類

財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

3 監査の対象

別紙のとおり

4 監査の着眼点

財政的援助等に係る資金の出納状況及び団体の事業活動が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか。

5 監査の実施内容

監査対象団体から提出された資料等を基に監査対象の出納その他の事務の中から抽出したうえで、関係帳簿及び証拠書類を照合し、関係者に質問等を行い、慎重に監査を実施した。

(1) 監査対象期間

令和4年度

(2) 監査対象団体及び実施日

令和5年8月10日から令和6年2月9日までの期間において、30団体を対象として実施した。

区分	出資団体	公の施設の指定管理者	補助等団体	合計
今年度監査対象団体	9	4	17	30

対象団体、委員監査年月日及び監査にあたった委員は、別紙のとおりである。

第2 監査の結果

1 総括

監査の結果、財政的援助等に係る資金の出納状況及び団体の事業活動内容については、おおむね適正に行われていると認められた。

しかしながら、次表のとおり是正、改善等を要する事項が認められたので、該当した団体についての適切な指導を主務課に求めるとともに、主務課に対するものについては直接是正等を求めた。

2 指摘事項等件数

区分	指摘事項		指導事項		意見		合計	
	団体数	件数	団体数	件数	団体数	件数	団体数	件数
団体に対するもの	2	2	10	10	1	1	13	13
主務課に対するもの	0	0	3	3	0	0	3	3
合 計	—	2	—	13	—	1	—	16

※ 監査結果は、次の区分により取り扱う。

(1) 指摘事項

- ① 法令、条例又は通達等に違反しているもの
- ② 機関の意思決定が適切になされていないもの
- ③ 収入確保に適切な措置を要するもの
- ④ 予算を目的外に支出しているもの
- ⑤ 不必要な予算執行をしているもの又は損害を生じているもの
- ⑥ 経済性、効率性、有効性の観点から改善を要するもの

- ⑦ 前回、指摘事項又は指導事項とした事項のうち、是正・改善されていないもの
 ⑧ その他、不当又は適正を欠く事項で指摘が適当であると認められるもの
- (2) 指導事項
 指摘事項の項目に該当するもののうち、軽易と認められるもの
- (3) 意見
 ① 執行機関等に改善・検討などを促し、又は注意を喚起することが必要と認められるもの
 ② 県の組織及び運営の合理化を図るため、特に措置を要すると認められるもの

3 指摘事項及び意見

指摘事項

(1) 公益財団法人 長崎県建設技術研究センター 【出資団体】

ア 貸借対照表内訳書について

貸借対照表において、固定負債の退職給付引当金と同額が固定資産の退職給付引当資産に計上されているが、前回の監査での指摘にもかかわらず、貸借対照表内訳書の会計区分（公益目的事業会計・法人会計）毎にみると両科目の金額が一致していないので、適正な会計処理を行うこと。

(2) 長崎県営バス観光株式会社 【出資団体】

ア 契約事務について

契約保証金について、保証対象の契約が終了したにもかかわらず返還していない事例等があったので、適切な契約事務を行うこと。

意見

(1) 株式会社エヌ 【出資団体】

ア 経営状況について

令和4年度の経営成績は、売上高が3億4,968万円で前年度と比べ2.2倍となったものの、経常損失が43万円、当期純損失が135万円となっている。

新型コロナ感染症の蔓延に伴う外国人の入国制限等の影響で、当初計画していた外国人材の派遣人数が達成できなかったこともあり、平成31年2月の設立以降、5期連続して赤字となっており、令和4年度末の累積欠損金は8,134万円となっている。

派遣人数は増加傾向にあるので、引き続き、県や関係機関と連携し、本県における農林水産業の労働力の安定供給を図りながら、累積欠損金の解消に向けて、単年度収支の早期黒字化に努められたい。

○株式会社エヌの年度別損益・派遣人数の推移

(単位：千円、人)

	H30	R 1	R 2	R 3	R 4
売上高（計画）	—	176,928	222,120	391,561	387,890
売上高（実績）	0	8,450	58,101	155,651	349,683
経常利益（計画）	—	△ 37,535	△ 30,360	△ 3,724	2,970
経常利益（実績）	△ 6,950	△ 33,696	△ 28,397	△ 10,491	△ 432
当期純利益	△ 6,966	△ 33,416	△ 28,387	△ 11,222	△ 1,347
繰越利益剰余金	△ 6,966	△ 40,382	△ 68,769	△ 79,991	△ 81,338
派遣人数（計画）	—	100	193	224	223
派遣人数（実績）	0	15	47	54	127

4 指導事項

項目		団体数	件数
団 体	会計処理	4	4
	契約	2	2
	補助金	1	1
	指定管理	1	1
	財産管理	2	2
	小計	10	10
主 務 課	補助金	2	2
	指定管理	1	1
	小計	3	3
合計		—	13

(別紙)

令和5年度財政援助団体等監査の実施状況（30団体）

1 総務部関係（1団体）

監査対象団体	委員実地監査日	財援区分	監査対象となった財政援助等の内容	金額	監査委員
一般社団法人 長崎県専修学校各種学校連合会	書面監査	補助金	長崎県専修学校各種学校連合会補助金	876,000円	—
		補助金	長崎県専修学校各種学校連合会補助金 (県内学校の入学促進PR)	1,000,000円	

2 危機管理部関係（1団体）

監査対象団体	委員実地監査日	財援区分	監査対象となった財政援助等の内容	金額	監査委員
特定非営利活動法人 長崎県水難救済会	書面監査	補助金	長崎県水難救済会運営費補助金	3,700,000円	—

3 地域振興部関係（2団体）

監査対象団体	委員実地監査日	財援区分	監査対象となった財政援助等の内容	金額	監査委員
長崎空港ビルディング株式会社	令和6年1月10日	出資	出資率 29.1%	132,000,000円	下田 芳之 饗庭 敦子
一般社団法人 長崎県バス協会	書面監査	補助金	長崎県運輸事業振興助成補助金	20,264,000円	—

4 文化観光国際部関係（2団体）

監査対象団体	委員実地監査日	財援区分	監査対象となった財政援助等の内容	金額	監査委員
公益財団法人 長崎ミュージアム振興財団	令和5年12月15日	出資	出資率 100%	7,500,000円	下田 芳之 饗庭 敦子
		指定管理	長崎県美術館の指定管理業務	370,768,000円	
一般社団法人 長崎県物産振興協会	書面監査	補助金	長崎県県産品振興事業補助金	9,968,000円	—
		補助金	長崎県産品PR・販売拡大事業補助金	42,000,000円	
		補助金	長崎県省エネルギー等設備導入経営改善支援事業費補助金	600,000円	

5 県民生活環境部関係（2団体）

監査対象団体	委員実地監査日	財援区分	監査対象となった財政援助等の内容	金額	監査委員
一般社団法人 長崎県交通安全協会	書面監査	補助金	交通安全指導員設置費補助金	81,390,000円	—
公益財団法人 長崎県生活衛生営業指導センター	書面監査	補助金	生活衛生営業衛生確保・振興指導補助金	21,024,961円	—

6 福祉保健部関係（3団体）

監査対象団体	委員実地監査日	財援区分	監査対象となった財政援助等の内容	金額	監査委員
公益社団法人 長崎県看護協会	書面監査	指定管理	長崎県看護キャリア支援センターの指定管理業務	49,786,250円	—
		補助金	長崎県地域医療介護総合確保基金事業補助金（特定行為研修推進補助事業）	1,283,000円	
一般社団法人 長崎市医師会	書面監査	補助金	長崎県地域医療介護総合確保基金事業補助金（看護師等養成所運営等事業）	65,410,000円	—
		補助金	長崎県医療従事者実習時感染予防対策実施支援事業補助金	2,803,402円	
		補助金	長崎県私立学校電気代高騰緊急補助金	995,000円	
		補助金	長崎県私立専門学校授業料等軽減補助金	15,551,000円	
		補助金	長崎県私立高等学校等就学支援金	843,750円	
		補助金	長崎県医療機関電気料高騰緊急支援事業補助金	77,000円	
		補助金	長崎県介護・障害福祉サービス施設等原油価格・物価高騰緊急支援事業費補助金	280,000円	
長崎県障害者社会参加推進センター	書面監査	補助金	長崎県障害者社会参加推進センター運営費補助金	6,122,743円	—
		補助金	長崎県障害者芸術祭開催事業費補助金	4,625,000円	
		補助金	長崎県障害者芸術文化活動普及支援事業費補助金	5,000,000円	

7 産業労働部関係（5団体）

監査対象団体	委員実地監査日	財援区分	監査対象となった財政援助等の内容	金額	監査委員
ハウステンボス・技術センター株式会社	令和6年1月22日	指定管理	佐世保情報産業プラザの指定管理業務	98,370,117円	下田 芳之 饗庭 敦子
長崎県中小企業団体中央会	令和5年12月15日	補助金	長崎県中小企業連携組織対策事業費補助金	125,242,211円	砺山 和仁 近藤 智昭
諫早商工会議所	書面監査	補助金	長崎県小規模事業経営支援事業費補助金	34,088,000円	—
		補助金	長崎県小規模事業者支援計画推進補助金	630,000円	
大村商工会議所	書面監査	補助金	長崎県小規模事業経営支援事業費補助金	30,328,790円	—
		補助金	長崎県小規模事業者支援計画推進補助金	900,000円	
長崎県職業能力開発協会	書面監査	補助金	長崎県職業能力開発協会運営費補助金	44,627,000円	—
		補助金	認定訓練助成事業費補助金	350,000円	

8 水産部関係（2団体）

監査対象団体	委員実地監査日	財援区分	監査対象となった財政援助等の内容	金額	監査委員
株式会社長崎県漁業公社	令和6年1月22日	出資	出資率 58.82%	30,000,000円	下田 芳之 饗庭 敦子
有明海栽培漁業推進協議会	書面監査	補助金	長崎県広域種共同放流推進事業費補助金	10,814,231円	—
		補助金	新たな資源管理推進事業費補助金	1,003,750円	

9 農林部関係（6団体）

監査対象団体	委員監査年月日	財援区分	監査対象となった財政援助等の内容	金額	監査委員
公益財団法人 長崎県農林水産業担い手 育成基金	令和6年1月16日	出資	出資率 38.1%	381,700,000円	砺山 和仁 饗庭 敦子
		補助金	長崎県青年農業者等育成センター事業費補助金	10,007,000円	
		補助金	長崎県就農準備資金・経営開始資金事業費補助金	35,498,000円	
		補助金	長崎県農業次世代人材投資事業費補助金	400,000円	
		補助金	長崎県新規就農促進研修支援事業費補助金	7,346,162円	
		補助金	長崎県技術習得支援事業費補助金	4,481,000円	
株式会社エヌ	令和6年1月22日	出資	出資率 35.8%	50,000,000円	砺山 和仁 近藤 智昭
公益財団法人 長崎県農業振興公社	令和5年12月15日	出資	出資率 100%	1,000,000円	下田 芳之 饗庭 敦子
		補助金	農地集積・集約化対策事業費補助金	128,211,000円	
		補助金	農地中間管理機構経営基盤強化対策費補助金	3,731,000円	
		貸付金	諫早湾干拓取得・管理支援貸付金	149,000,000円	
一般社団法人 長崎県林業コンサルタント	書面監査	指定管理	長崎県民の森の指定管理業務	62,385,000円	—
一般社団法人 長崎県畜産協会	書面監査	補助金	長崎県消費・安全対策交付金事業	400,000円	—
		補助金	長崎県特定指定疾病損耗防止推進事業	3,799,734円	
		補助金	長崎県畜産振興推進事業	472,766円	
		補助金	長崎県獣医師確保修学資金貸与事業	13,404,978円	
		補助金	長崎県肉用牛肥育経営安定対策事業	27,844,016円	
長崎県土地改良事業団体 連合会	書面監査	補助金	土地改良区体制強化事業補助金（施設・財務管理強化対策事業）	6,700,000円	—
		補助金	土地改良区体制強化事業補助金（受益農地管理強化対策事業）	1,800,000円	
		補助金	土地改良施設維持管理適正化事業補助金	15,000,000円	
		補助金	長崎県農業水利施設電気料金高騰対策支援事業補助金	10,328,964円	

10 土木部関係（2団体）

監査対象団体	委員実地監査日	財援区分	監査対象となった財政援助等の内容	金額	監査委員
公益財団法人 長崎県建設技術研究センター	令和6年1月10日	出資	出資率 100%	10,000,000円	下田 芳之 饗庭 敦子
長崎県住宅供給公社	令和5年12月15日	出資	出資率 65%	6,500,000円	下田 芳之 砺山 和仁 近藤 智昭 饗庭 敦子
		補助金	長崎県高齢者向け優良賃貸住宅家賃減額補助金	4,489,500円	
		指定管理	長崎地区、佐世保地区及び県央地区の県営住宅等の指定管理業務	795,587,000円	

11 交通局関係（1団体）

監査対象団体	委員実地監査日	財援区分	監査対象となった財政援助等の内容	金額	監査委員
長崎県営バス観光株式会社	令和5年12月15日	出資	出資率 100%	15,000,000円	砺山 和仁 近藤 智昭

12 教育府関係（3団体）

監査対象団体	委員実地監査日	財援区分	監査対象となった財政援助等の内容	金額	監査委員
西彼青年の家施設運営協会	書面監査	指定管理	西彼青年の家の指定管理業務	17,342,000円	—
長崎県高等学校文化連盟	書面監査	補助金	長崎県高等学校文化活動費補助金（長崎県高等学校総合文化祭開催費補助事業）	5,205,000円	—
		補助金	長崎県高等学校文化活動費補助金（長崎県高等学校文化活動推進校指定事業）	3,939,920円	
		補助金	長崎県高等学校文化活動費補助金（長崎県高等学校総合文化祭離島地区高等学校参加費補助事業）	1,218,140円	
		補助金	長崎県高等学校文化活動費補助金（長崎県高等学校文化活動活性化補助事業）	4,000,000円	
		補助金	長崎県高等学校文化活動費補助金（全国高等学校総合文化祭派遣費補助事業）	3,870,000円	
長崎県立長崎鶴洋高等学校寄宿舎運営協議会	書面監査	補助金	令和4年度長崎県立高等学校寄宿舎運営費補助金	2,344,000円	—

※：監査委員欄には、実地監査を行った委員名を記載している。

令和5年度行政監査結果

令和5年度における行政監査を次のとおり実施した。

第1 監査の基準

長崎県監査基準に準拠して実施

第2 監査の種類

行政監査（地方自治法第199条第2項）

第3 監査の対象

1 監査のテーマ

職員公舎の現状と課題

2 監査の目的

本県において、職員公舎（以下「公舎」という。）は、離島が多く存在し、南北に長い県土という本県特有の状況を背景に、異動時の業務の円滑な運営のために整備されてきた。

公舎については、平成21年度定期監査において意見¹を出しているところであるが、当時と比較して、交通基盤による通勤圏の拡大、民間賃貸住宅の充実など、公舎を取り巻く状況は大きく変化している。

また、知事部局では、「長崎県地方機関再編の基本方針（平成20年策定）」に基づき、長崎、県央、島原各振興局の機能を集約化する大規模な組織再編が予定されており、公舎入居への影響が見込まれる。

加えて、今後、公舎の老朽化に伴い、修繕、改修工事等が増加し、多額の財政負担となることが懸念される。

そこで今回、「職員公舎の現状と課題」をテーマとして行政監査を行い、公舎の現状を調査し、管理及び運営上の課題を明らかにするとともに、知事部局（総務部管財課所管）、教育庁（教育環境整備課所管）及び警察本部（装備施設課所管）（以下「3機関」という。）が策定している公舎に関する基本方針等の進捗状況を検証し、公舎の効率的な運用のほか、今後の「公舎のあり方」の検討を促すことを目的に監査を実施することとした。

第4 監査の着眼点

1 公舎の管理運営状況

- ・公舎の有効活用が図られ、適切な管理・運営がなされているか。
- ・公舎の維持管理に係る契約は経済的、効率的な発注が行われているか。
- ・職員が快適に過ごせるような住環境が整備されているか。
- ・公舎としての用途を廃止（以下「用途廃止」という。）した後の土地・建物（以下「旧公舎」という。）は適切に管理されているか。
- ・ダム管理用宿舎（以下「ダム公舎」という。）、独身寮及び特定の事業目的のための旧公舎・旧独身寮は適切に管理されているか。

2 3機関の基本方針等の進捗状況

- ・基本方針等で定めた計画どおりに公舎の集約等が行われているか。
- ・ライフサイクルコスト²の縮減・平準化の観点から、適切な長寿命化計画が策定されているか。

第5 監査の実施内容

1 対象年度

監査対象年度は、令和5年度とした。

2 監査対象所属

- ・公舎等を所管している管財課、教育環境整備課及び装備施設課
- ・公舎管理事務を分掌している振興局等地方機関、県立学校及び警察署
- ・ダム公舎を所管している土木部河川課
- ・職員寮を所管している総務部職員厚生課

¹ 管財課、教育環境整備課及び警察本部に対して、「入居率の向上に努めるとともに、有効活用も含め所管転換や売却などの処分にも積極的に取り組まれたい。」との意見を述べている。

² ライフサイクルコストとは、中長期にわたる一定期間に要する公共施設等の建設、維持管理、更新等に係る経費の合計をいう。

- ・特定の事業目的のための旧公舎及び旧独身寮を管理している所属
 - ア 総務部学事振興課
 - イ 地域振興部地域づくり推進課
 - ウ 文化観光国際部国際課及びスポーツ振興課
 - エ 福祉保健部医療政策課
 - オ 農林部農業経営課
 - カ 土木部住宅課

3 監査実施日等

(1) 予備監査

ア 監査実施日

令和5年11月30日～令和6年1月30日

イ 監査方法

普通会計財務予備監査時に実施した振興局等での聞き取り及び現地確認を参考にしながら、本庁関係課に聞き取りを行った。

(2) 監査委員による監査

ア 監査実施日

令和6年1月31日

イ 監査方法

本庁関係課に出席を求め、予備監査の報告書をもとに監査を実施した。

第6 判明した事項

1 公舎の現状と課題

公舎は、異動時の速やかな転居など、県の事務及び事業の円滑な運営のために設置しているものであり、年度途中の異動や修繕等に対応するため、一定数の空室を確保しながら運用している。

本県の公舎の現状は次のとおりである。

(1) 職員数の状況

3機関合わせた職員数は、令和4年4月1日現在で計11,746人であり、平成21年4月1日現在の計12,480人から734人、5.9%減少している。

表1 職員数の状況（令和4年4月1日時点）

(単位：人)

地区名	知事部局	教育庁	警察本部	計
長崎	2,195	1,137	1,968	5,300
県央	587	1,101	319	2,007
島原	268	398	219	885
県北	425	917	507	1,849
大瀬戸	21	86	49	156
田平	67	170	111	348
五島	133	168	71	372
上五島	63	69	55	187
壱岐	97	116	53	266
対馬	134	101	106	341
東京	32	—	—	32
大阪	3	—	—	3
計	4,025	4,263	3,458	11,746
平成21年度	4,390	4,629	3,461	12,480
増減	△ 365	△ 366	△ 3	△ 734
増減比	△ 8.3%	△ 7.9%	△ 0.1%	△ 5.9%

(2) 公舎数の状況

3機関合わせた公舎数は、令和4年4月30日時点（警察本部は令和4年5月1日時点）で計461棟3,228戸であり、平成21年度³の計4,051戸から823戸、20.3%減少しており、職員数の減少率5.9%より減少率が大きい状況にある。

表2 公舎数の状況（令和4年4月30日/5月1日時点）

地区名	知事部局		教育庁		警察本部		計	
	棟数	戸数	棟数	戸数	棟数	戸数	棟数	戸数
長崎	41	506	20	156	31	332	92	994
県央	14	133	33	113	12	146	59	392
島原	12	76	17	76	19	104	48	256
県北	14	144	36	139	28	215	78	498
田平	3	40	14	58	8	74	25	172
大瀬戸	1	5	8	22	8	40	17	67
五島	10	100	17	87	8	55	35	242
上五島	7	50	6	55	12	37	25	142
壱岐	12	77	11	54	9	35	32	166
対馬	14	107	15	85	18	75	47	267
東京	3	32	—	—	—	—	3	32
計	131	1,270	177	845	153	1,113	461	3,228
平成21年度	—	1,672	—	1,080	—	1,299	—	4,051
増減	—	△ 402	—	△ 235	—	△ 186	—	△ 823
増減比	—	△ 24.0%	—	△ 21.8%	—	△ 14.3%	—	△ 20.3%

(3) 公舎における環境整備の状況

ア 知事部局

令和4年度末時点の知事部局所管公舎125棟（令和4年度末で用途廃止した公舎を除く。）の全戸室において、給湯追い炊き機能の風呂及び水洗トイレを設置している。

また、125棟のうち長崎地区の5棟を除く120棟において、駐車場を整備している。

イ 教育庁

公舎の施設整備の実態については、分掌している各学校が把握していることから、教育環境整備課は、トイレの水洗化のデータを有しておらず、風呂についても、給湯追い炊き機能であるかバランス釜⁴の風呂であるかのデータを有していない。

また、令和4年度末時点の教育庁所管公舎171棟（令和4年度末で用途廃止したもの）を除く。のうち7棟（長崎地区2棟、県北地区1棟、五島地区2棟、上五島地区1棟、壱岐地区1棟）を除く164棟において、駐車場を整備している。

ウ 警察本部

全戸室において風呂及び水洗トイレを設置しているものの、令和4年度末時点の警察本部所管公舎144棟（令和4年度末で用途廃止した公舎を除く。）のうち34棟は、給湯追い炊き機能の風呂ではなく、バランス釜の風呂である。

また、144棟のうち長崎地区の1棟を除く143棟において、駐車場を整備している。

(4) 各公舎の建築年数の状況

³ 知事部局については平成22年1月時点、教育庁については22年5月時点、警察本部については22年2月時点の状況。以下同じ。

⁴ バランス釜とは、室外から取り入れた空気を使ってガスを燃焼させ、発生した排気ガスを室外に排出することでお湯を沸かす給湯装置をいう。

築30年以上の公舎は、3機関合わせて令和4年度末時点で計294棟（令和4年度末で用途廃止した公舎を除く。）であり、全体の66.8%となっている。そして、築40年以上49年以下の公舎が152棟（構成比34.5%）と最も多く、築50年以上の公舎も37棟（構成比8.4%）となっている。

警察本部においては、平成28年度までに順次新たに公舎を建築しており、19年以下の公舎が7棟（構成比1.6%）となっている。

表3 各公舎の建築年数の構成割合（令和4年度末時点）

建築年数	知事部局		教育庁		警察本部		計	
	棟数	構成比	棟数	構成比	棟数	構成比	棟数	構成比
9年以下	0	0.0%	0	0.0%	2	1.4%	2	0.5%
10年～19年	0	0.0%	2	1.2%	5	3.5%	7	1.6%
20年～29年	49	39.2%	52	30.4%	36	25.0%	137	31.1%
30年～39年	29	23.2%	48	28.1%	28	19.4%	105	23.9%
40年～49年	33	26.4%	65	38.0%	54	37.5%	152	34.5%
50年以上	14	11.2%	4	2.3%	19	13.2%	37	8.4%
計	125	100.0%	171	100.0%	144	100.0%	440	100.0%
うち築30年以上の公舎	76	60.8%	117	68.4%	101	70.1%	294	66.8%

(5) 公舎の入居率の状況

ア 機関ごとの入居率

3機関合わせた公舎の入居率は、令和4年4月30日時点（警察本部は令和4年5月1日時点）で75.7%であり、平成21年度の入居率81.6%から5.9ポイント減少している。

入居率が最も高かった機関は知事部局で78.7%、最も低かった機関は教育庁で70.2%である。

イ 所在地区ごとの入居率

離島4地区（五島、上五島、壱岐、対馬）の入居率は、3機関合わせて87.4%となっており、本土地区の入居率71.8%と比較して高い状況となっている。本土地区が低くなっているのは、民間アパートの供給数や自宅からの通勤率等が離島地区と異なることによるものと考えられる。

また、同じ地区内で機関別に比較すると、県央地区においては、知事部局の入居率が91.7%である一方、警察本部の入居率が57.5%と34.2ポイントの差があり、島原地区においては、警察本部の入居率が98.1%である一方、知事部局の入居率が69.7%と28.4ポイントの差がある。

表4 所在地区ごとの公舎数及び入居率（令和4年4月30日/5月1日時点）

地区名	知事部局			教育庁			警察本部			計		
	戸数	入居戸数	入居率	戸数	入居戸数	入居率	戸数	入居戸数	入居率	戸数	入居戸数	入居率
長崎	506	343	67.8%	156	71	45.5%	332	221	66.6%	994	635	63.9%
県央	133	122	91.7%	113	68	60.2%	146	84	57.5%	392	274	69.9%
島原	76	53	69.7%	76	55	72.4%	104	102	98.1%	256	210	82.0%
県北	144	135	93.8%	139	106	76.3%	215	159	74.0%	498	400	80.3%
田平	40	29	72.5%	58	31	53.4%	74	59	79.7%	172	119	69.2%
大瀬戸	5	2	40.0%	22	20	90.9%	40	38	95.0%	67	60	89.6%
五島	100	82	82.0%	87	69	79.3%	55	48	87.3%	242	199	82.2%
上五島	50	46	92.0%	55	48	87.3%	37	36	97.3%	142	130	91.5%
壱岐	77	63	81.8%	54	52	96.3%	35	35	100.0%	166	150	90.4%
対馬	107	93	86.9%	85	73	85.9%	75	69	92.0%	267	235	88.0%
東京	32	32	100.0%	—	—	—	—	—	—	32	32	100.0%

計 (A)	1,270	1,000	78.7%	845	593	70.2%	1,113	851	76.5%	3,228	2,444	75.7%
離島	334	284	85.0%	281	242	86.1%	202	188	93.1%	817	714	87.4%
本土	936	716	76.5%	564	351	62.2%	911	663	72.8%	2,411	1,730	71.8%
平成21年度 (B)	1,672	1,337	80.0%	1,080	869	80.5%	1,299	1,099	84.6%	4,051	3,305	81.6%
(A) - (B)	△ 402	△ 337	△ 1.2	△ 235	△ 276	△ 10.3	△ 186	△ 248	△ 8.1	△ 823	△ 861	△ 5.9

ウ 入居率低下の理由

3機関合わせた公舎の入居率は、前記のとおり、平成21年度の入居率81.6%から5.9ポイント減少しているが、3機関によると、主に次の要因があるとのことである。

- ① 道路整備により通勤範囲が拡大されたことから、人事異動の際に転居を要しないことが増加
- ② 公舎の老朽化
- ③ 立地条件

また、知事部局では、令和3年度に知事部局職員を対象とした公舎に関するアンケート調査を実施している。アンケート結果によると、公舎に入居した主な理由は、「探す時間がない（構成比30.6%）」、「賃料が安い（構成比28.7%）」となっていた。

一方、公舎に入居しない主な理由は、「持ち家がある、実家住まい（構成比39.9%）」、「建物・設備が古い（構成比16.7%）」、「通勤が不便（構成比9.7%）」となっていた。

表5 知事部局所管公舎に関する職員アンケート結果（令和3年度実施）

公舎に入居している理由（複数回答可）

理由	人数	構成比
探す時間がない	331	30.6%
賃料が安い	311	28.7%
通勤が便利	158	14.6%
回りも県職員であること	66	6.1%
間取りが広い	48	4.4%
安心感がある	47	4.3%
住みたい場所に公舎がある	47	4.3%
子どもの学校に近い	42	3.9%
いい民間住宅がない	20	1.8%
その他	12	1.1%
計	1,082	100.0%

公舎に入居していない理由（複数回答可）

理由	人数	構成比
持ち家がある、実家住まい	438	39.9%
建物・設備が古い	183	16.7%
通勤が不便	106	9.7%
非衛生的	80	7.3%
回りも県職員であること	65	5.9%
希望公舎に入れなかった	61	5.6%
住みたい場所に公舎がない	58	5.3%
間取りが狭い	35	3.2%
賃料が高い	17	1.5%
その他	54	4.9%
計	1,097	100.0%

(6) 公舎に関する維持管理費用の状況

ア 点検等の概要

公舎は、消防法（昭和23年法律第186号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、浄化槽法（昭和58年法律第43号）等に基づき、公舎自体や附属設備の点検を定期的に実施することが義務付けられており、その主なものは、次のとおりである。

① 消防設備点検

消火器、自動火災報知設備等の消防用設備は、火災が発生した場合に初めて使用されるものであり、いついかなる時に火災が発生してもその機能を有効に発揮できるものでなければならないことから、日常の維持管理が十分になされることが必要となる。

このため、消防法に基づき、6か月に1回の機器点検、1年に1回の総合点検を実施することとされている。

② 建築設備等点検

個々の建築物が法令の定める基準に適合して建築されるよう担保するために、建築工事の着手前か

ら全体工事の完了後までにおいて建築主事が建築物又はその計画の適法性をチェックする制度を設けているが、その後の維持保全が不十分であれば建築の際に確保された建築物の適法な状態の継続は期待できず、ひいては安全性の確保などの法の目的を達することができない。

このため、建築基準法に基づき、建築物の敷地及び構造については3年以内毎、昇降機、建築設備等であれば1年以内毎に損傷や腐食などの劣化や作動状況の確認を行うこととされている。

③ 清掃・点検

下水道と同程度の汚水処理性能を持つ清掃槽の構造は建築基準法で定められているが、維持管理を適切に行わないと、本来の機能を十分に発揮できず、放流水の水質が悪化したり、悪臭が発生したりしてしまうことになり、生活環境を悪くする原因となる。

このため、清掃槽法に基づき、年に数回の保守点検及び清掃槽清掃並びに1年に1回の法定検査を行うこととされている。

イ 点検等の維持管理費用

① 知事部局

令和4年度の点検等費用は、消防設備点検140万3,208円、建築設備等点検2,970万508円、清掃槽検査・清掃点検119万5,720円の計3,229万9,436円となっている。

表6 知事部局所管公舎の点検等費用（令和4年度）

(単位：円)

地区名	消防設備点検	建築設備等点検	清掃槽検査・清掃点検	計
長崎	284,000	15,730,000	—	16,014,000
県央	202,400	3,586,000	242,000	4,030,400
島原	80,808	1,353,288	330,462	1,764,558
県北	165,000	968,000	68,137	1,201,137
田平	94,600	759,000	145,405	999,005
大瀬戸	—	495,000	—	495,000
五島	231,000	421,300	121,793	774,093
上五島	—	1,430,000	22,000	1,452,000
壱岐	—	1,320,000	29,973	1,349,973
対馬	217,800	3,520,000	235,950	3,973,750
東京	127,600	117,920	—	245,520
計	1,403,208	29,700,508	1,195,720	32,299,436

(注) 本表は、管財課が把握している金額を集計したもの。

② 教育庁

教育環境整備課が把握している令和4年度の消防設備点検費用は、22万6,930円となっている。

清掃槽検査・清掃点検費用は令和4年度まで入居者負担により実施していたが、令和5年度からは県費負担で実施している。

建築設備等点検は建築物調査員資格者証等が交付された各学校の事務職員が実施している。

③ 警察本部

令和4年度の点検等費用は、消防設備点検333万4,980円、建築設備等点検1,388万8,215円、清掃槽検査・清掃点検213万3,978円の計1,935万7,173円となっている。

なお、警察署本署と公舎を一括して点検等業務を委託している場合があり、上記点検等費用には、警察署本署分の点検等費用が含まれている。

表7 警察本部所管公舎の点検等費用（令和4年度）

(単位：円)

地区名	消防設備点検	建築設備等点検	浄化槽検査・清掃点検	計
長崎	884,400	5,423,000	—	6,307,400
県央	294,800	814,000	288,300	1,397,100
島原	269,500	902,000	281,300	1,452,800
県北	542,080	3,960,000	446,500	4,948,580
田平	275,000	569,415	280,000	1,124,415
大瀬戸	99,000	385,000	20,100	504,100
五島	198,000	382,800	316,080	896,880
上五島	196,900	385,000	187,745	769,645
壱岐	245,300	297,000	12,433	554,733
対馬	330,000	770,000	301,520	1,401,520
計	3,334,980	13,888,215	2,133,978	19,357,173

(注) 本表は、装備施設課が把握している金額を集計したもの。

(7) 公舎の修繕及び改修工事等の状況

ア 修繕⁵の状況

令和4年度の修繕費用は、知事部局6,052万2,771円、教育庁2,175万2,287円、警察本部3,566万7,196円の計1億1,794万2,254円となっている。

表8 公舎の修繕費用（令和4年度）

(単位：円)

地区名	知事部局	教育庁	警察本部	計
長崎	29,117,890	1,896,545	9,413,107	40,427,542
県央	5,710,893	2,325,951	4,515,048	12,551,892
島原	2,380,702	2,784,799	4,608,025	9,773,526
県北	7,579,214	5,229,035	8,484,435	21,292,684
田平	1,119,745	1,094,115	1,106,805	3,320,665
大瀬戸	86,035	2,383,390	988,650	3,458,075
五島	2,919,675	1,924,560	1,223,494	6,067,729
上五島	4,109,505	745,140	1,491,879	6,346,524
壱岐	873,070	1,248,428	1,564,750	3,686,248
対馬	2,842,242	2,120,324	2,271,003	7,233,569
東京	3,783,800	—	—	3,783,800
計	60,522,771	21,752,287	35,667,196	117,942,254

⁵ 修繕とは、畳の表替え、網戸の補修など、主に需用費等で支出するもので資産価値が従前と比較して増加しないものをいう。

イ 改修工事⁶及びリノベーション工事⁷の状況

① 改修工事

3機関では、令和元年度から令和5年度までの間に、改修工事を24件計5億4,226万6,335円実施している。

② リノベーション工事

知事部局及び教育庁では実施していないが、警察本部では、令和2、3両年度に、県北地区でリノベーション工事を2件計1億2,136万3,000円実施している。

表9 改修工事の状況（令和元年度～令和5年度）

(単位：円)

年度	知事部局		教育庁		警察本部		計	
	地区名	請負金額	地区名	請負金額	地区名	請負金額	件数	請負金額
R 1	長崎	7,150,000	県央	11,321,200	大瀬戸	31,370,900	5件	85,817,600
	東京	27,645,200	上五島	8,330,300				
R 2	長崎	12,657,600	対馬	9,156,400			4件	61,329,300
	対馬	5,313,000						
R 3	県央	34,202,300				7件	140,105,335	
	長崎	31,786,000	県央					17,932,200
	県央	26,699,000	上五島					21,690,900
	壱岐	5,060,000						
R 4	五島	2,951,635				5件	164,536,900	
	長崎	60,582,500	県央					43,349,900
	県央	19,218,100	上五島					23,634,600
R 5			対馬	17,751,800			3件	90,477,200
	五島	42,680,000	県央	22,585,200				
			上五島	25,212,000				
計	12件	275,945,335	10件	200,964,500	2件	65,356,500	24件	542,266,335

(8) 地震対策の状況

ア 知事部局

昭和56年度⁸以前に建築された非木造及び非コンクリートブロック造のうち、2階以上または延べ床面積200m²超の公舎57棟を対象として、平成20年度から24年度までの間に、耐震診断調査を実施している。調査の結果、耐震性能が不足していることが判明した2棟については用途廃止を行った。

イ 教育庁

昭和56年度以前に建築された非木造のうち、2階以上または延べ床面積200m²を超える公舎29棟を対象として、平成23、24両年度に、耐震診断調査を実施している。調査の結果、耐震基準を満たしていない公舎はなかった。

ウ 警察本部

昭和56年度以前に建築された鉄筋コンクリート造の公舎53棟を対象として、平成24年度から平成28年度までの間に、耐震診断調査を実施している。調査の結果、耐震性能が不足していることが判明した3棟については用途廃止することとしている。

⁶ 改修工事とは、屋上防水、外壁改修など、主に工事請負費で支出するもので資産価値が従前と比較して増加しないものをいう。

⁷ リノベーション工事とは、増築・改築や建物の用途変更など、資産価値を高めるための大規模な改造をいう。

⁸ 昭和53年6月に発生した宮城県沖地震を契機に、建築基準法が昭和56年に改正され、耐震基準が強化されている。

(9) 国有資産等所在市町村交付金の交付状況

本県は、市町に対して国有資産等所在市町村交付金⁹を毎年度交付しており、令和4年度における交付額（公舎のほか、県営住宅等の普通財産に係るものを含む。）は、計5億7,983万3,418円となっている。

この交付金は、入居者の有無にかかわらず、公舎として使用している限り支払う必要があるが、令和元年度の定期監査において、使用見込みがない公舎について、用途廃止を行っていないため国有資産等所在市町村交付金を交付していた事例があった。

表10 国有資産等所在市町村交付金の交付状況（令和4年度）

市町名	交付額（円）	市町名	交付額（円）
長崎市	275,958,418	雲仙市	5,961,200
佐世保市	134,787,900	南島原市	1,313,100
島原市	4,719,100	長与町	3,683,600
諫早市	38,514,900	時津町	3,719,900
大村市	28,747,500	東彼杵町	2,844,500
平戸市	6,300,200	川棚町	803,600
松浦市	3,525,200	波佐見町	27,300
対馬市	10,588,700	小値賀町	2,417,600
壱岐市	12,577,000	佐々町	432,100
五島市	26,873,900	新上五島町	7,132,200
西海市	3,110,600	東京都	5,794,900
		計	579,833,418

(10) 旧公舎の状況

旧公舎については、用途廃止前に管理していた所属が引き続き維持管理を行うこととされており、各所属は、県、地元市町の順に活用の有無について照会を行い、使用見込みがない場合には、売却に向けて手続を進めることとしている。

今回、旧公舎の管理について確認したところ、五島振興局が管理している旧公舎（令和4年8月用途廃止）において、除草されておらず、自転車が放置されたままとなっていた。当該公舎は、他用途への活用の検討が行われていたが、具体化には至っていない。

また、五島南高等学校が管理している旧公舎（令和2年3月用途廃止）において、除草されておらず、2階ベランダの手摺や扉が壊れたままの状況となっていた。当該公舎は、令和3年度に公売を行ったものの売却に至っておらず、今後、更地売却に向けて解体を行う予定である。

⁹ 国有資産等所在市町村交付金は、国有資産等所在市町交付金法（昭和31年法律第82号）に基づき、国や都道府県等地方公共団体が交付金を交付する年度の前年3月31日現在で所有する固定資産のうち、公舎など使用の実態が民間の所有のものと類似しているものについて、その固定資産が所在する市町村に対して、地方税法（昭和25年法律第226号）で定める固定資産税相当額を交付するもの。

○予備監査当時の旧公舎の状況（五島振興局旧公舎）



○予備監査当時の旧公舎の状況（五島南高等学校旧公舎）



(11) 借上公舎の状況

ア 知事部局

知事及び副知事の借上公舎のほか、大阪事務所で勤務する職員のために、2戸を借り上げている。

イ 教育庁

借上公舎はない。

ウ 警察本部

奈留警察官駐在所に勤務する職員のために、1戸を借り上げている。

(12) 公舎の建築及び用途廃止

ア 公舎の建築について

知事部局や教育庁では、公舎の建築予定はない。

警察本部は、令和5年度以降、対馬地区において、1棟12戸の新築を計画している。

イ 用途廃止について

① 知事部局

令和4年度は、6棟95戸を用途廃止し、令和5年度に1棟12戸の用途廃止を行う予定としている。

② 教育庁

令和4年度は、11棟40戸を用途廃止し、令和5年度については検討中としている。

③ 警察本部

令和4年度は、10棟67戸を用途廃止し、令和5年度に6棟78戸の用途廃止を行う予定としている。

(13) ダム公舎、独身寮等の管理状況

ア 河川課が所管するダム公舎の状況

河川課は、ダムの建設やダム完成後のダム管理に関わる職員のために、国土交通省所管の国庫補助金を財源としてダム公舎を整備してきた。

ダム公舎のうち使用見込みのないものは、順次、用途廃止後、管財課への引継ぎ及び解体を実施することとしており、令和4年4月1日時点では河川課が所管しているダム公舎は7棟14戸、このうち入居しているものは土師野尾ダム管理用宿舎（2戸）のみとなっている。

7棟のうち土師野尾ダム管理用宿舎及び長与ダム管理用宿舎を除いて全て用途廃止を行っており、現在入居者のいない長与ダム管理用宿舎についても、令和7年1月に用途廃止を行う予定としている。

ダム公舎7棟のうち、用途廃止済又は用途廃止予定の6棟については、売却可能性の高いものから調査、解体等を行うとしている。

表11 河川課が所管するダム公舎の状況（令和4年4月1日時点）

No	ダム公舎名	建築年月日	建築年数	耐用年数	用途廃止年月日	改修工事の実績	戸数	入居戸数	入居率
1	長与ダム管理用宿舎	S52. 3. 19	45年	22年	R7. 1予定	なし	1	0	0.0%
2	神浦ダム職員宿舎	S45. 1. 8	52年	38年	H22. 4. 1	なし	4	0	0.0%
3	土師野尾ダム管理用宿舎	S56. 3. 31	41年	22年	予定なし	なし	2	2	100.0%
4	県北ダム職員住宅	S50. 3. 14	47年	27年	H24. 4. 1	なし	1	0	0.0%
5	猫山ダム職員住宅	S49. 9. 30	47年	27年	H24. 4. 1	なし	2	0	0.0%
6	福江ダム管理用宿舎	S49. 4. 30	47年	22年	H24. 4. 1	なし	2	0	0.0%
7	勝本ダム管理用宿舎	S53. 3. 31	44年	47年	H22. 4. 1	なし	2	0	0.0%
計							14	2	14.3%

（注）改修工事の実績は、直近5年（令和元年度から令和5年度）の状況。

イ 職員厚生課及び装備施設課が所管する職員寮の状況

① 職員厚生課が所管する職員寮

職員厚生課は、離島地区（壱岐、対馬、下五島、上五島）の独身及び単身の男性職員を対象とした独身寮と、長崎地区の29歳以下の独身男性職員を対象とした独身用集合住宅を整備している。

独身寮については、県職員（知事部局、教育庁、警察等の職員を含む。）のほか、U I ターンなどの民間企業就職者、市職員、高校生等を受け入れることとしており、風呂、トイレ等の設備は共同利用となっている。また、全ての職員寮において、駐車場を整備している。

知事部局以外の職員を含めた令和4年5月1日時点の職員寮の入居状況は、172戸中116戸（入居率67.4%）となっている。

修繕、点検等については、修繕規模、点検内容等に応じて、県（管財課、職員厚生課又は振興局）と一般財団法人長崎県職員互助会（以下「互助会」という。）で分担して実施している。

表12 職員厚生課が所管する職員寮の状況（令和4年5月1日時点）

No	職員寮名	建築年月日	建築年数	耐用年数	改修工事の実績	戸数	入居戸数	入居率	知事部局以外の入居者
1	三友寮（下五島）	H10. 8. 19	23年	47年	R2、R3	50	34	68.0%	教育庁1人、病院企業団1人、五島市2人、民間4人
2	有川寮（上五島）	H13. 3. 19	21年	47年	なし	23	10	43.5%	なし
3	知新寮（壱岐）	H7. 3. 22	27年	47年	R4	25	22	88.0%	教育庁4人
4	和貴寮（対馬）	H8. 9. 20	25年	47年	R2、R3	50	34	68.0%	教育庁2人、民間1人、高校生16人

5	リバーサイド富士見（長崎）	H4. 2. 28	30年	47年	なし	24	16	66.7%	なし
計						172	116	67.4%	

注(1) No. 1～No. 4は独身寮。

注(2) 改修工事の実績は、直近5年（令和元年度から令和5年度）の状況。

② 装備施設課が所管する独身寮

装備施設課は、長崎地区及び佐世保地区の独身者を対象とした独身寮を整備している。

独身寮5棟のうち3棟について、風呂、トイレ等の設備は共同利用となっている。また、全ての独身寮において、駐車場を整備している。

令和4年5月1日時点の独身寮の入居状況は、166戸中103戸（入居率62.0%）となっている。

点検、修繕等については、独身寮が所在する地区的各警察署が実施している。

表13 装備施設課が所管する独身寮の状況（令和4年5月1日時点）

No	独身寮名	建築年月日	建築年数	耐用年数	改修工事の実績	戸数	入居戸数	入居率
1	東長崎寮（長崎）	S53. 3. 8	44年	47年	R2、R3	40	34	85.0%
2	ダイヤランド飛翔館（長崎）	H4. 3. 13	30年	47年	なし	36	19	52.8%
3	横尾寮（長崎）	S46. 3. 17	51年	47年	R4	30	11	36.7%
4	花高飛翔館（佐世保）	H6. 3. 23	28年	47年	R2、R3	30	16	53.3%
5	大岳寮（佐世保）	S58. 3. 25	39年	47年		30	23	76.7%
計						166	103	62.0%

（注）改修工事の実績は、直近5年（令和元年度から令和5年度）の状況。

ウ 特定の事業目的のための旧公舎及び旧独身寮の状況

① 旧公舎及び旧独身寮の貸付状況

学事振興課など7課は、旧公舎及び旧独身寮124戸を公立大学法人、市町、民間企業等に貸し付けている。

貸付にあたっては、棟ごと貸付先に貸し付ける棟貸と、公舎として使用したまま住居の一部を貸し付ける戸貸とがあり、棟貸としているものが12件、戸貸としているものが4件である。

表14 旧公舎及び旧独身寮の貸付状況（令和4年4月1日時点）

No	所属	旧公舎等名	貸付先	貸付用途	貸付方法	貸付開始年月日	建築年数	耐用年数	貸付戸数
1	学事振興課	三芳第二	長崎県公立大学法人	長崎県立大学留学生向け宿舎	棟貸（4棟）	H24. 12. 1	51年	47年	4
2	地域づくり推進課	武家屋敷第二	五島市	定住促進のための短期滞在住宅	棟貸（1棟）	H27. 2. 1	41年	47年	3
3	地域づくり推進課	武家屋敷第一	五島市	定住促進のための短期滞在住宅	棟貸（1棟）	H27. 10. 1	41年	47年	2
4	地域づくり推進課	木場J	五島市	定住促進のための短期滞在住宅	棟貸（1棟）	H30. 6. 1	37年	47年	2
5	地域づくり推進課	有川F	新上五島町	定住促進のための短期滞在住宅	棟貸（1棟）	H30. 2. 22	46年	37年	4
6	地域づくり推進課	仁田ダム	対馬市	定住促進のための短期滞在住宅	棟貸（1棟）	H29. 1. 1	42年	22年	2
7	地域づくり推進課	木場L	五島市	五島日本語学校寄宿舎	戸貸	R5. 2. 1	37年	47年	5

8	国際課	東長崎	学校法人長崎総合科学大学	長崎総合科学大学留学生寮	棟貸(1棟)	H30.12.10	52年	47年	24
9	医療政策課	梅園A	長崎県病院企業団	病院企業団職員向け住宅	戸貸	R3.4.1	30年	47年	3
10	医療政策課	宮小路A	長崎県病院企業団	病院企業団職員向け住宅	戸貸	R3.4.1	32年	47年	2
11	農業経営課	百合野	(株)エヌ	(株)エヌからの社員住宅	戸貸	H31.2.26	24年	47年	2
12	農業経営課	梅園B	島原雲仙農業組合	(株)エヌから派遣された外国人材用宿舎	棟貸(1棟)	R1.5.7	31年	47年	15
13	農業経営課	上大津B	ごとう農業協同組合	(株)エヌから派遣された外国人材用宿舎	棟貸(1棟)	R3.1.1	43年	47年	5
14	住宅課	雲仙	雲仙市まちづくり(株)	移住者用お試し住宅(中期滞在)	棟貸(3棟)	R4.2.1	30年	22年	5
15	住宅課	木場H	NPO法人五島空き家マッチング研究所	移住者用お試し住宅(中期滞在)	棟貸(1棟)	R5.2.22	46年	47年	4
16	スポーツ振興課	知友寮(旧独身寮)	(一社)長崎県スポーツ振興会	①競技力向上につながる環境整備のための学生寮 ②若者定着促進用県内企業社員寮 ③地域振興のための空き部屋を活かした住宅宿泊事業	棟貸(1棟)	R2.12.24	44年	47年	42
計	7課					棟貸12件、戸貸4件			124

注(1) 令和4年4月1日以降に貸付を開始したNo.7は令和5年2月、No.15は令和5年5月時点の状況。

注(2) No.5は、令和5年3月に新上五島町に売却している。

注(3) No.9及びNo.10は、長崎県病院企業団からの要請の都度、貸付契約を締結することとしており、No.9は令和6年1月現在貸付を行っていない。

注(4) No.16の令和5年度以降の貸付用途は①のみ。

② 旧公舎及び旧独身寮の入居状況、修繕等の実施状況

短期間で入居者が変わる短期滞在住宅(地域づくり推進課所管)13戸を除いた旧公舎及び旧独身寮の令和4年4月1日時点の入居状況は、111戸中64戸(入居率57.7%)となっている。

点検、修繕等については、部局によって実施主体が異なり、貸付先が実施しているものが10件、県(振興局等)が実施しているものが2件、維持管理業務の内容によって実施主体が異なるものが4件となっている。

表15 旧公舎及び旧独身寮の入居、修繕等の実施状況(令和4年4月1日時点)

No	所属	旧公舎等名	貸付先	戸数	入居戸数	入居率	修繕等の実施主体	改修工事の実績
1	学事振興課	三芳第二	長崎県公立大学法人	4	2	50.0%	貸付先	なし
2	地域づくり推進課	武家屋敷第二	五島市	3	—	—	貸付先	なし
3	地域づくり推進課	武家屋敷第一	五島市	2	—	—	貸付先	なし
4	地域づくり推進課	木場J	五島市	2	—	—	貸付先	なし
5	地域づくり推進課	有川F	新上五島町	4	—	—	貸付先	なし
6	地域づくり推進課	仁田ダム	対馬市	2	—	—	貸付先	なし

7	地域づくり推進課	木場L	五島市	5	5	100.0%	点検：県 修繕：貸付先	なし
8	国際課	東長崎	学校法人長崎総合科学大学	24	18	75.0%	貸付先	R1～R5（貸付先実施）
9	医療政策課	梅園A	長崎県病院企業団	3	1	33.3%	県	なし
10	医療政策課	宮小路A	長崎県病院企業団	2	0	0.0%	県	R2（県実施）
11	農業経営課	百合野	(株)エヌ	2	1	50.0%	点検：県 修繕：内容による	なし
12	農業経営課	梅園B	島原雲仙農業組合	15	10	66.7%	点検：県 修繕：内容による	R1、R2、R4（県実施）
13	農業経営課	上大津B	ごとう農業協同組合	5	1	20.0%	点検：県 修繕：内容による	R1、R2、R4（県実施）
14	住宅課	雲仙	雲仙市まちづくり(株)	5	5	100.0%	貸付先	R4（貸付先実施）
15	住宅課	木場H	NPO法人五島空き家マッチング研究所	4	4	100.0%	貸付先	R5（貸付先実施）
16	スポーツ振興課	知友寮	(一社)長崎県スポーツ振興会	42	17	40.5%	貸付先	なし
計				111	64	57.7%		

注(1) 令和4年4月1日以降に貸付を開始したNo.7は令和5年2月、No.15は令和5年5月時点の状況。

注(2) No.2～No.6の13戸は、短期滞在住宅であるため、戸数の計111戸に含んでおらず、入居率及び入居戸数を「ー」としている。

注(3) 改修工事の実績は、直近5年（令和元年度から令和5年度）の状況。

③ 普通財産の貸付料に係る消費税等の取扱い

普通財産を貸し付ける場合、「普通財産の貸付料算定基準の制定について（昭和63年4月1日付63管第65号）」等に基づき算定することとされており、当該基準によれば、人の居住の用に供する家屋又は家屋のうち人の居住の用に供する部分に係る土地、建物については、貸付料に消費税及び地方消費税相当額を加算しないこととされている。

スポーツ振興課は、普通財産である旧独身寮を、競技力向上につながる環境整備を目的とした学生寮などのために民間企業に貸し付けているが、その際、消費税等相当額を加算した貸付料を徴収している。

2 3機関の基本方針等の進捗状況

(1) 基本方針等の概要

本県では、公舎を含む県有施設について、「長崎県ファシリティマネジメント導入基本方針」を平成22年5月に、「長崎県公共施設等総合管理基本方針」（以下「総合管理基本方針」という。）を平成27年12月に策定している。

総合管理基本方針においては、築30年を経過した公舎が知事部局は約57%、教育庁は約69%、警察本部は約64%あり、維持管理費等の増大が見込まれるため、予防保全型維持管理¹⁰の実施による長寿命化対策が必要であるとして、ライフサイクルコストの縮減・平準化を目指すとしている。

なお、令和3年3月に策定した「長崎県行財政運営プラン2025」においては、公舎の集約化等による保有資産の総量適正化を推進するとしている。

そして、3機関では、これらの下位計画として、公舎に関する基本方針等を策定している。

ア 知事部局

「公舎（知事部局）の集約化及び維持改修に関する基本方針」（以下「知事部局基本方針」という。）

¹⁰ 予防保全型維持管理とは、点検・診断等の実施により得られた結果を、個別施設計画に随時反映・充実させ、これに基づき予防的な維持管理・修繕を実施することで、機能の保持・回復を図ることをいう。

を平成25年3月に、「公舎（知事部局）の整備・維持管理計画」（以下「知事部局計画」という。）を平成26年3月にそれぞれ策定している。このうち、知事部局計画については、令和3年3月及び令和5年12月に改訂している。

イ 教育庁

「公舎の集約化及び維持補修に関する基本方針」（以下「教育庁基本方針」という。）を平成25年3月に、令和3年3月に「職員公舎（教育庁）に係る個別施設計画」（以下「教育庁計画」という。）を令和3年3月にそれぞれ策定している。このうち、教育庁基本方針については、令和3年3月に改訂している。

ウ 警察本部

「警察職員公舎及び職員寮整備計画」（以下「警察本部整備計画」という。）及び「職員公舎の長寿命化計画（設計+工事）」（以下「警察本部長寿命化計画」という。）を平成23年10月に策定しており、毎年度見直しを行っている。

(2) 基本方針等の進捗状況

ア 公舎の集約化

① 知事部局

知事部局基本方針によると、民間賃貸住宅が未だ不十分である離島地区については、「円滑な人事異動のため、現在の入居戸数をベースに必要戸数を確保する」としている。

また、民間賃貸住宅が一定整備されている本土地区については、「必ずしも現在の入居戸数を前提とせず、老朽化した公舎から順次集約化を進める」としており、「概ね築30年以内の公舎について長寿命化（45年→65年）し、その他の公舎については概ね45年を目途に廃止する」としている。

知事部局計画では、知事部局基本方針策定当時の戸数1,638戸を令和22年度までに計1,087戸へ集約するとしており、令和4年4月30日時点において1,270戸（進捗率66.8%）となっているが、地区によって進捗にばらつきがみられる。

表16 知事部局所管公舎の集約化に向けた進捗状況

地区名	基本方針 策定時戸数 (A)	令和7年度 戸数（予定）	令和22年度 戸数（予定） (B)	令和4年度（実績）		進捗率 (A-C)/(A-B)
				戸数（C）	入居率	
長崎	681	456	382	506	67.8%	58.5%
県央	137	134	128	133	91.7%	44.4%
島原	121	41	41	70	69.7%	63.8%
県北	178	143	137	143	93.7%	85.4%
田平	53	40	40	40	72.5%	100.0%
五島	122	109	101	100	82.0%	104.8%
上五島	59	50	50	50	92.0%	100.0%
壱岐	81	77	77	77	81.8%	100.0%
対馬	139	107	88	107	86.9%	62.7%
その他	67	50	43	44	86.4%	95.8%
計	1,638	1,207	1,087	1,270	78.7%	66.8%

(注) 「その他」は、東京、大阪、大瀬戸、有明、波佐見各地区の戸数の合計であり、「県北」は波佐見地区を、「島原」は有明地区を除いた戸数。

② 教育庁

教育庁基本方針によると、公舎を「A 廃止する公舎」51戸、「B 当分使用する公舎」155戸（うち「廃止を進める公舎」60戸）、「C 将来的に維持する公舎」749戸に分類し、Aについては「令和7年度までに廃止する」、Bのうち「廃止を進める公舎」については、「令和13年度までに廃止する」としている。そのうえで、「将来的に22%程度（令和元年度末比）の公舎を廃止することで適正規模化を

図る」としている。

具体的には、令和元年度末の戸数955戸を令和23年度までに749戸へ集約するとしており、令和4年4月30日時点において845戸（進捗率53.4%）となっている。

表17 教育庁所管公舎の集約化に向けた進捗状況

地区名	基本方針 策定時戸数 (A)	令和23年度 戸数 (予定) (B)	令和4年度 (実績)		進捗率 (A-C)/(A-B)
			戸数 (C)	入居率	
長崎	172		156	45.5%	
県央	115		113	60.2%	
島原	104		76	72.4%	
県北	143		139	76.3%	
田平	83		58	53.4%	
大瀬戸	24		22	90.9%	
五島	92		87	79.3%	
上五島	74		55	87.3%	
壱岐	59		54	96.3%	
対馬	89		85	85.9%	
計	955	749	845	70.2%	53.4%

(注)「令和23年度戸数」は、教育庁基本方針において地区ごとの戸数が示されていないことから、合計戸数のみ記載している。

③ 警察本部

総合管理基本方針によると、職員の非常参集体制を確保するため、一定数の公舎は必要であることから、市街地域については計画的な整備・集約化を行い、離島地区や郡部については建替も含めた更新整備を検討することとしている。

令和5年度に見直した警察本部整備計画によると、令和5年度からの5年間の新築、用途廃止、解体及び売却予定を整理している。

イ 公舎の長寿命化

① 知事部局

知事部局基本方針では、概ね築30年以内の公舎については45年程度の建物の使用期間を65年まで伸ばす長寿命化を図るとしている。

知事部局計画では、リノベーション工事は当面行わず、これまでに実施した建築設備等点検の結果等を踏まえて改築の優先順位を付け、長寿命化に直結する屋上防水工事と外壁改修工事を実施することとしている。

そして、令和50年度までの各年度に行う改修工事予定を設定しており、令和3年度から令和22年度までの20年間で約17億円の改修工事等の費用が発生すると試算している。

なお、令和5年12月に知事部局計画を改定し、令和4年度に実施した建築設備等点検の結果や地方機関再編に伴う計画の前倒し、実施予定工事の保留などの見直しを行ったところであり、今後も順次計画の見直しを行うこととしている。

② 教育庁

教育庁計画では、「将来的に維持する公舎としたもののうち、延べ床面積が200m²以上の建物（80棟609戸）」を対象として、点検・診断等、長寿命化対策工事等を行うこととしている。

そして、公舎の使用期間を65年とした場合、今後30年間で約61億円（建替コスト52億円、その他9億円）の維持管理・更新に係る費用が発生すると試算しており、このまま推移すると財源不足が予測されることから、更なる集約化等の取組が必要であるとしている。

③ 警察本部

警察本部長寿命化計画では、令和50年度までの各年度に行う改修工事予定を設定して、今後30年間で約25億円の維持管理・更新に係る費用が発生すると試算したが、試算額と実際に生じた費用に差異が生じたため、毎年度、5年後までの詳細な費用を算出することとしている。

3 公舎の利活用、効率的な維持管理に向けた取組

(1) 県職員以外の公舎利用

ア 知事部局所管公舎

令和2年1月に「県職員以外への公舎貸付要領」を策定（令和3年3月一部改正）しており、当該要領によれば、職員の使用に支障が生じない範囲で、県が招聘した国際交流関係研修員等のほか、担当事業課が県の事務及び事業に資すると判断した団体や短期間の使用を希望する国または地方公共団体等に對して貸し付けることができることとされている。

当該要領に基づき、学事振興課など7課は、前記のとおり、使用されなくなった旧公舎を公立大学法人、市町、民間企業等に貸し付けている。

また、管財課は、西海市（3戸）、国の職員（2戸）、交通局（5戸）に対して公舎の一部を貸し付けている。

イ 教育庁所管公舎

U I ターン事業、教職員住宅のために、今後利用見込みのない旧公舎（5棟17戸）を関係市町等に対して貸し付けている。なお、教育環境整備課によると、棟貸としており、入居状況は把握していないとしている。また、点検、修繕等については、いずれも貸付先が実施している。

表18 教育環境整備課が貸し付けている旧公舎の状況（令和4年4月1日時点）

No	貸付先	旧公舎名	貸付用途	貸付方法	貸付開始年月日	建築年数	耐用年数	修繕等の実施主体	改修工事の実績	貸付戸数
1	五島市	富江高校公舎06	U I ターン事業	棟貸（1棟）	H24. 12. 28	22年	45年	貸付先	なし	3
2	平戸市	前平住宅	平戸市教職員住宅	棟貸（1棟）	H26. 4. 1	29年	45年	貸付先	なし	4
3	社会福祉法人コスモス会	野馬水公舎3棟	障害福祉サービス共同生活援助	棟貸（1棟）	H27. 7. 1	42年	45年	貸付先	なし	2
4	社会福祉法人つかさ会	野馬水公舎4棟	障害福祉サービス共同生活援助	棟貸（1棟）	H29. 12. 1	41年	45年	貸付先	なし	4
5	新上五島町	中高小奈良屋住宅B	町営住宅	棟貸（1棟）	H11. 9. 16	46年	38年	貸付先	なし	4
計										17

（注）改修工事の実績は、直近5年（令和元年度から令和5年度）の状況。

ウ 独身寮

職員厚生課所管の独身寮については、国又は他の地方自治体の職員のうち独身者及び単身赴任者や離島地区の民間企業への新規就職者等の入居を受け入れることとしている。独身寮における県職員以外に対する募集方法は次のとおりであり、入居の際は、互助会に申込書を提出して許可を受けることとしている。

① 民間企業職員

民間企業職員については、各振興局で入居基準を作成しており、町役場や市役所の移住関係部署に情報を共有し、移住者に募集案内を行うよう依頼している。

② 市役所職員

市役所職員については、各振興局の職員が市役所や町役場を訪問し募集案内を行っている。

③ 高校生（対馬高等学校）

対馬高等学校の高校生については、県外出身者や対馬島内であっても遠距離などで通学が困難な生徒を対象としており、対馬高等学校において募集案内を行っている。

(2) 公舎の相互利用

知事部局及び教育庁においては、人事異動により他部局の公舎数が足りない場合、職員の入居に支障がない範囲で他部局の入居を認めることとしている。その場合、入居を希望する所属が同地区の公舎管理機関（振興局等）に対して入居申請を行うこととなっている。

現在、教育庁職員が知事部局所管公舎8戸に、警察本部職員が知事部局所管公舎11戸及び教育庁所管公舎2戸に入居している。

(3) 公舎維持管理業務の一括外注化

知事部局では、平成17年度から、長崎地区の知事部局所管公舎の管理、修繕等の業務を一括して外部委託しており、令和4年度においては、契約金額99,792,000円で委任契約を締結している（契約期間は令和4年7月1日から令和7年6月30日まで）。

また、警察本部においても、令和4年度から、長崎地区の警察本部所管公舎の管理、修繕等を一括して外部委託しており、令和4年度においては、契約金額10,363,100円で委任契約を締結している（契約期間は令和4年8月1日から令和5年7月31日まで）。

いずれの契約も長崎地区の公舎のみを対象としたものであるが、知事部局及び警察本部によると、専門業者に委託したことにより、修繕業務の迅速な対応が可能となり、担当者の事務の効率化・合理化が図られているとしている。

なお、長崎地区以外の公舎については、管財課によると、修繕件数が多い所属でも年間70件程度で修繕内容が小規模のものが多いこと、長崎地区と比較して管理する戸数が少なく、個別の発注で対応できることから一括外注化を行っていないとしている。

また、警察本部については、今後、一括外注化の導入効果を検証するため、現時点において長崎地区以外では行っていないとしている。

第7 監査の結果及び総括

1 個別監査結果

- 指摘事項 1件
- 意見 6件

※監査結果は、次の区分により取り扱う。

指摘事項：①法令、条例又は通達等に違反しているもの
 ②機関の意思決定が適切になされていないもの
 ③収入確保に適切な措置を要するもの
 ④予算を目的外に支出しているもの
 ⑤不必要な予算執行をしているもの又は損害を生じているもの
 ⑥経済性、効率性、有効性の観点から改善を要するもの
 ⑦前回、指摘事項又は指導事項とした事項のうち、是正・改善されていないもの
 ⑧その他、不当又は適正を欠く事項で指摘が適当であると認められるもの

指導事項：指摘事項の項目に該当するもののうち、軽易と認められるもの

意見：①執行機関等に改善・検討などを促し、又は注意を喚起することが必要と認められるもの
 ②県の組織及び運営の合理化を図るため、特に措置を要すると認められるもの

(1) 公舎の管理運営状況

ア 公舎の有効活用

現在、公舎の入居率については、地区ごと及び所管部局ごとに差異が生じている。

公舎が不足する場合の各機関の対応として、所管部局以外の職員の入居については、希望があった場合にその都度入居を検討することとしており、3機関で人事異動の時期が異なることもあり、これまで積極的な相互利用が行われていない。

【意見：管財課・教育環境整備課・警察本部会計課（装備施設課）】

機関単位の縦割りではなく、3機関で連携した相互利用の仕組み等を検討し、公舎のより一層の有効活用を図られたい。

イ 公舎維持管理業務の一括外注化

公舎の維持管理業務については、長崎地区的公舎を対象に、管財課では平成17年度から、警察本部では令和4年度から、それぞれ一括して維持管理業務を外注している。

管財課及び警察本部によると、この一括外注化により、修繕業務の迅速な対応が可能となり、公舎担当者の事務の効率化・合理化が図られているとしているが、このほか、スケールメリットが働くことにより公舎維持管理費用の総額縮減も期待される。

一方、長崎地区以外の公舎については、修繕件数が少なく、従来どおりの個別の発注で対応できることから、一括外注化を行っていないとしている。

【意見：管財課・教育環境整備課・警察本部会計課（装備施設課）】

長崎地区のみで実施している公舎維持管理業務の一括外注について、対象地域の拡大や3機関まとめの一括外注などを検討し、職員の負担軽減及び維持管理費用の縮減を図られたい。

ウ 公舎における環境整備

知事部局が実施した公舎に関するアンケート結果によると、公舎に入居していない理由として、建物・設備が古い、非衛生的であることなどが挙げられている。

警察本部では、一部の公舎がバランス釜の風呂となっており、また、知事部局及び警察本部の独身寮では、風呂、トイレ等が共同利用となっている。

教育庁では、各学校が把握しているとして、公舎を所管する教育環境整備課において水洗トイレの有無、風呂が給湯追い炊き機能であるか、バランス釜であるかについてデータを有していない。

【意見：管財課・警察本部会計課（装備施設課）】

引き続き公舎の現状把握に努め、必要な修繕や設備更新などについて適切な対応を行い、住環境の改善に努められたい。

【意見：教育環境整備課】

各学校の公舎の現状を的確に把握し、必要な修繕や設備更新などについて適切な対応を行い、住環境の改善に努められたい。

エ 旧公舎の管理

旧公舎については、売却などによる処分を行うこととなるが、旧公舎の管理が十分でない事例が見受けられた。

【意見：管財課・教育環境整備課】

分掌管理している各地方機関及び各学校に対して、旧公舎の適正な管理を徹底されたい。

オ 普通財産の貸付料に係る消費税等の取扱い

普通財産を貸し付ける場合、人の居住の用に供する家屋又は家屋のうち人の居住の用に供する部分に係る土地、建物については、貸付料に消費税及び地方消費税相当額を加算しないこととされている。

スポーツ振興課は、普通財産である旧独身寮を、競技力向上につながる環境整備を目的とした学生寮などのために民間企業に貸し付けているが、その際、消費税等相当額を加算した貸付料を徴収している。

【指摘：スポーツ振興課】

旧独身寮を民間企業へ居住用として貸し付けるにあたり、消費税等相当額を加算した貸付料を徴収している。

(2) 公舎の集約化

知事部局では、知事部局基本方針及び知事部局計画に基づき集約化を進めることとしているが、地区によって進捗にばらつきがみられる。

また、教育庁では、教育庁基本方針に基づき集約化を進めることとしているが、入居率は3機関で最も低く、平成21年度から10.3ポイント減少している。

【意見：管財課・教育環境整備課】

基本方針等に基づき、必要性が低下し、今後も有効な利用が見込めない公舎については、速やかに用途廃止、売却等の方針決定を行い、計画的に処分を進められたい。

2 総括

今回の監査の結果、公舎の有効活用、公舎維持管理業務の一括外注化、公舎における環境整備、旧公舎の管理などの観点から、改善や検討を要する事項が見受けられた。

公舎を取り巻く状況は、交通基盤の整備による通勤圏の拡大、民間賃貸住宅の充実、大規模な地方機関の再編、公舎の老朽化に伴う財政負担の増加など、今後も大きな変化が見込まれる。

については、監査結果を参考に、今後とも適切かつ効率的な公舎管理に努めるとともに、今後の公舎のあり方について十分に検討を進めていただきたい。

なお、指摘・意見とした各事項については、今後の対応・改善状況を継続して検証していく。

【参考】

○地方自治法（昭和22年法律第67号）

第199条 監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。

② 監査委員は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により監査委員の監査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）の執行について監査をすることができる。この場合において、当該監査の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

○長崎県公有財産取扱規則（昭和39年長崎県規則第31号）

（公有財産の管理）

第11条 部局の長並びに課の長及び出先機関の長は、その管理又は分掌管理に係る公有財産について、特に次の各号に掲げる事項に留意し、当該財産の効率的な利用及び良好な維持保全に努め、適正な管理をしなければならない。

- (1) 使用状況
- (2) 維持保存状況
- (3) 境界標等の設定状況
- (4) 不法占拠
- (5) 滅失又は荒廃等の予防
- (6) 現況と諸台帳及び図面等による現状の把握

2 (略)

○長崎県公舎管理規則（昭和39年長崎県規則第51号）

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公舎 県が、その事務及び事業の円滑な運営に資する目的をもって、県の職員及び主としてその収入により生計を維持する者を居住させるため設置する建物、付属建物及び駐車場をいう。

(2)～(4) (略)

（雑則）

第20条 この規則に定めるもののほか、公舎の管理に関し、必要な事項は、別に定める。

○消防法（昭和23年法律第186号）<9頁関係>

第17条の3の3 第17条第1項の防火対象物（政令で定めるものを除く。）の関係者は、当該防火対象物における消防用設備等又は特殊消防用設備等（第8条の2の2第1項の防火対象物にあつては、消防用設備等又は特殊消防用設備等の機能）について、総務省令で定めるところにより、定期に、当該防火対象物のうち政令で定めるものにあつては消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者に点検させ、その他のものにあつては自ら点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならない。

○消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）<9頁関係>

（消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告）

第31条の6 法第17条の3の3の規定による消防用設備等の点検は、種類及び点検内容に応じて、1年以内で消防庁長官が定める期間ごとに行うものとする。

2～8 (略)

○消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の

期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成16年消防庁告示第9号）<9頁関係>

第3 点検の期間

点検の期間は、次の表の上欄（左欄）に掲げる消防用設備等の種類等並びに同表中欄に掲げる点検の内容及び方法に応じ、同表下欄（右欄）に掲げるとおりとする。（略）

消防設備等の種類等	点検の内容及び方法	点検の期間
消火器具、消防機関へ通報する火災報知設備、（略）	機器点検	6月
屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、（略）	機器点検	6月
	総合点検	1年
廃船	総合点検	1年

○建築基準法（昭和25年法律第201号）<9頁関係>

第12条 （略）

2 国、都道府県又は建築主事を置く市町村が所有し、又は管理する特定建築物の管理者である国、都道府県若しくは市町村の機関の長又はその委任を受けた者（以下この章において「国の機関の長等」という。）は、当該特定建築物の敷地及び構造について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築物調査員に、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検（当該特定建築物の防火戸その他の前項の政令で定める防火設備についての第4項の点検を除く。）をさせなければならない。（略）

3 （略）

4 国の機関の長等は、国、都道府県又は建築主事を置く市町村が所有し、又は管理する建築物の特定建築設備等について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築設備等検査員に、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検をさせなければならない。（略）

○建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）<9頁関係>

（国の機関の長等による建築物の点検）

第5条の2 法第12条第2項の点検（次項において単に「点検」という。）は、建築物の敷地及び構造の状況について安全上、防火上又は衛生上支障がないことを確認するために十分なものとして3年以内ごとに行うものとし、当該点検の項目、方法及び結果の判定基準は国土交通大臣の定めるところによるものとする。

2 （略）

（国の機関の長等による建築設備等の点検）

第6条の2 法第12条第4項の点検（次項において単に「点検」という。）は、建築設備等の状況について安全上、防火上又は衛生上支障がないことを確認するために十分なものとして1年（ただし、国土交通大臣が定める点検の項目については3年）以内ごとに行うものとし、当該点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準は国土交通大臣の定めるところによるものとする。

2 （略）

○浄化槽法（昭和58年法律第43号）<9頁関係>

（保守点検）

第8条 浄化槽の保守点検は、浄化槽の保守点検の技術上の基準に従つて行わなければならない。

（清掃）

第9条 浄化槽の清掃は、浄化槽の清掃の技術上の基準に従つて行わなければならない。

（浄化槽管理者の義務）

第10条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年1回（環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める回数）、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。ただし、第11条の2第1項の規定による使用の休止の届出に係る浄化槽（使用が再開されたものを除く。）については、この限りでない。

2・3 （略）

（定期検査）

第11条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回（環境省令で定める浄化槽については、環境省令で定める回数）、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。ただし、次条第1項の規定による使用の休止の届出に係る浄化槽（使用が再開されたものを除く。）については、この限りでない。

2 （略）

○国有資産等所在市町村交付金法（昭和31年法律第82号）<14頁関係>

(用語の意義)

第1条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 地方公共団体 都道府県、市町村、特別区及びこれらの組合をいう。
- 二 固定資産 地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第1号に規定する固定資産に該当するものをいう。
- 三～五 （略）

(市町村に対する交付金の交付)

第2条 国又は地方公共団体は、毎年度、当該年度の初日の属する年の前年（以下「前年」という。）の3月31日現在において所有する固定資産で次の各号に掲げる固定資産に該当するものにつき、当該固定資産所在の市町村に対して、国有資産等所在市町村交付金（以下「市町村交付金」という。）を交付する。

- 一 当該固定資産を所有する国又は地方公共団体以外の者が使用している固定資産（次号及び第3号に掲げるものを除く。）

- 二～六 （略）

(交付金額の算定)

第3条 市町村交付金として交付すべき金額（以下「交付金額」という。）は、交付金算定標準額に100分の1.4を乗じて得た額とする。

2 前項の交付金算定標準額は、固定資産の価格とする。

3 （略）

○普通財産の貸付料算定基準の制定について（昭和63年4月1日付63管第65号）<21頁関係>

(貸付料の算定基準)

第2条 普通財産を貸し付ける場合においては、次の各号に定めるところにより貸付料を算定する。

- (1) 土地については、賃貸事例比較法により算定する。なお、賃貸事例がない場合については、時価相当額に100分の6を乗じて得た額とする。

ただし、次に該当する場合は、それぞれの算定した額に消費税率及び地方消費税率を乗じて得た額を加算した額とする。

ア 1ヶ月未満の土地の貸付け

イ 駐車場その他の施設（人の居住の用に供する家屋又は家屋のうち人の居住の用に供する部分を除く。）の利用に伴って行われる土地の貸付け

- (2) 建物については、賃貸事例比較法により算定する。なお、賃貸事例がない場合については、時価相当額に100分の7を乗じて得た額とする。

ただし、次に該当する場合は、それぞれの算定した額に消費税率及び地方消費税率を乗じて得た額を加算した額とする。

ア 1ヶ月未満の家屋の貸付け

イ 住宅（人の居住の用に供する家屋又は家屋のうち人の居住の用に供する部分をいう。）を除いた建物の貸付け

○長崎県ファシリティマネジメント導入基本方針（平成22年5月策定）<21頁関係>

1. 県有資産（不動産）等の現状と諸課題

- (2) 県有施設の現状と諸課題

(略)

このことから考えると、高度経済成長期以降の昭和46年（1971年）から昭和60年（1985年）にかけて集中的に整備が進められた建物は、早くも2011年から、遅くとも11年後の2021年には徐々に建て替え時期を迎えることとなり、大きな山を迎えることとなる。

また、建築物を構成する空調、給排水、電気などの設備は各部位で耐用年数は異なるため、供用限界期間中に各設備の修繕が必要となる。

建物本体の供用限界に至るまでには年々施設や設備の老朽化が進み、老朽化に伴う維持管理費が増大することが予測される。

非常に厳しい財政状況にあっては、財政の健全性を確保するため、県民ニーズの変化に的確に対応して施設の統廃合や転用をすすめ施設総量を抑制するとともに、将来も必要となる施設については、「耐震補強工事などによる延命化コスト及び延命期間」と「建て替えコスト及び供用期間」との比較検討などを行い、総合的な判断のもとにその選択を行っていく必要がある。

また、普段から計画的で効率的な施設の維持補修に努め、適切な維持・保全を図っていくことが求められる。

さらに、将来も必要とする施設であるかどうかの見極めのもと、建て替えが適切であると判断される施設については、他の施設と建て替え時期が集中しないよう分散させ、財政支出を平準化していくことも併せて必要となってくる。

(3) 県有施設維持管理費の現状と諸課題

(略)

各施設においては、継続的に契約内容の見直しなど維持管理費の削減に取り組んできたところであるが、個別の取り組みであるため、今後は、各施設の管理者との協議、技術的サポートを行なながら全体をマネジメントすることで、維持管理経費のさらなる削減に向けた取り組みが重要な課題である。

3. 取組方策

いずれの県有施設も企画構想段階、計画設計段階、建設段階、運用段階、解体廃棄段階の過程を経て生涯を終えることとなるが、これら各段階に要するコストの総計であるライフサイクルコストを縮減し、また、一方では、県有財産の新たな有効活用方法を導入することにより、歳出削減及び歳入確保の両面から財政負担の軽減化を図っていくことができる。

具体的な取り組み方策については、次のとおりである。

- (1) 県有資産（不動産）の保有総量縮小の推進 (略)
- (2) 県有施設管理の最適化 (略)
- (3) 県有施設維持管理費用の最適化 (略)
- (4) 県有財産の新たな有効活用 (略)

○長崎県公共施設等総合管理基本方針（平成27年12月策定、令和5年12月改訂）<21頁関係>
はじめに

本県においては、昭和40年代から50年代に多くの施設が整備されましたが、既に40～50年程度が経過し、老朽化が進んできていることから、施設の大規模修繕や更新の時期を集中して迎えることとなります。一方、本県の人口は、昭和35年の176万人をピークに減少傾向が続くとともに、少子高齢化により人口の年齢構成も大きく変化しています。加えて、本県は自主財源に乏しい脆弱な財政構造であることから、総人件費の抑制をはじめとする行財政改革に取り組んできましたが、今後も人口減少に伴う地方交付税の減少や社会保障関係経費の増加などにより、厳しい財政状況が続くことが見込まれています。

(略)

これを受けて、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を目指すため「長崎県公共施設等総合管理基本方針（以下、「基本方針」という。）」を平成27年12月に策定いたしました。

第3 施設類型ごとの管理に関する基本方針

1 施設類型ごとの管理に関する基本方針

- (1) 建物施設（庁舎・学校・警察施設など）

施設類型〔職員公舎〕

現状と課題	<p>知事部局は132棟（1,291戸）、教育委員会は213棟（935戸）、警察は、161棟（1,140戸）、このうち築30年を経過したもののがそれぞれ、約57パーセント、約69パーセント、約64パーセントとなっており、維持管理費・修繕・更新費の増大が見込まれます。このため、予防保全型維持管理の実施による長寿命化対策が必要です。加えて警察が所有する職員公舎は、適正な公舎戸数の検証と他部局所管施設の活用について検討する一方、多様化する各種事案に迅速に対応するために、公舎整備は急務となっており、特に、離島地区を中心として更新整備が必要です。</p>
	<p>○点検・診断等の実施方針 施設管理者は、経年劣化・損傷の程度や原因等を把握するため日常的な巡視・パトロールを徹底し、必要に応じて専門的な劣化度調査を実施するなどして、施設に与える影響を診断（評価）します。</p> <p>○維持管理・修繕・更新等の実施方針 「予防保全型維持管理」に転換し、長寿命化の推進によるライフサイクルコストの縮減・平準化を目指します。</p> <p>○安全確保の実施方針 点検等により高度の危険性が認められた職員公舎については、速やかに利用を休止し、応急措置やその後の修繕などの安全対策を実施します。</p> <p>○耐震化の実施方針 知事部局職員公舎及び教育委員会職員公舎については、耐震診断を実施した結果、長寿命化を図る公舎で耐震補強</p>

が必要な建物はありませんでした。

警察職員公舎については、平成28年度までに耐震診断を終了。基準を満たしていない施設は、順次廃止又は更新による整備を実施します。

○長寿命化の実施方針

点検結果等を踏まえた維持改修計画を作成し、その計画に基づき外壁改修や屋上防水工事を行うことにより、対象公舎の長寿命化を図ります。

○統合や廃止の推進方針

知事部局公舎のうち、長寿命化対策対象外で老朽化した公舎については、前倒しで廃止することを検討したうえで、順次廃止し、集約化を進めます。

長寿命化対策の対象公舎でも、築後65年を経過した公舎は、原則として順次廃止します。なお、民間賃貸住宅の充足が不十分な離島地区や半島地域は、職員の配置が一定必要な地域があり、職員配置に対応できる適正戸数の公舎を確保します。

教育委員会職員公舎のうち、長寿命化対策対象外で老朽化した公舎については、集約化のうえ、令和23年度末までに2割削減（令和元年度比）を目標として廃止します。なお、将来不足が生じることのないよう地域の状況を勘案したうえで、適正規模を維持することとします。

警察職員公舎のうち、長寿命化対策対象外で老朽化した公舎については廃止します。一方で警察職員の非常参集体制を確保するため、一定数の公舎は必要であることから、市街地域については計画的な整備・集約化を行い、離島地区や郡部については建替も含めた更新整備を検討することとします。

○長崎県行財政運営プラン2025（令和3年3月策定）<21頁関係>

4. 財産の見直しと効果的活用

(1) 公共施設等総合管理の推進 [16]

公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に実施するために策定した個別施設計画に基づき、各種施設で予防保全型管理による施設の長寿命化や保有資産の総量適正化を図ります。

➤ 主な取組項目

- ・長崎県公共施設等総合管理基本方針に個別施設計画の内容を反映
- ・予防保全型管理による公共施設等の長寿命化を実施
- ・庁舎や職員公舎などの集約化等による保有資産の総量適正化を推進

(2) 県有財産の有効活用 [17]

歳入確保や保有コストの圧縮を図るため、未利用地の活用又は売却や広告掲出制度の拡大を推進するとともに、公共施設の建設・維持管理にはPPP／PFIをはじめとする民間活力の活用を検討します。公の施設については、老朽化、利用者の減少に伴う維持管理コストの増大等に対応していくため、各施設の設置目的や類似施設等の設置状況を踏まえて、施設の廃止を含めた見直しを行います。

➤ 主な取組項目

- ・未利用地の活用や売却
- ・新たなネーミングライツの導入検討やデジタルサイネージの利用拡大
- ・公の施設の見直し

○公舎（知事部局）の集約化及び維持改修に関する基本方針（平成25年3月策定）<21頁関係>

4 公舎の目的と適正戸数の考え方

■ 適正戸数についての考え方

○ 離島地区

- ・民間賃貸住宅がいまだ不十分であり、円滑な人事異動のため、現在の入居戸数をベースに必要戸数を確保する。

○ 本土地区

- ・本土地区については、民間賃貸住宅が一定整備されていることもあり、必ずしも現在の入居人数を前提とせず、老朽化した公舎から順次集約化を進める。集約化の進め方としては、ファシリティマネジメントの考え方を踏まえ、概ね築30年以内の公舎について長寿命化（45年→65年）し、その他の公舎については概ね45年を目途に廃止する。

○公舎（知事部局）の整理・維持管理計画（平成26年3月策定、令和5年12月改訂）<21頁関係>

1 公舎（知事部局）の整備・維持管理計画の見直しについて

(1) 現状の公舎（知事部局）の整備・維持管理計画

平成25年3月に策定した「公舎（知事部局）の集約化及び維持改修に関する基本方針」に基づき、平成26年3月に「公舎（知事部局）の整備・維持管理計画」を策定しました。

この計画では、平成24年度に実施した「長崎県公舎の劣化度等調査」の結果から耐震上問題がない鉄筋コンクリート造の公舎を長寿命化対象公舎として選定し、築後65年までの予防保全的な維持改修計画と、以下の維持管理の基本的な方針をとりまとめました。

1. この整備維持・改修計画は長寿命化を図る公舎についての計画であり、長寿命化対象外の公舎については、必要に応じてその都度、改修を行うものとする。

2. 外壁改修工事は15年周期、屋上防水は20年周期、リノベーション（室内改修）工事については、およそ築35年を目安に施工する。

3. ~7. (略)

(2) 見直し内容

「整備・維持管理計画」の策定から6年が経過しており、人口減少などのさらなる社会情勢の変化や職員数の減少及び地方機関の再編等が進んでいること、加えて平成27年12月に策定した長崎県公共施設等総合管理基本方針に沿った内容とするための基本方針の見直しに伴い、本計画もより各公舎の実情に応じた計画となるよう、長寿命化に係る対策工事の施工年度等の見直しを行なうこととしました。

具体的には、リノベーション工事は当面行わず、これまでに実施した建築基準法による建築物及び建築設備点検結果や各公舎の管理者、建築系技術職員の意見を踏まえて改修の優先順位を付け、長寿命化に直結する屋上防水工事と外壁改修工事を実施することとし、年度ごとの改修件数を設定しました。

○公舎の集約化及び維持補修に関する基本方針

(平成25年3月教育環境整備課策定、令和3年3月改訂) <22頁関係>

2. 公舎集約化の方針

現在、955戸（令和元年度末）ある公舎を次の3分類に分け、将来的に22%程度（令和元年度末比）の公舎を廃止することで適正規模化を図る。（平成24年4月に移転補償費の制度化を実施）

A 廃止する公舎（資料1）

① 廃止する公舎の基準

- ・入居率が50%以下で、近隣に集約化できる公舎がある公舎
- ・耐用年数が経過した木造、コンクリートブロック造の公舎
- ・廃校した学校が保有していた公舎で活用の見込みがない公舎 など

② 廃止する公舎は、令和7年度までに廃止する。

③ 廃止が決定した公舎については、（解体）売却処分を実施する。

B 当分使用する公舎

当分使用する公舎のうち廃止を進める公舎（資料2）については以下により廃止するものとする。

① 廃止を進める公舎の基準

- ・過去3年の平均入居率が50%以下で、近隣に集約化できる公舎がある公舎
- ・入居率や近隣に集約化できる公舎の有無を勘案し、建設後45年（耐用年数）に達した公舎
- ・既に公舎としての用途を廃止し、今後活用が見込めない公舎 など

② 当分使用する公舎のうち廃止する公舎は、令和13年度までに廃止する。

③ 廃止が決定した公舎については、（解体）売却処分を実施する。

C 将来的に維持する公舎

① 維持する公舎の基準

- ・鉄筋コンクリート造の公舎で入居率が一定見込める公舎
- ・離島地区の公舎
- ・校長公舎 など

○「職員公舎（教育庁）」に係る個別施設計画（令和3年3月策定）<22頁関係>

第1 計画の目的、位置付け等

4 対象とする施設

(略)

このため、本計画の対象施設は、平成25年3月に策定した「公舎の集約化及び維持補修に関する基本方

針」において、将来的に維持する公舎としたもののうち、延べ床面積が200m²以上の建物（80棟609戸）とします。

第3 対策の内容と実施時期

職員公舎については安心・安全に利用できる施設とするため、予防保全に取組み、定期的な点検等の結果を踏まえて、保全箇所の優先順位を考慮しながら、計画的に維持保全等を実施していきます。

これまで40～50年程度であった建物の使用期間を、原則65年程度にまで延ばすことを目標とします。

1 長寿命化に向けた対策

(1) 点検・診断等

施設の経年劣化・損傷の程度や原因等を把握するため、施設管理者が日常的な点検や診断を行い、施設が機能上適切な状態にあるか確認するとともに、建築基準法の定期点検や対象建築物・建築設備の法定点検を行います。

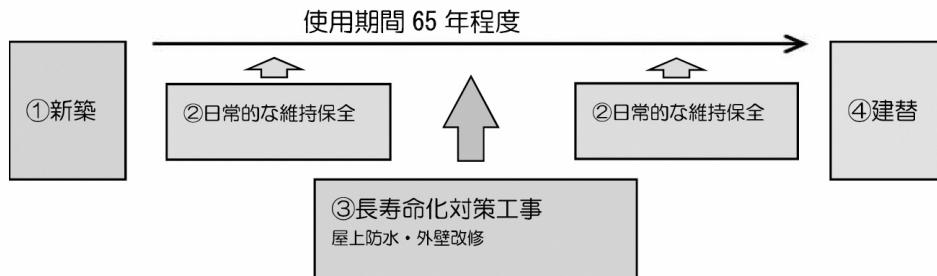
(2) 日常的な維持保全

点検や診断の結果に基づき、施設に不具合等が生じる以前に修繕や更新を行い、機能を所定の状態に維持できるように努めます。

(3) 長寿命化対策工事

施設の長寿命化対策として、計画的な修繕計画を立案します。具体的には、本計画の対象とした公舎（80棟609戸）について、建築基準法による建築物及び建築設備点検結果、各公舎の管理者の意見、10年ごとに実施する専門業者による外壁打診庁舎の結果を踏まえ、建築物構造体の機能維持や保全に必要な外壁・屋上防水の工事を計画的に実施します。

【図表3-1】長寿命化対策工事等のイメージ図



(4) 施設設計（新設、建替え等）時の長寿命化対策（必要性の検討）

職員公舎の設計（建替え等）にあたっては、企画設計の段階から施設の長寿命化対策に有効な部位・部材及び設備を採用する必要があるため、次に掲げる「設計時の長寿命化対策の重点事項」を考慮して、部位・部材及び設備ごとの仕様を検討します。

(略)

第4 対策費用

本計画の対象施設80棟について、30年間の維持管理・更新にかかる費用の試算を行いました。

試算の結果、使用期間65年とした場合、約61億円、年平均2億円が必要となります。また、各施設の建替コストとして約52億円が必要であり、それらを除くと今後30年間では総額約9億円、1年あたり約3,000万円の修繕費用が必要となります。(図表4-1)

試算のとおりに推移するとすれば、2035年（令和17年）から建替コストが発生し、適正な維持管理の財源不足が予測されるため、更なる廃止・集約化の取組が必要となります。（略）

○県職員以外への公舎貸付要領（令和2年1月策定、令和3年3月改正）<25頁関係>

(目的)

第1条 この要領は、長崎県公舎管理規則（以下、「規則」という）第2条に定義する「公舎」へ県職員以外の者を入居させる際の取扱いに関し、規則第20条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(対象公舎)

第2条 県職員以外の者を入居させることができるのは、次に掲げる条件を満たす公舎に限るものとする。

一 職員の人事異動等を勘案して十分な空室等が確保できるなど、職員の使用に支障が生じない範囲であること。

二 公舎の耐震化がなされており、当分の間、廃止等の予定がないもの。

(貸付相手方)

第3条 貸し付けることができる相手方は、県が招聘した国際交流関係研修員等のほか、次に掲げる団体等とする。

- 一 担当事業課が県の事務および事業に資すると判断し、事前に管財課と協議した団体。
- 二 職員の住居用として、短期間の使用を希望する国又は地方公共団体等。
- 三 公舎管理者が特に必要と認める場合。

人事委員会規則

職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月22日

長崎県人事委員会委員長 水上 正博

長崎県人事委員会規則第1号

職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料等の支給に関する規則（昭和33年長崎県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後			改正前		
別表第1（第6条関係） 給料の調整額の適用区分表			別表第1（第6条関係） 給料の調整額の適用区分表		
勤務箇所 職名 調整数			勤務箇所 職名 調整数		
略			略		
家畜保健衛生所	(1) 略 (2) 家畜の防疫の業務に従事することを常例とする職員 (3) 所長	略	家畜保健衛生所	(1) 略 (2) 所長	略
略			略		

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月22日

長崎県人事委員会委員長 水上 正博

長崎県人事委員会規則第2号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和45年長崎県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後			改正前		
別表第1（第3条関係） ア 行政職給料表級別職務表			別表第1（第3条関係） ア 行政職給料表級別職務表		
職務の級 区分 職名等 機関名 部局区分			職務の級 区分 職名等 機関名 部局区分		
略			略		
4級	1	略 略 次席、所（隊）長補佐、情報公開センター長、音楽隊長、 <u>長崎運転免許センター長</u> 、航空隊長 略	警察	略 略 次席、所（隊）長補佐、情報公開センター長、音楽隊長、航空隊長 略	警察
5級	1	略 略 次席、所（隊）長補佐、情報公開センター長、音楽隊長、 <u>長崎運転免許センター長</u>	警察	略 略 次席、所（隊）長補佐、情報公開センター長、音楽隊長、航空隊長	警察

		長、航空隊長		
		略		
略				
6級 略				
5	科学捜査研究所所長、情報 公開センター長、音楽隊 長、長崎運転免許センター 長、航空隊長	警察本部	警察	
	略			
略				

備考 略

イ 公安職給料表級別職務表

職務の級	区分	職名等	機関名	部局区分
		略		警察
3級	1	副調査官	共通	
		略		
4級	2	略		
	1	取調べ監督室長、情報公開 センター長、警察安全相談 室長、音楽隊長、鉄道警察 隊長、涉外捜査室長、機動 鑑識隊長、駐車対策室長、 長崎運転免許センター長、 航空隊長、所（隊）長補 佐、分駐隊長	警察本部	
		略		
	2	略		
	3	副調査官	共通	
		略		
4	略			
5級	1	略		
	2	取調べ監督室長、情報公開 センター長、警察安全相談 室長、音楽隊長、鉄道警察 隊長、涉外捜査室長、機動 鑑識隊長、駐車対策室長、 長崎運転免許センター長、 航空隊長、所（隊）長補 佐、分駐隊長	警察本部	
		略		
	4	略		
	5	副調査官	共通	
		略		
6級	1	略		
	2	取調べ監督室長、情報公開 センター長、警察安全相談 室長、音楽隊長、鉄道警察 隊長、涉外捜査室長、機動 鑑識隊長、駐車対策室長、 長崎運転免許センター長、 航空隊長、所（隊）長補 佐、分駐隊長	警察本部	

イ 公安職給料表級別職務表

職務の級	区分	職名等	機関名	部局区分
		略		警察
3級	1	略		
	2	略		
4級	1	取調べ監督室長、情報公開 センター長、警察安全相談 室長、音楽隊長、鉄道警察 隊長、涉外捜査室長、機動 鑑識隊長、駐車対策室長、 長崎運転免許センター長、 航空隊長、所（隊）長補 佐、分駐隊長	警察本部	
		略		
	2	略		
	3	略		
	4	略		
5級	1	略		
	2	取調べ監督室長、情報公開 センター長、警察安全相談 室長、音楽隊長、鉄道警察 隊長、涉外捜査室長、機動 鑑識隊長、駐車対策室長、 長崎運転免許センター長、 航空隊長、所（隊）長補 佐	警察本部	
		略		
	4	略		
	5	略		
6級	1	略		
	2	取調べ監督室長、情報公開 センター長、警察安全相談 室長、音楽隊長、鉄道警察 隊長、涉外捜査室長、機動 鑑識隊長、駐車対策室長、 長崎運転免許センター長、 航空隊長、所（隊）長補 佐	警察本部	

		略	
4		略	
7級	略		
3	公安委員会補佐室長、広報室長、犯罪被害者支援室長、監査室長、企画室長、人材育成室長、施設管理室長、電算企画開発室長、健康管理室長、犯罪抑止対策室長、許可業務指導室長、 <u>少年サポートセンター長</u> 、地域企画指導室長、捜査支援室長、取調べ指導室長、検視官室長、特殊詐欺捜査室長、行政・企業対象暴力対策室長、交通企画指導室長、交通捜査室長、運転免許試験場長、安全運転学校長、警衛警護室長、危機管理対策室長、国際テロ対策室長、取調べ監督室長、情報公開センター長、警察安全相談室長、音楽隊長、鉄道警察隊長、涉外捜査室長、機動鑑識隊長、駐車対策室長、長崎運転免許センター長、航空隊長、副隊長	警察本部	
	略		
	略		
7級	略		
3	公安委員会補佐室長、広報室長、犯罪被害者支援室長、監査室長、企画室長、人材育成室長、施設管理室長、電算企画開発室長、健康管理室長、犯罪抑止対策室長、 <u>少年対策室長</u> 、許可業務指導室長、地域企画指導室長、捜査支援室長、取調べ指導室長、検視官室長、特殊詐欺捜査室長、行政・企業対象暴力対策室長、交通企画指導室長、交通捜査室長、運転免許試験場長、安全運転学校長、警衛警護室長、危機管理対策室長、 <u>国民文化祭準備室長</u> 、国際テロ対策室長、取調べ監督室長、情報公開センター長、警察安全相談室長、音楽隊長、鉄道警察隊長、涉外捜査室長、機動鑑識隊長、駐車対策室長、長崎運転免許センター長、航空隊長、副隊長	警察本部	
	略		
	略		
	略		
備考	略		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会公告

不服申立て事案の却下決定に係る公示送付（公告）

不利益処分についての不服申立てに関する規則（平成14年長崎県人事委員会規則第24号。以下「規則」という。）第57条第2項及び第3項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和6年3月22日

長崎県人事委員会委員長 水上 正博

下記請求人に係る審査請求について、当委員会では当該請求人の死亡を確認したが、請求人の相続人等から当委員会に対し、死亡の日の翌日から起算して6月以内に規則第9条第1項の規定に基づく承継の申出がされなかった。

よって、規則第13条第1項第3号に該当するため、令和6年3月13日付けで、審査を打ち切り、却下することを決定したが、決定書の正本を送付することができないので、ここに公示する。

なお、決定書は、当委員会が保管しており、いつでもその送付を受けるべき者に交付する。

記

片山 圭弘、平野 誠、渡邊 裕範、徳渕 明、江頭 宏治、荒木 清顯、中島 善治、永富 光朗、
中村 順一、丸山 武治、森口 貢、芦塚 洋、松本 御形、西 正稔、前田 秀代、田代 文子、
木村 慶子、三谷 正明、川浪 多喜子、朝長 翔太、柳谷 英示、杉 ハナ子、森保 サチ、西川 和子、

森山 肇、片山 武夫、荒木 榮子、最上 英三、金子 正、北村 紀美子、山口 日都志、宮下 昭夫、今村 圭介、富上 静枝、西村 弘水、中道 矢七郎、川崎 岩男、石本 浩之、宮本 光國

対馬海区漁業調整委員会指示

令和6年対馬海区漁業調整委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、規制海域におけるあまだいはえ縄漁業及びあまだい立縄漁業（以下「あまだいはえ縄漁業等」という。）について、次のとおり指示する。

令和6年3月22日

対馬海区漁業調整委員会
会長 部原 政夫

1 定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「規制海域」 次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域
 - イ 北緯34° 50.19' 東経129° 29.86' (北緯34° 50' 東経129° 30')
 - ロ 北緯34° 50.19' 東経129° 49.86' (北緯34° 50' 東経129° 50')
 - ハ 北緯34° 27.19' 東経129° 49.86' (北緯34° 27' 東経129° 50')
 - ニ 北緯34° 27.19' 東経129° 29.86' (北緯34° 27' 東経129° 30')
- なお、() 内は日本測地系による参考経緯度を示す。
- (2) 「あまだいはえ縄漁業」 動力漁船によりはえ縄を使用してあまだいをとることを目的とする漁業
- (3) 「あまだい立縄漁業」 動力漁船により立縄を使用してあまだいをとることを目的とする漁業

2 操業の承認

規制海域において、令和6年4月1日から令和7年3月31日の間に、県内に住所を有し、あまだいはえ縄漁業等を営もうとする者は、使用する船舶ごとに、対馬海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

3 承認を受けた者の操業の条件

- (1) 休漁日の設定
毎月第2、第4金曜日にあまだいはえ縄漁業等を行ってはならない。
- (2) 針の大きさの制限
あまだいはえ縄漁業等で使用する釣針は、たい針11号同等以上とする。
- (3) 承認証の備付け義務及び承認番号の表示

操業の承認を受けた者は、当該承認に係る規制海域において当該承認漁業を営む期間中、別記様式第1号に定める承認証を当該承認に係る船舶内に備え付け、別記様式第2号に定める承認番号を船舶の船橋の両側に表示しなければならない。

4 承認の取消し

委員会は、承認を受けた者がこの指示に違反した場合は、承認を取消すことがある。

5 漁獲成績報告書

2の承認を受けた者は、当該承認に係る漁業の漁獲成績報告書を委員会へ提出しなければならない。

6 取扱要領

この指示に定めるもののほか、操業の承認等に関する取扱いについては、委員会が別に定める。

7 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和6年3月22日から令和7年5月31日までとする。

別記様式第1号

令和6年一承認番号対委第〇〇〇〇号

あまだい〇〇漁業承認証

住所

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

1 漁業の方法

2 操業区域 次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域

イ 北緯34° 50.19' 東経129° 29.86' (北緯34° 50' 東経129° 30')

ロ 北緯34° 50.19' 東経129° 49.86' (北緯34° 50' 東経129° 50')

ハ 北緯34° 27.19' 東経129° 49.86' (北緯34° 27' 東経129° 50')

ニ 北緯34° 27.19' 東経129° 29.86' (北緯34° 27' 東経129° 30')

なお、() 内は日本測地系による参考経緯度を示す。

3 使用する船舶

- (1) 船名
- (2) 漁船登録番号
- (3) 総トン数
- (4) 推進機関の種類及び馬力数

4 承認の有効期間

年 月 日から 年 月 日まで

5 制限又は条件

- (1) 毎月第2、第4金曜日に操業してはならない。
- (2) 使用する釣針は、たい針11号同等以上とする。
- (3) 操業期間中は、本承認証を当該承認に係る船舶内に備え付け、承認番号を船舶の船橋の両側に表示しなければならない。

年 月 日

対馬海区漁業調整委員会
会長 部原政夫

別記様式2号

対委〇〇〇

備考 各文字及び数字は次により明瞭に表示すること。

- (1) 〇〇〇の部分には、当該船舶に係る承認番号を表示すること。
- (2) 大きさは7センチメートル以上、太さは1.4センチメートル以上、間隔は2.3センチメートル以上とする。
- (3) 文字及び数字は黒色とする。
- (4) 船舶の規模によっては、二段書きによる承認番号の表示も可とする。

長崎県内水面漁場管理委員会指示

令和6年長崎県内水面漁場管理委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、次のとおり指示する。

令和6年3月22日

長崎県内水面漁場管理委員会会長 荒川 敏久

1 指示の内容

県内の公共用水面及びこれと連接して一体を成す水面において、コイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）がコイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあると知事が認めた場合は、当該水系（水面に設置した工作物等により、コイの移動が考えられず、制限する必要がないと判断される水域を除く。）において採捕したコイを持ち出し、他の水域（当該水系以外の河川・湖沼等）に放流してはならない。

この場合、当該水系の範囲等については、知事が別途定め、速やかに公表するものとする。

2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

発行者
長崎市尾上町三番一号

電話直通
（八九二四）
二一
一一
四一

印刷新人

長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田宏
クイックプリント
弥ト